
第 1 編

第4次 地域福祉計画

令和7（2025）年3月

香川県 綾川町

～ 目 次 ～

第1部	第4次 綾川町地域福祉計画	1
第1章	計画策定にあたって	1
【1】	計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】	地域福祉の考え方について	2
第2章	計画の概要	4
【1】	計画の位置付け	4
【2】	計画の策定方法	8
第3章	綾川町の福祉を取り巻く現状	10
【1】	人口等の現状	10
【2】	高齢者の現状	17
【3】	障害のある人の状況	19
【4】	子育て支援の状況	21
【5】	地域の状況	24
【6】	福祉的課題を抱えている人の状況	26
【7】	アンケート調査結果の概要	27
【8】	数値目標の達成状況	36
【9】	本町の主な課題	37
第4章	計画の基本的な考え方	39
【1】	基本理念と基本目標	39
【2】	施策の体系	41
第5章	地域福祉施策の展開	42
基本目標1	地域で支え合う意識づくり	42
基本目標2	地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり	44
基本目標3	地域福祉の担い手づくり	48
基本目標4	困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり	51
基本目標5	住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	56
第6章	綾川町重層的支援体制整備事業実施計画	58
【1】	計画策定の趣旨と位置付け	58
【2】	計画の期間	58
【3】	重層的支援体制整備事業とは	59
【4】	重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	60
【5】	施策の展開	61

第7章 綾川町成年後見制度利用促進基本計画	70
【1】計画策定の趣旨と位置付け	70
【2】計画の期間	70
【3】本町の現状と課題	71
【4】施策の体系	74
【5】施策の展開	74
第8章 綾川町再犯防止推進計画	78
【1】計画策定の趣旨と位置付け	78
【2】計画の期間	78
【3】計画の対象者	78
【4】香川県の動向	79
【5】再犯防止施策を取り巻く本町の現状	80
【6】施策の体系	83
【7】施策の展開	83

第2部 第2次 綾川町自殺対策計画「生きる」を支えるほっとプラン ---87

第1章 計画策定にあたって	87
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	87
【2】計画策定の目的	89
【3】計画の策定方法と期間	90
第2章 綾川町の現状と課題	91
【1】本町の現状	91
【2】アンケート調査結果の概要	98
【3】数値目標の達成状況	101
【4】本町の課題	102
第3章 計画の基本的な考え方	103
【1】自殺対策における基本認識	103
【2】基本理念と基本目標	103
【3】基本方針	104
【4】施策の体系	106
第4章 施策の展開	107
基本目標1 啓発の推進と理解の促進	107
基本目標2 心の健康づくりと人材の育成	110
基本目標3 自殺を予防する支援体制づくり	112

第3部 計画の推進にあたって ---119

【1】推進体制	119
【2】推進状況の進行管理	120

第1部 第4次 綾川町地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 社会的背景

我が国においては、総人口の減少をはじめ少子高齢化や世帯人員の縮小、高齢者世帯の増加などを背景に、近年、地域住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」や高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来、大人が担うべき家事や介護を子どもが過度に行っている「ヤングケアラー問題」など、人々が抱える生活課題は多様化、複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を要因とする事業の縮小や廃業、生活苦や精神的なストレスを抱える人の増加等も大きな社会的な問題となっています。そのような人々が社会との接点が薄くなり、孤立してしまうことで、更なる課題の発生につながる要因ともなっています。

このように、多様化、複雑化する社会的課題の解決に向けて、国においては、制度や分野を超えて、地域住民をはじめ多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、様々な施策を推進しています。

従来、公的な福祉サービスや制度においては、介護が必要な高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活が困窮状態にある人への支援など、対象ごとの枠組みの中で支援が展開されてきました。

地域共生社会とは、このような制度や分野の「縦割り」の関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、分野横断的に地域を支えていく社会とされています。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の多様化、複雑化した支援ニーズに対応するための仕組みづくりが求められています。

2 計画策定の趣旨

本町では、令和2（2020）年3月に「第3次 綾川町地域福祉計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し「個人として尊重され、安心して自立した生活が送れるまち」を基本理念として、地域において支え合いの活動を促進することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

本町では、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決を図るため「第4次 綾川町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、地域福祉を推進する主体である町民の参画とともに、これまでの地域福祉の取組の現状や課題を踏まえ、地域の様々な福祉課題の解決に向けて体系的に取り組むため、全ての福祉計画の上位計画として位置付け、他の福祉関連計画と一体的に「地域福祉」を推進します。

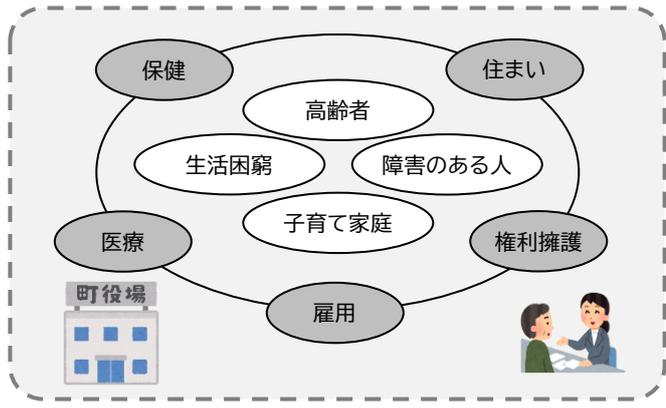
【 地域共生社会とは 】

○ 地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、人々の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

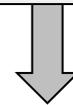
地域

- 支え合い、助け合いの意識の醸成
- 地域住民の気付きによる早期発見、課題解決に向けた取組

つなぐ ↓ ↑ 支援（公助）



- 公的な福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人が共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 地域だけで解決できない問題は行政（町）につなぎます。
- 行政（町）も縦割りをなくし、あらゆる分野の連携（ネットワーク）により、個別の課題を包括的に受け止め、解決に向けた体制を整備します。



包括的支援体制の構築
（重層的支援体制整備事業実施計画により推進）

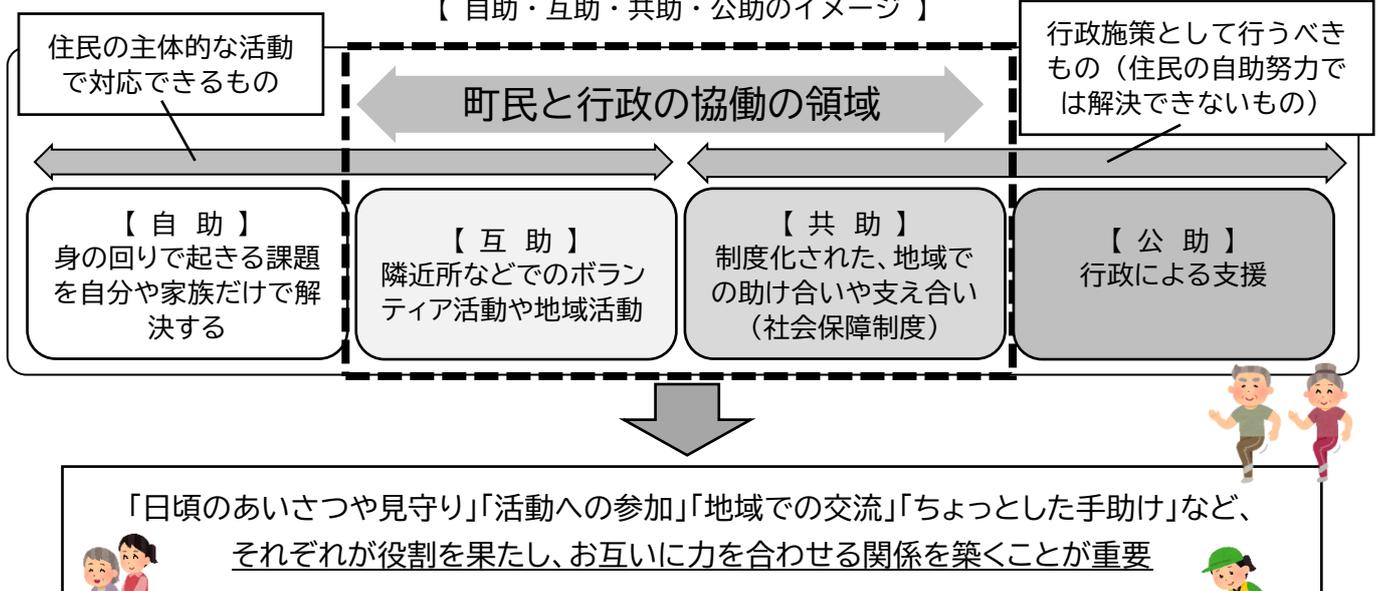
※ 厚生労働省の資料に基づき作成

【 2 】 地域福祉の考え方について

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、対象によって区別されることなく、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会」を実現しようとするものです。

「自助」「互助・共助」「公助」の視点を持ち、地域住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



【 参考／本計画とSDGsとの関係 】

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGs は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指すものです。このグローバルな考え方と地域共生社会の考え方は本計画の考え方と一致することから、本計画においてはSDGsの視点も踏まえて策定します。



第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

1 根拠法

本計画は「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づく、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

平成29（2017）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、これまで「任意計画」とされていたものから「努力義務計画」となりました。

社会福祉法（抜粋）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 「綾川町地域福祉活動計画」の本計画への包含

本計画は、綾川町社会福祉協議会が地域福祉推進のために策定する民間の行動計画である「綾川町地域福祉活動計画」と一体的に策定し、綾川町と綾川町社会福祉協議会が協力して、地域共生社会の実現に向けた施策を推進します。

3 本計画と重層的支援体制整備事業の一体的策定

令和2（2020）年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、重層的支援体制整備事業を行うことができること（第106条の4）が規定されました。

「社会福祉法」第106条の4 重層的支援体制整備事業についての要旨

第106条の4 関係

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。

（令和3（2021）年4月施行）

本町では、この動きに合わせて、令和4（2022）年4月より「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」に着手し、令和6（2024）年3月に策定した「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づいて包括的な支援体制の整備を進めています。

本計画に「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」を含めることで、行政と地域、民間事業所など多様な主体との連携により、誰一人取り残さない相談支援体制等の構築を進めます。

4 本計画と成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の一体的策定

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

国においては、令和4（2022）年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第14条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努力義務化されました。

本町では「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に含めることで、本町の成年後見制度の利用の更なる促進に向けて、地域福祉の施策と一体的に取り組みます。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4（2022）年3月）より作成

さらに、国においては平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和 5（2023）年度から 5 年間で計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定され、政府が取り組む再犯防止施策の充実が盛り込まれています。

本町では「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」（以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく、地方再犯防止推進計画として「綾川町再犯防止推進計画」を策定し、本計画に含めることで、本町の再犯防止施策の充実に向け、総合的かつ計画的に取り組めます。

国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

国の再犯防止推進計画 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

資料：法務省「第二次再犯防止推進計画」（令和 5（2023）年 3 月）より作成

5 計画の期間

本計画の期間は「第 4 次 綾川町総合保健福祉計画」と同じ令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【2】計画の策定方法

1 綾川町総合保健福祉計画策定委員会における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者等によって構成される「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」における協議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、町民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

2 アンケート調査の実施

本町在住の18歳以上の町民における、生活の実態や福祉に対する意識、地域福祉活動やボランティア活動への参加意向等、暮らしやすいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	綾川町 地域福祉の推進に関するアンケート調査
調査対象	18歳以上の町民
調査方法	郵送配布～郵送回収及びWebサイト上で回答
調査期間	令和6（2024）年8月
配布数	1,000人
有効回収数	336人（Webによる回答者92人を含む。）
有効回収率	33.6%（Webによる回答は9.2%）

3 第3次計画における実施状況の点検、課題の抽出

第3次計画では「施策体系」における3つの基本目標と10の基本施策に沿って事業を推進しました。

事業の実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

本計画では、点検及び課題の抽出結果に基づき、今後の取組内容についての検討を行いました。

【 参考／第3次計画の施策体系 】

基本目標	施策の推進内容
<p>【 基本目標1 】 福祉の心を育てるまち</p>	<p>1 福祉教育の推進 2 福祉にたずさわる人材の育成</p>
<p>【 基本目標2 】 いきいき活動するまち</p>	<p>1 地域福祉活動の活性化 2 働きたい人が働けるまちづくり 3 相談機能の強化、福祉サービス・生活支援サービスの推進</p>
<p>【 基本目標3 】 セーフティネットで支え合うまち</p>	<p>1 人権擁護ネットワークづくり 2 住まい・交通・情報基盤の強化 3 要配慮者支援の強化 4 生活困窮者等への支援 5 メンタルヘルス対策の充実</p>

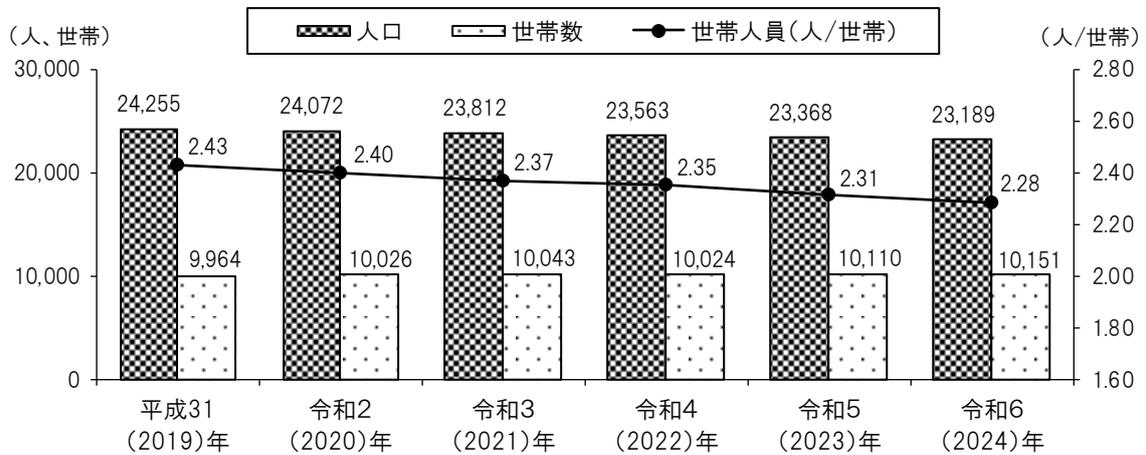
第3章 綾川町の福祉を取り巻く現状

【1】人口等の現状

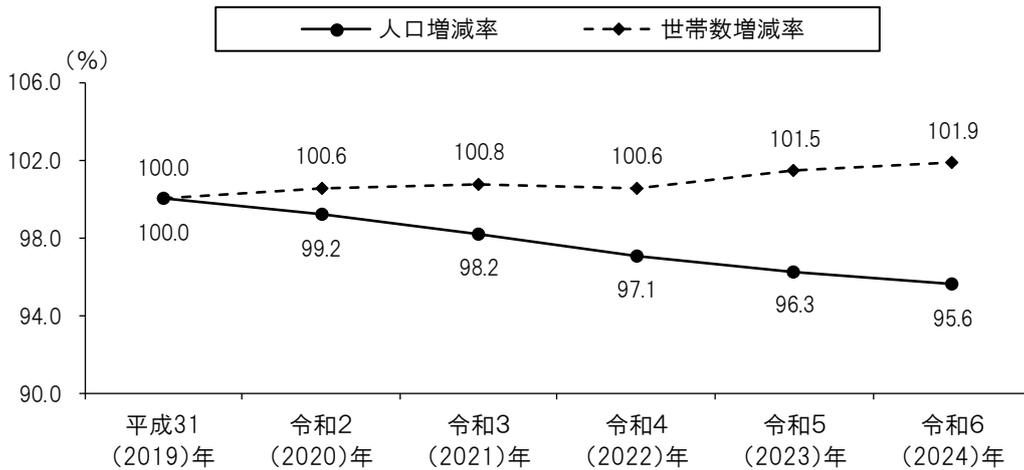
1 人口・世帯数

本町の人口は、減少で推移しており、令和6（2024）年1月1日現在23,189人（平成31（2019）年を100とした場合95.6）となっています。世帯数は、緩やかな増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.43人から令和6（2024）年で2.28人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



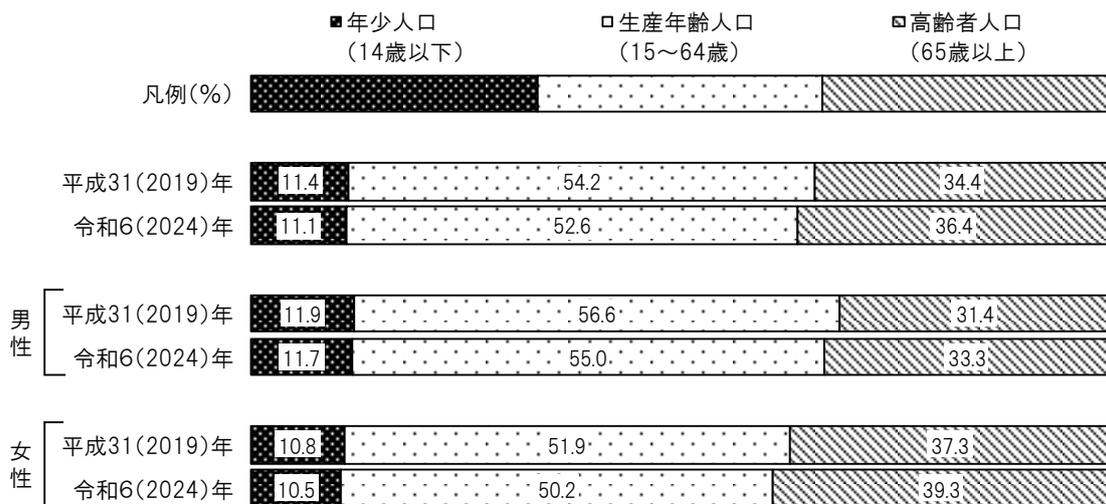
注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、令和6（2024）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が11.1%、「生産年齢人口（15～64歳）」が52.6%、「高齢者人口（65歳以上）」が36.4%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年の34.4%から令和6（2024）年で36.4%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

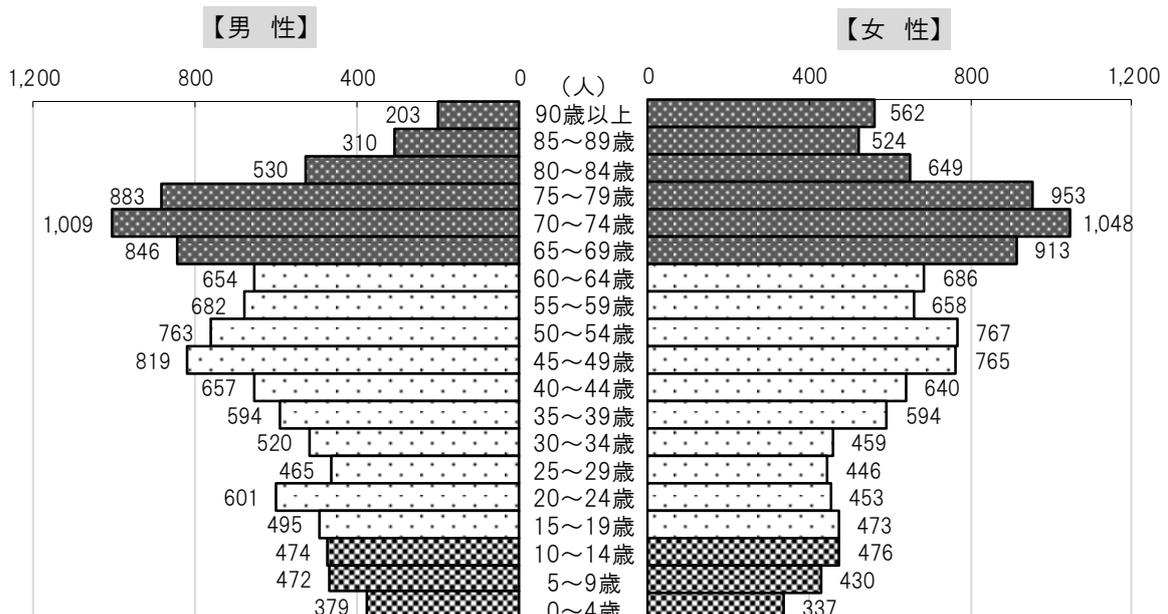
【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】

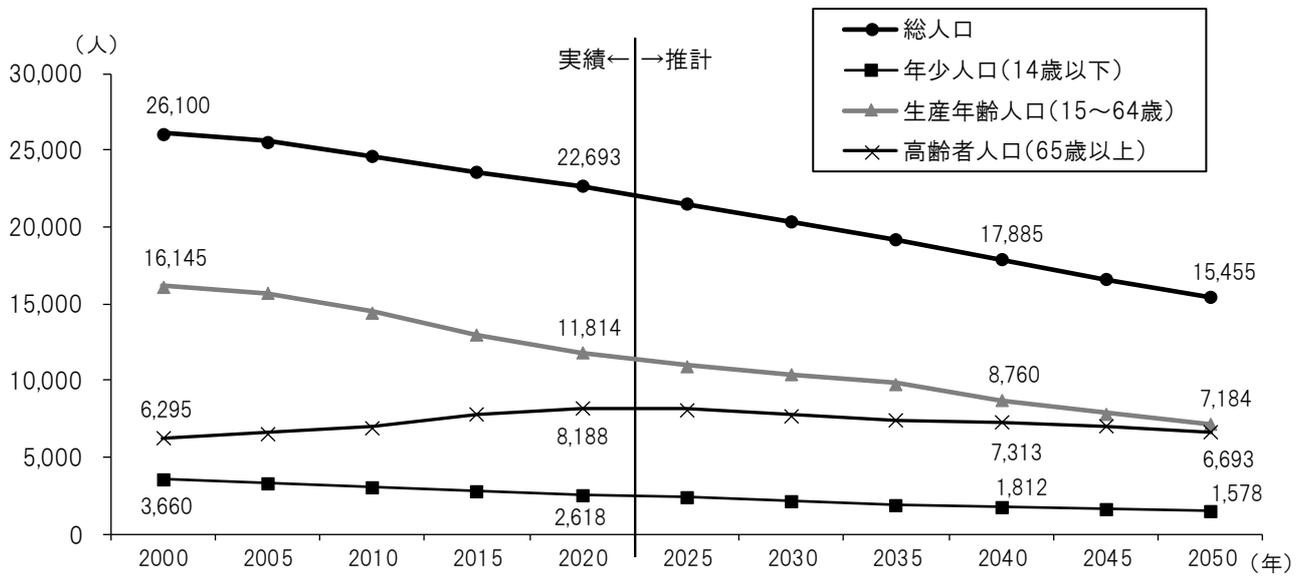


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年1月1日現在）

国立社会保障人口問題研究所による人口推計では、本町の人口は減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、年少人口及び高齢者人口は、緩やかな減少で推移しています。

【 将来推計人口 】



注1：平成17（2005）年以前は合併前の人口を合算

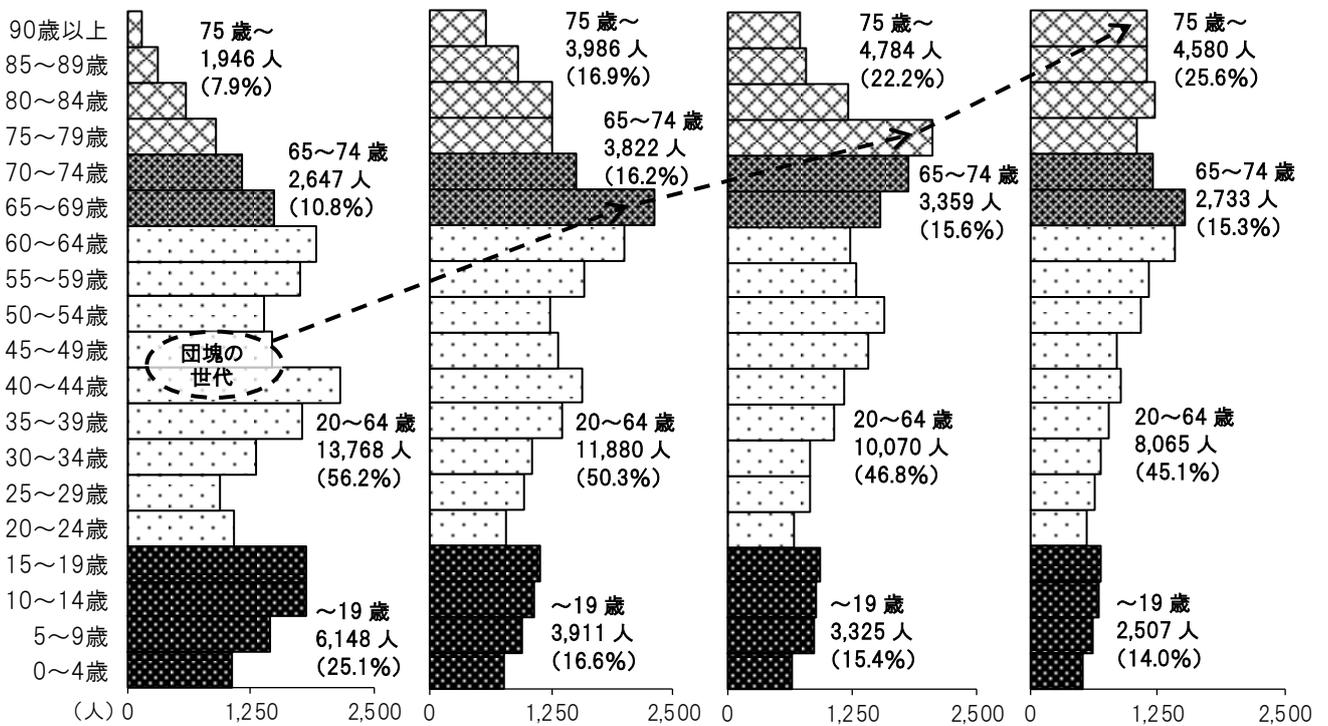
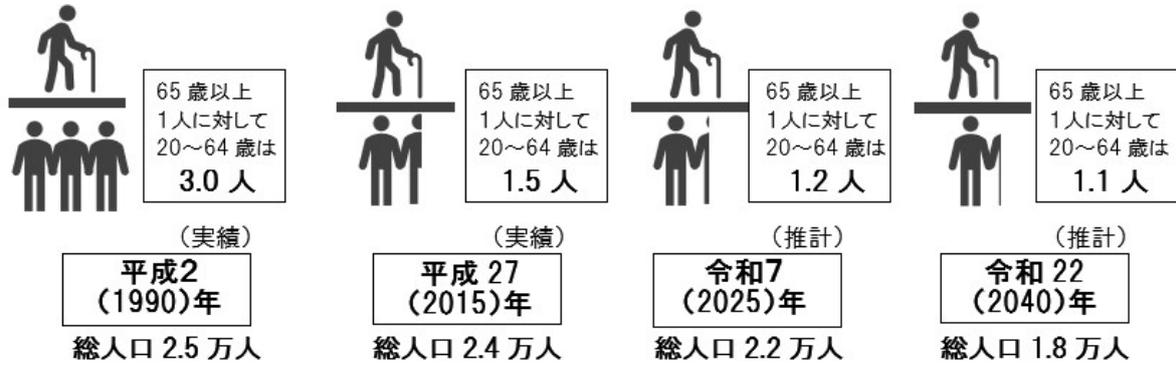
注2：総人口には「年齢不詳」を含む。

資料：平成12（2000）年～令和2（2020）年は国勢調査

令和7（2025）年以降は国立社会保障人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

本町の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を3.0人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.2人で支える構造になると予測されています。

【綾川町の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】



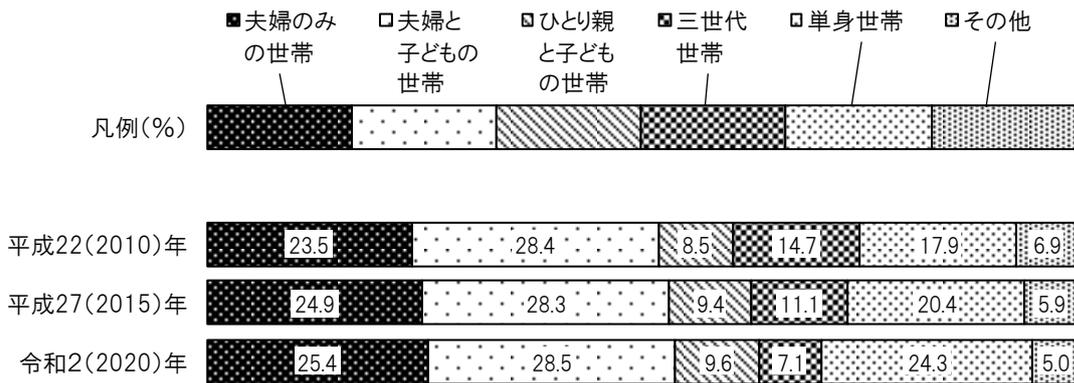
注：平成2（1990）年は合併前の人口を合算
 資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成

3 世帯の状況

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移で見ると、「夫婦のみの世帯」「単身世帯」は増加していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

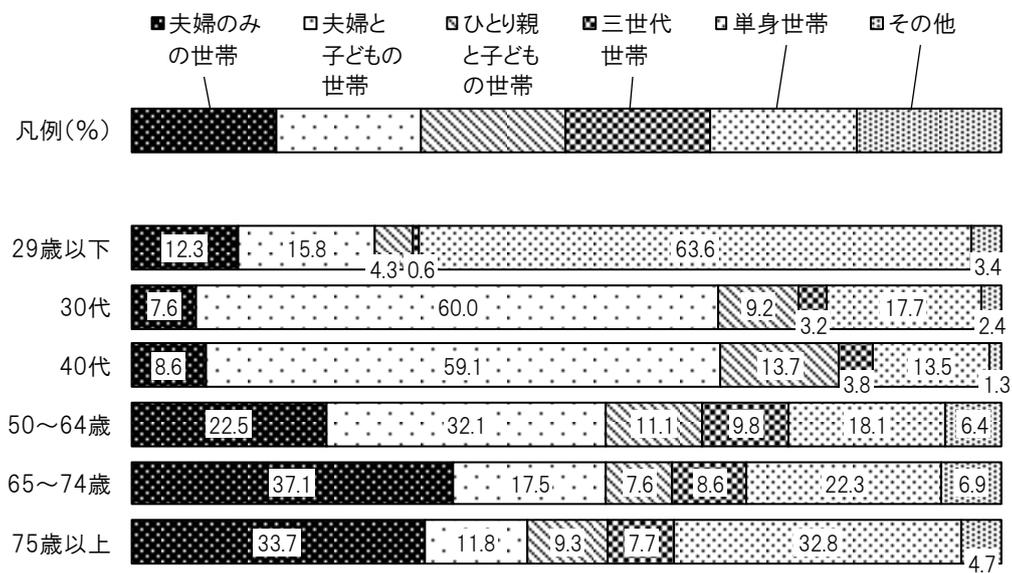
また、年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下及び75歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

4 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本町の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では125世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	92	128	125
母子世帯数	78(84.8%)	110(85.9%)	112(89.6%)
父子世帯数	14(15.2%)	18(14.1%)	13(10.4%)

資料：国勢調査

5 高齢者世帯の状況

本町の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成 27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	8,531	100.0	8,837	100.0	3.6
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,854	56.9	5,041	57.0	3.9
高齢者単身世帯	1,007	11.8	1,235	14.0	22.6
高齢者夫婦世帯	1,232	14.4	1,394	15.8	13.1
高齢者同居世帯	2,615	30.7	2,412	27.3	-7.8

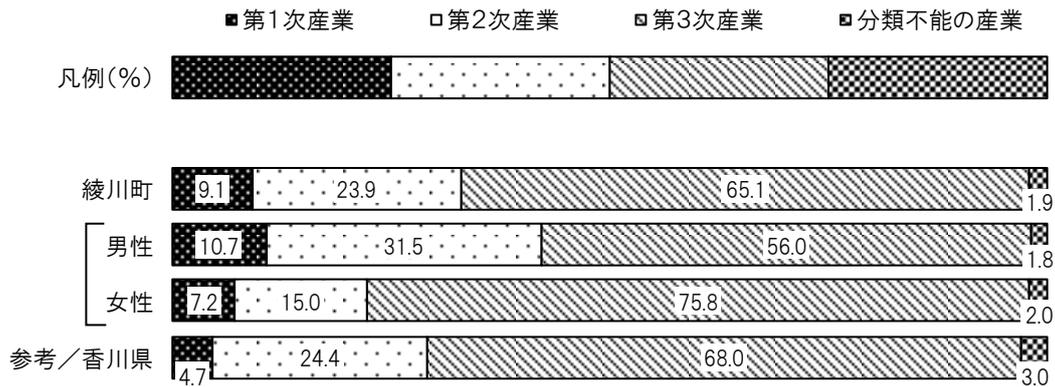
資料：国勢調査

6 産業別就業者構成比

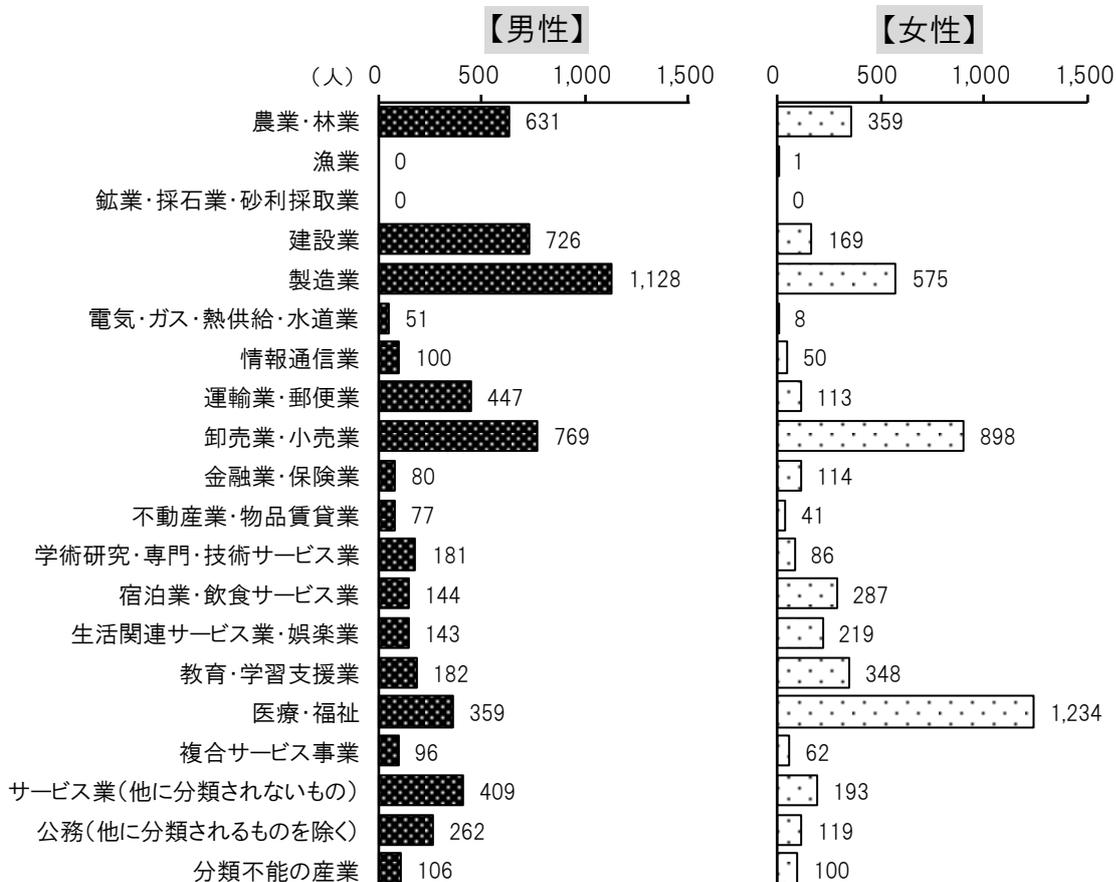
本町の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が9.1%、第2次産業が23.9%、第3次産業が65.1%となっています。香川県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

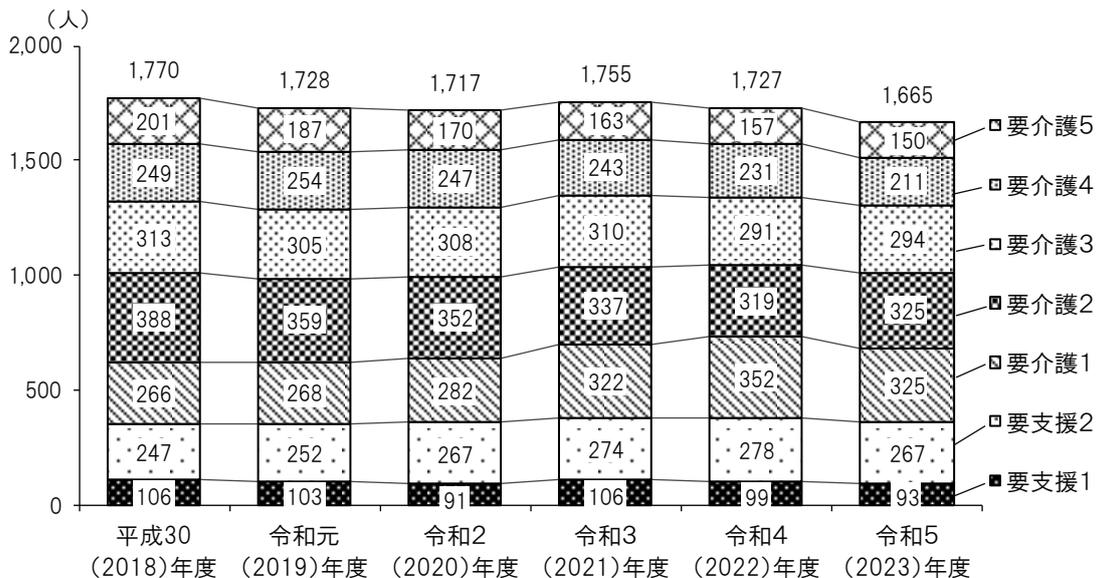
【2】高齢者の現状

1 要介護等認定者数

介護保険の対象者となる要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は1,665人となっています。

要介護度別でみると、要介護1及び要介護2が多くなっています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末日現在）

2 認知症高齢者の状況

町内における認知症高齢者数をみると、増加傾向にありましたが令和3（2021）年に減少に転じ、令和5（2023）年では995人、認知症の割合は11.8%となっています。

【 認知症高齢者の状況 】

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
認知症高齢者数(人)	1,123	1,135	1,139	1,067	989	995
認知症割合*(%)	13.6	13.6	13.6	12.6	11.7	11.8

※ 65歳以上人口（住民基本台帳（各年1月1日現在））に占める割合

資料：MCWE L介護保険システムより認知症自立度Ⅱ以上で抽出（各年3月末日現在）

3 認知症サポーター養成者数

認知症サポーター養成者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は83人となっています。

【 認知症サポーター養成者数の推移 】

（単位：人）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症サポーター養成者数	48	175	18	52	15	83

資料：綾川町地域包括支援センター認知症サポーター養成講座受講者一覧（各年度3月末日現在）

4 高齢者虐待に関する相談件数

高齢者虐待に関する相談件数は、令和5（2023）年度は10件となっています。

【 高齢者虐待に関する相談件数の推移 】

（単位：件）

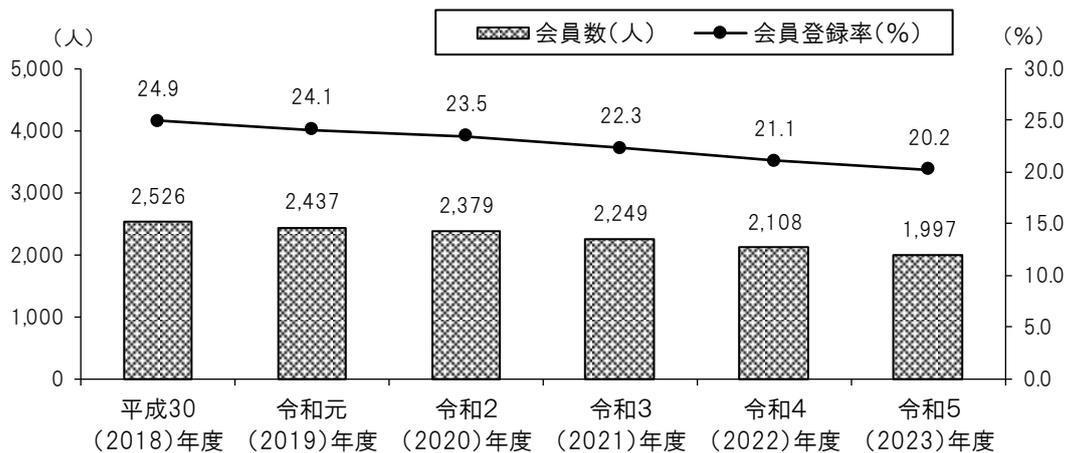
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談件数	2	8	13	10	8	10

資料：綾川町地域包括支援センター高齢者虐待相談件数一覧（各年度3月末日現在）

5 老人クラブ会員数

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度では1,997人、会員登録率は20.2%となっています。

【 老人クラブ会員数の推移 】



注：会員登録率は、60歳以上人口（住民基本台帳（各年度4月1日現在））に占める割合
資料：綾川町老人クラブ登録名簿（各年度4月1日現在）

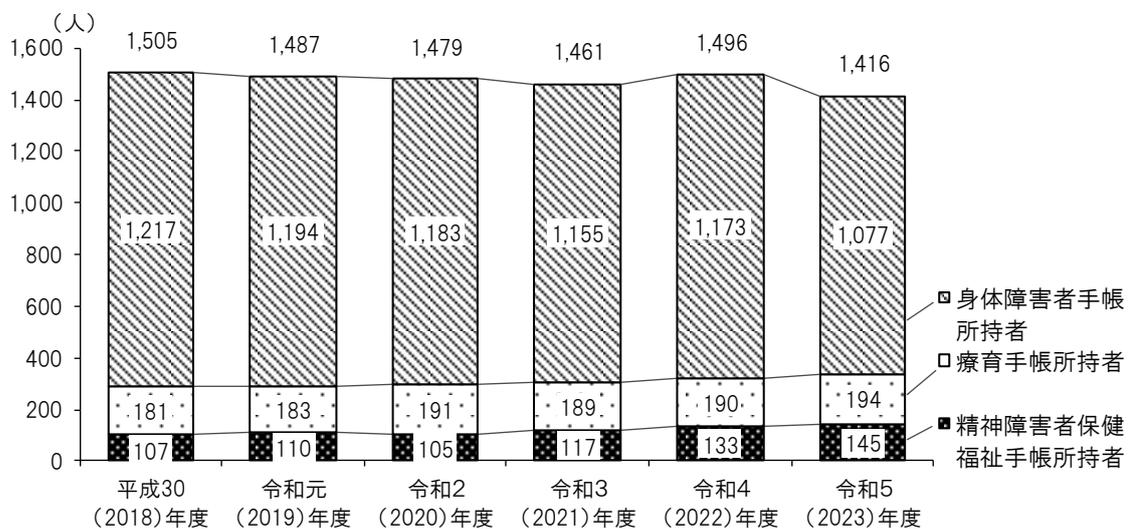
【3】 障害のある人の状況

1 障害者手帳所持者の状況

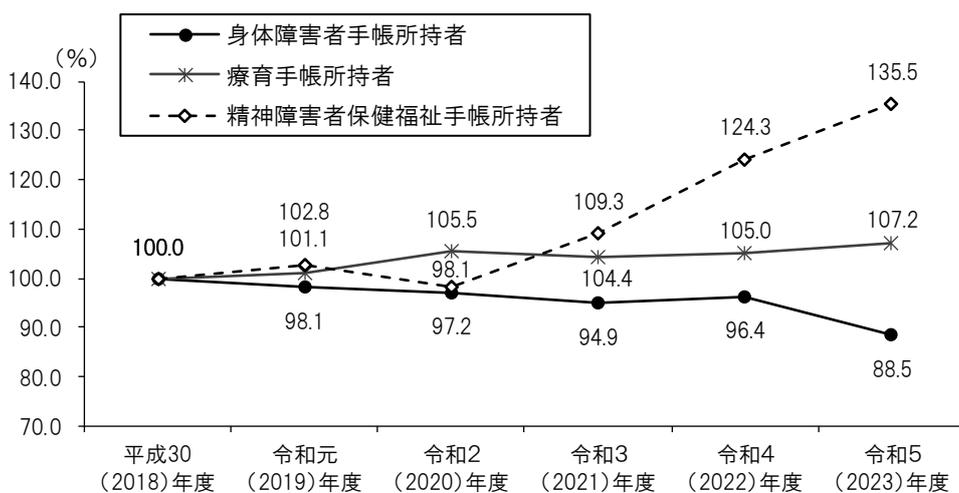
本町の障害者手帳所持者数は、長期的には減少で推移しています。

手帳の種類別でみると、令和5（2023）年度は「身体障害者手帳所持者」が1,077人と最も多く、全体の7割以上（76.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は194人（全体に占める構成比13.7%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は145人（同10.2%）となっています。平成30（2018）年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加していますが「身体障害者手帳所持者」は減少しています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



【 障害者手帳所持者数の増減率 】



注：増減率は平成30（2018）年度を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：福祉行政報告例（各年度3月末日現在）

2 自立支援医療受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、長期的には増加傾向にあり、令和5（2023）年度では257人となっています。また、更生医療の受給者数は、おおむね横ばいで推移しています。

【 自立支援医療受給者の状況 】

（単位：人）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
更生医療	61	45	43	47	47	48
育成医療	4	3	2	3	1	2
精神通院医療	209	209	237	245	242	257

資料：更生医療、育成医療は福祉行政報告例（各年度2月末日現在）、精神通院医療は香川県の精神保健（各年度3月末日現在）

3 特別支援学級の状況

特別支援学級の児童数は、小学校では増加傾向にあり、小学校で55人、中学校で14人となっています。

【 特別支援学級の状況 】

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
小学校	学級数	12	15	15	16	16	16
	児童数(人)	32	36	36	43	48	55
中学校	学級数	7	6	5	2	2	3
	生徒数(人)	11	11	10	7	8	14

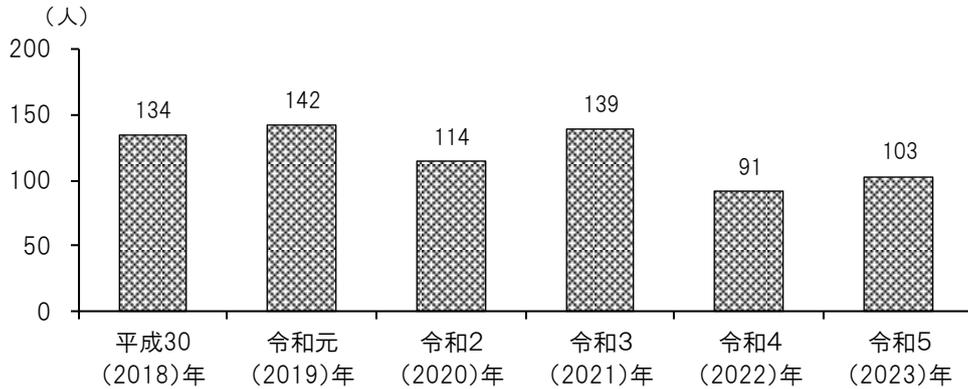
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

【4】子育て支援の状況

1 出生等の状況

本町の出生数は、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年は103人となっています。

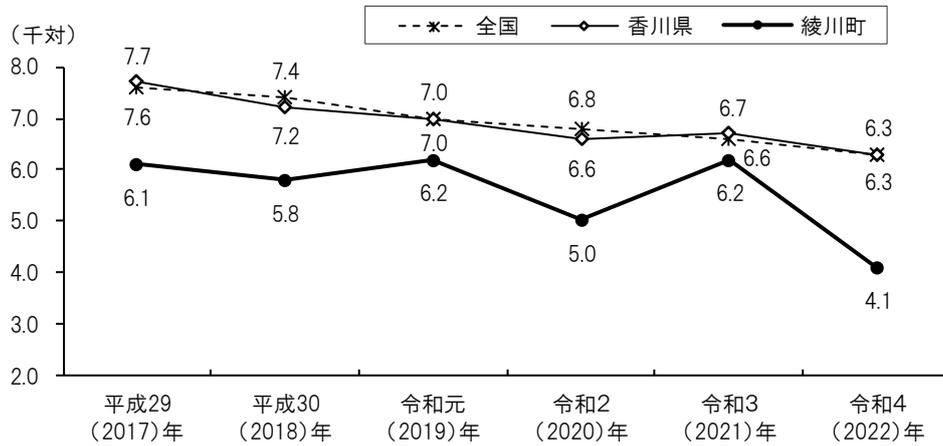
【 出生数の推移 】



資料：人口動態統計

本町の出生率※は、全国や香川県の平均を下回って推移しています。

【 出生率の推移（人口千対） 】

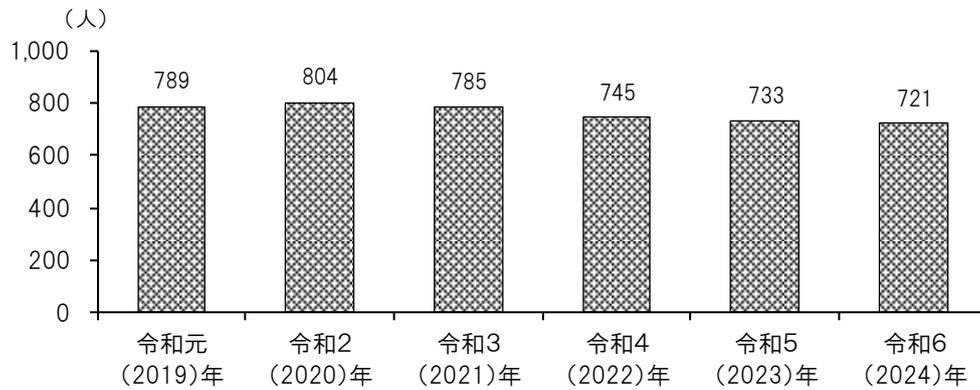


※ 出生率とは、人口1,000人当たりにおける出生数
資料：人口動態統計

2 町立こども園の利用状況

町立の認定こども園は6か所あり、入園児童数は令和6（2024）年で721人と、緩やかに減少傾向にあります。

【 入園児童数の推移（幼稚園・認可保育所・認定こども園の合計） 】



【 幼稚園の状況 】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	2	0	0	0	0	0
児童数(人)	7	0	0	0	0	0

【 認可保育所の状況 】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	5	0	0	0	0	0
児童数(人)	580	0	0	0	0	0

【 認定こども園の状況 】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	1	6	6	6	6	6
児童数(人)	202	804	785	745	733	721

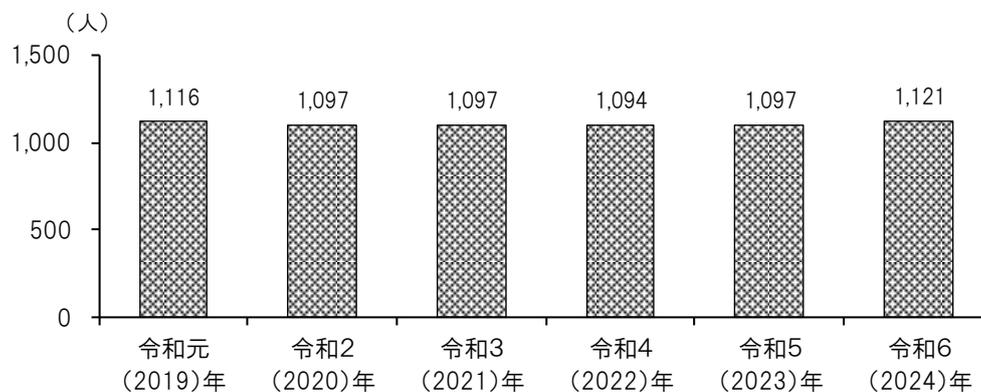
資料:こども園幼児数月報(各年5月1日現在)

3 小中学校児童・生徒数

(1) 小学校児童数

町内の小学校児童数は、おおむね横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年は1,121人と増加しています。

【 小学校児童数の推移 】

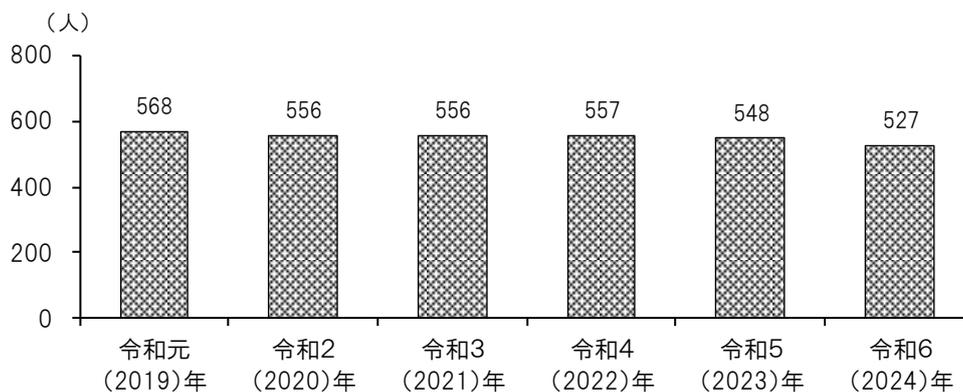


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 中学校生徒数

町内の中学校生徒数は、近年は減少傾向にあり、令和6(2024)年では527人となっています。

【 中学校生徒数の推移 】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

【5】地域の状況

1 自治会数

本町では、令和6（2024）年で373の自治会があり、近年は緩やかに減少傾向にあります。また、自治会加入世帯数及び自治会加入率も減少傾向にあり、令和6（2024）年で5,463世帯、53.7%の加入率となっています。

【自治会数の推移】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
自治会数	382	380	380	379	377	373
自治会加入世帯数	6,021	5,920	5,830	5,719	5,608	5,463
自治会加入率(%)	60.3	58.9	57.9	57.1	55.3	53.7

資料：総務課（各年4月1日現在）

2 自主防災組織数

本町では、令和6（2024）年で134の自主防災組織があります。

【自主防災組織数の推移】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
自主防災組織数	132	132	136	136	134	134

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

3 避難行動要支援者数

避難行動要支援者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年では2,538人となっています。

【避難行動要支援者数の推移】

（単位：人）

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
避難行動要支援者数	2,259	2,272	2,272	2,394	2,485	2,538

資料：庁内資料（福祉総合システム）（各年3月末日現在）

4 社会福祉協議会の会員数

社会福祉協議会の一般会員数は減少傾向にあり、令和5（2023）年は4,582世帯、加入率は55.5%となっています。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
一般会員数(世帯)	5,227	5,011	5,040	4,795	4,793	4,582
加入率(%)	63.0	61.0	61.3	57.9	58.0	55.5

資料：総務課（令和6（2024）年7月末日現在）

5 ボランティア活動の状況

介護予防サポーター及び介護支援ボランティアの人数は、近年、増加傾向にあります。ボランティア保険への加入者数は、令和5（2023）年は413人と、長期的には減少で推移しています。

【ボランティア活動の状況】

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
介護予防サポーター(人)	505	522	538	550	561	577
介護支援ボランティア(人)	320	330	316	325	345	356
ほっと歓協力員(人)	335	355	364	366	362	335
ほっと歓協力機関	59	61	66	66	66	70
ボランティア保険加入者個人 (人)	814	657	469	529	494	413
ボランティア協会登録団体 (団体)	14	14	14	15	14	9

資料：綾川町ボランティア連絡協議会（令和6（2024）年7月現在）

6 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員は44人、主任児童委員は4人となっています。

【民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況】

(単位：人)

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
民生委員・児童委員	44	44	44	44	44	44
主任児童委員	4	4	4	4	4	4

資料：庁内資料（各年12月1日現在）

【6】福祉的課題を抱えている人の状況

1 生活保護世帯数

本町の生活保護世帯数は、緩やかに増加しており、令和6（2024）年は63世帯となっています。保護人員は近年、横ばいで推移しており、令和6（2024）年では73人となっています。また、世帯類型別では、高齢世帯が最も多くなっています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

（単位：世帯）

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
受給世帯数(全体)	50	53	53	60	62	63
高齢世帯	17	23	21	25	27	28
傷病障害世帯	17	17	21	24	23	22
母子世帯	5	5	3	3	2	1
その他世帯	11	8	8	8	10	12
保護人員(人)	74	73	82	86	73	73

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

2 児童扶養手当受給世帯数

本町の児童扶養手当受給世帯は、令和6（2024）年では172世帯、そのうち18歳以下の子どもは272人となっており、近年は減少傾向にあります。

【児童扶養手当受給世帯数等の推移】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
児童扶養手当受給世帯数(世帯)	215	208	195	194	185	172
18歳以下の子どもの数(人)	-	297	288	294	286	272

注：「-」は数値不明

資料：児童扶養手当名簿（各年3月末日現在）

3 児童虐待相談件数

本町の児童虐待相談件数については、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年は16件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】

（単位：件）

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
児童虐待相談件数	17	24	14	2	11	16

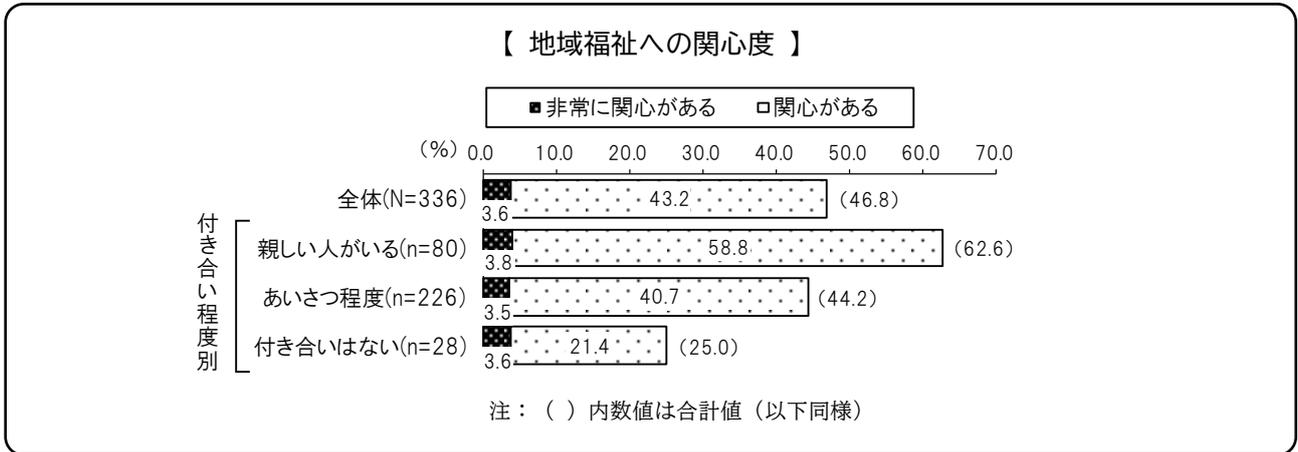
資料：綾川町要保護児童対策地域協議会資料より作成（各年3月末日現在）

【7】アンケート調査結果の概要

1 地域福祉の意識づくりについて

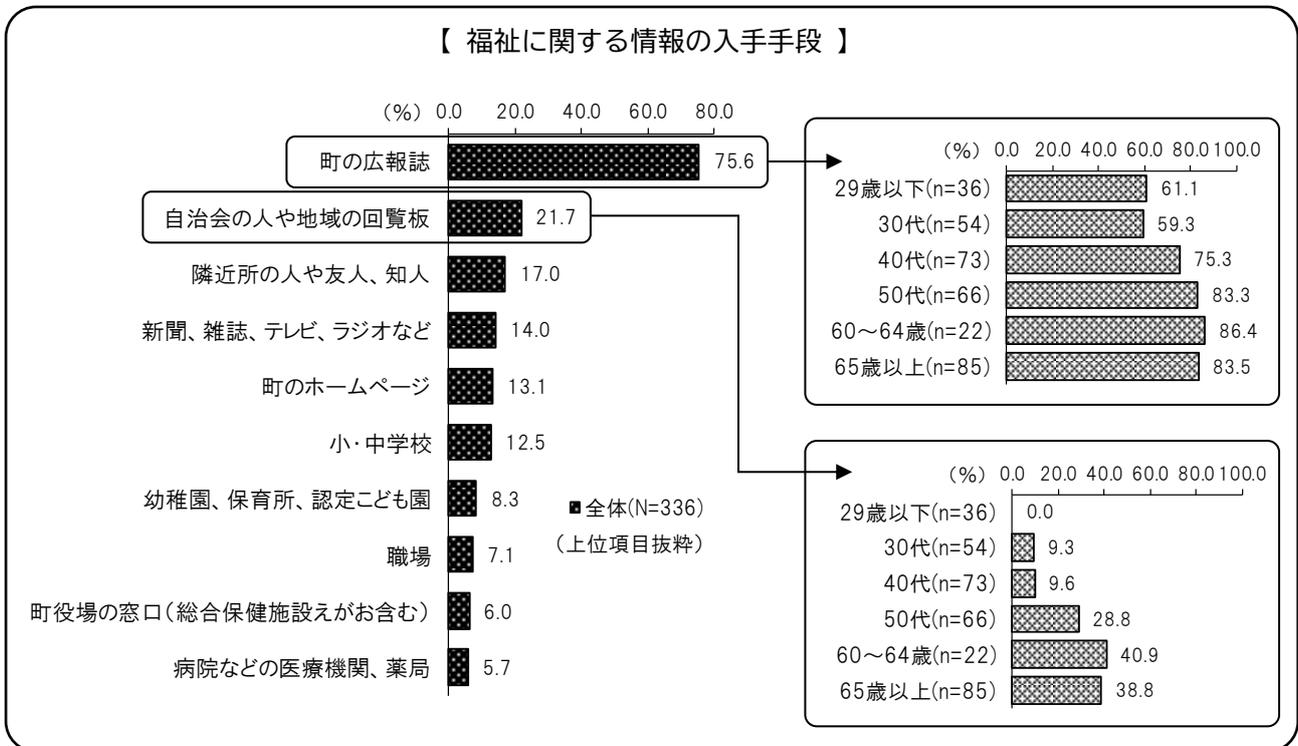
(1) 地域福祉への関心度

- ・ 地域福祉への関心度をみると、半数近くが関心度を示しており、特に近所との付き合いが親密な人ほど関心度も高い傾向にあります。



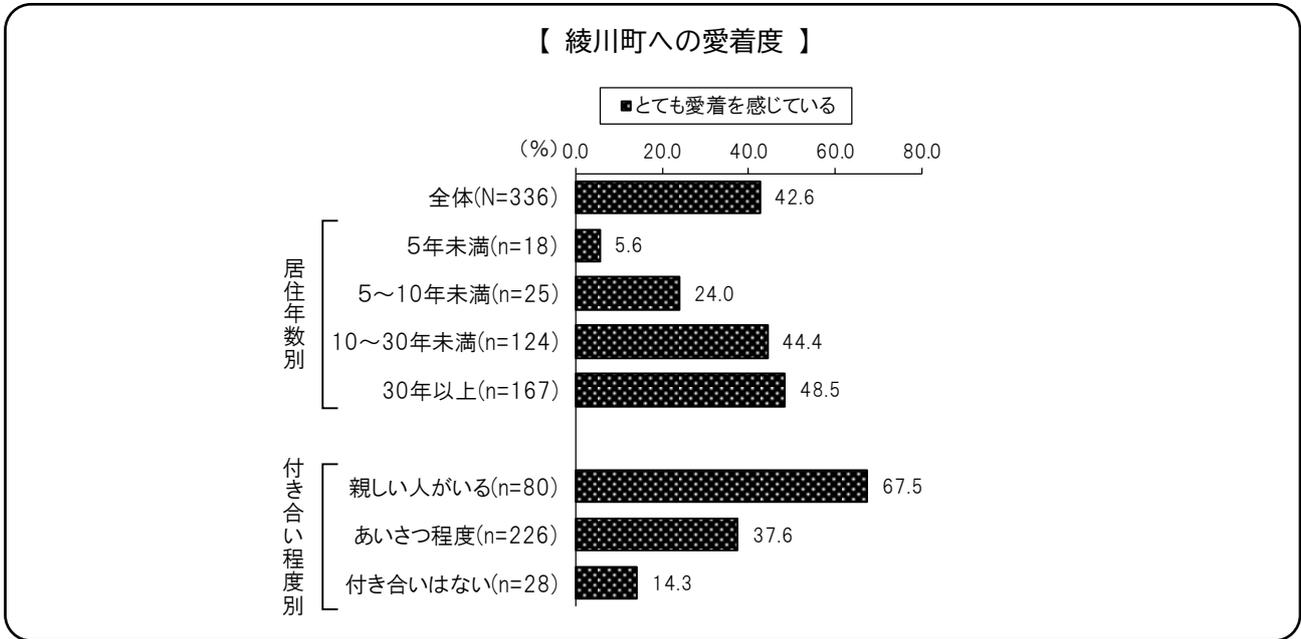
(2) 福祉に関する情報の入手手段

- ・ 福祉に関する情報の入手手段としては、特に 50 代以上の年齢層では町の広報誌や地域の回覧板などが多く、年齢による差が顕著にみられます。



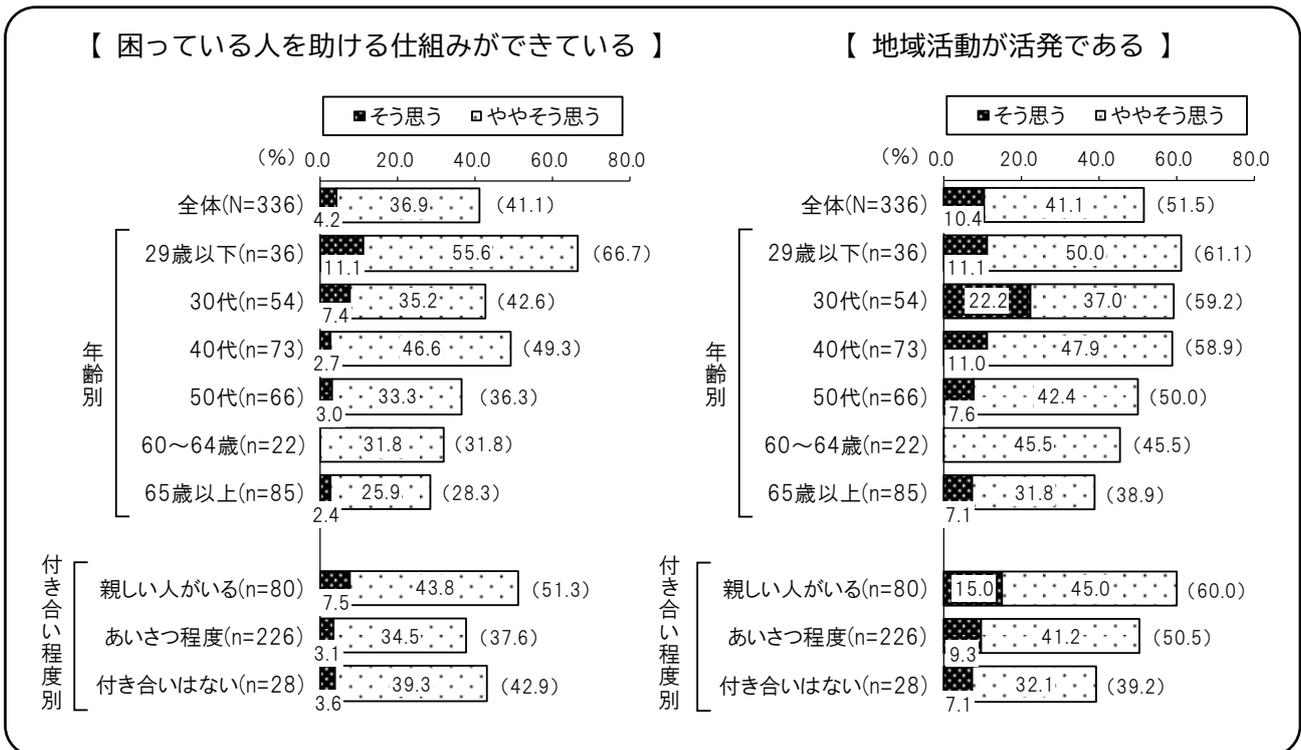
(3) 綾川町への愛着度

- 綾川町に対して、4割以上がとても愛着を感じており、居住年数が長くなるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど愛着度が高くなっています。



(4) 困っている人を助ける仕組みについて

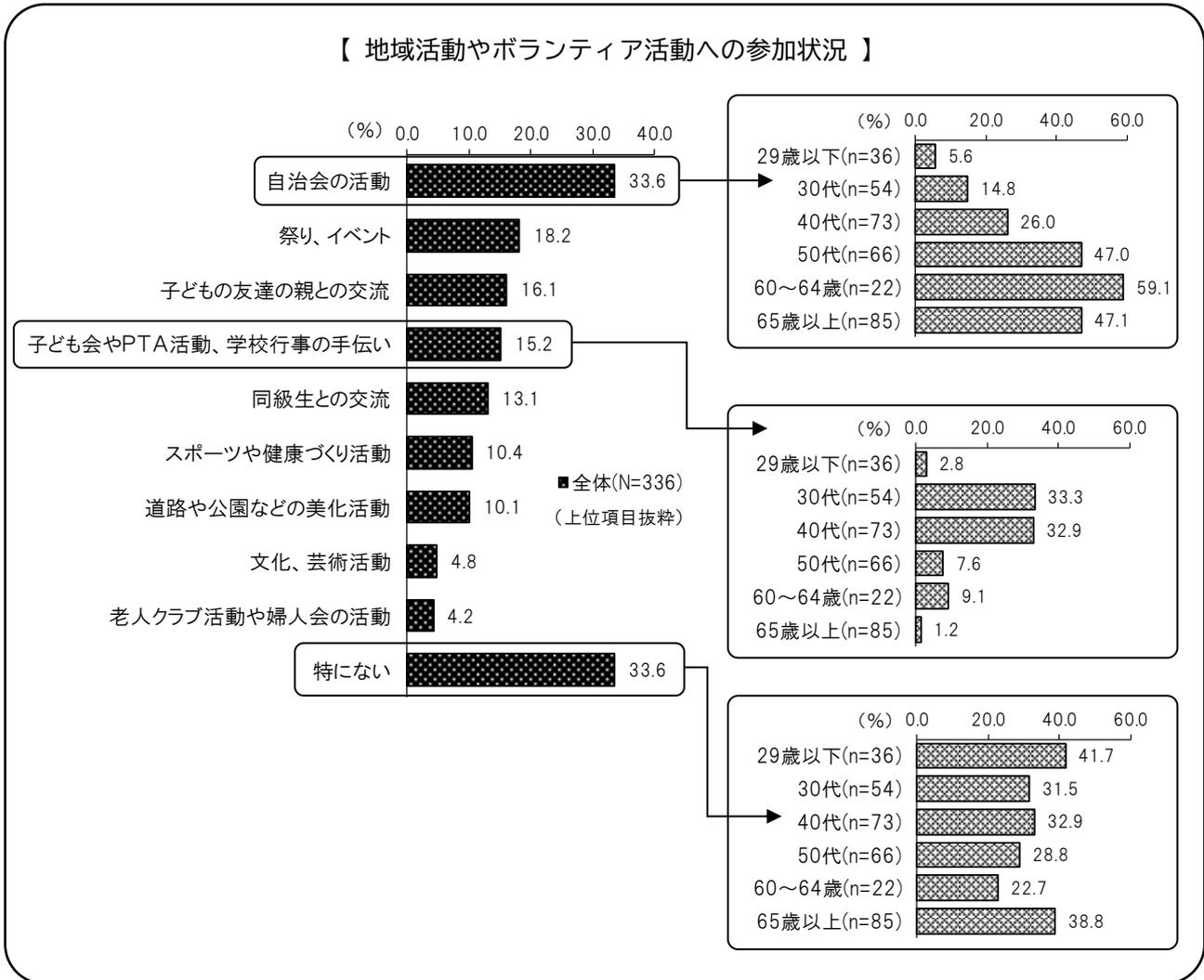
- 困っている人を助ける仕組みについては、約4割ができていると回答しており、特に29歳以下で多くなっています。また、地域活動について約半数が活発であると回答しており、近所との付き合いが親密な人ほどそう思う人が多くなっています。



2 地域活動やボランティア活動等について

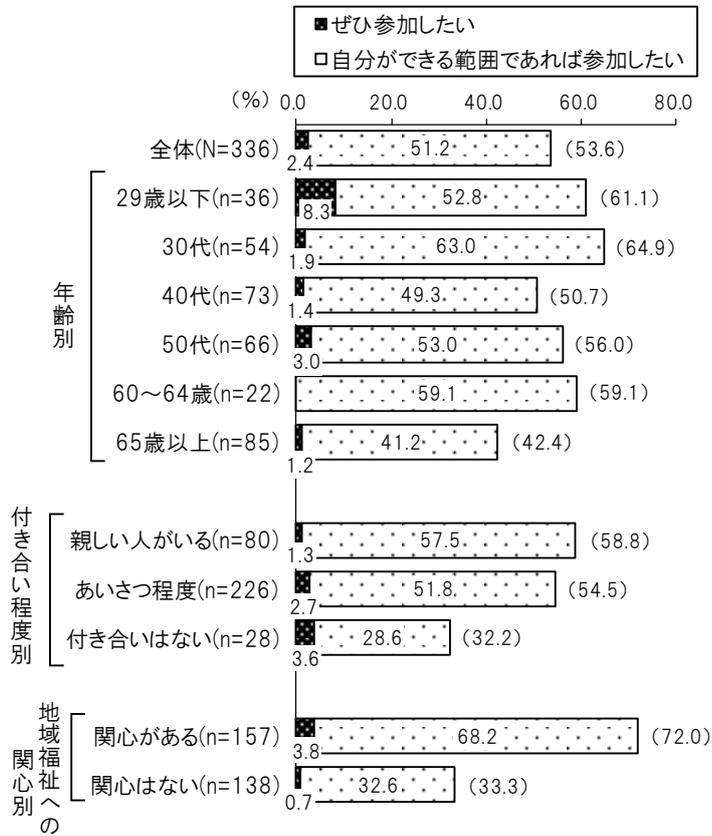
(1) 参加状況と今後の参加意向

- ・ 地域活動やボランティア活動への参加状況をみると、自治会などの活動をはじめ、祭りやイベントへの参加者は全体的に多く、30～40代の子育て世代では、子ども会やPTA活動、学校行事の手伝いが多くなっています。しかし、29歳以下の若い年齢層では地域活動そのものへの参加が少ない状況です。



- ・ 地域活動やボランティア活動への参加意向は半数以上あり、近所との付き合いが親密な人や地域福祉に関心がある人で参加意向が高くなっています。

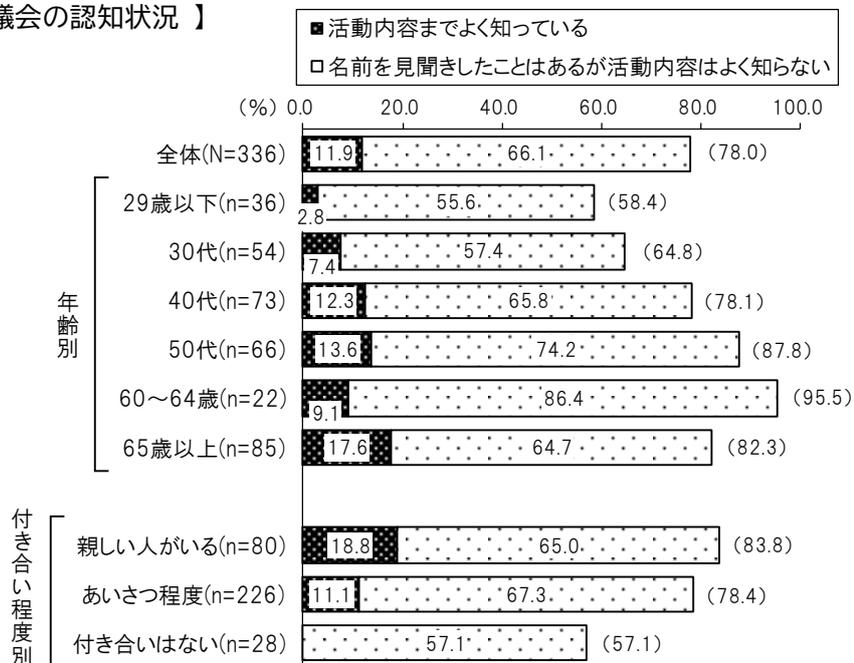
【 地域活動やボランティア活動への参加意向 】



(2) 社会福祉協議会等の認知状況

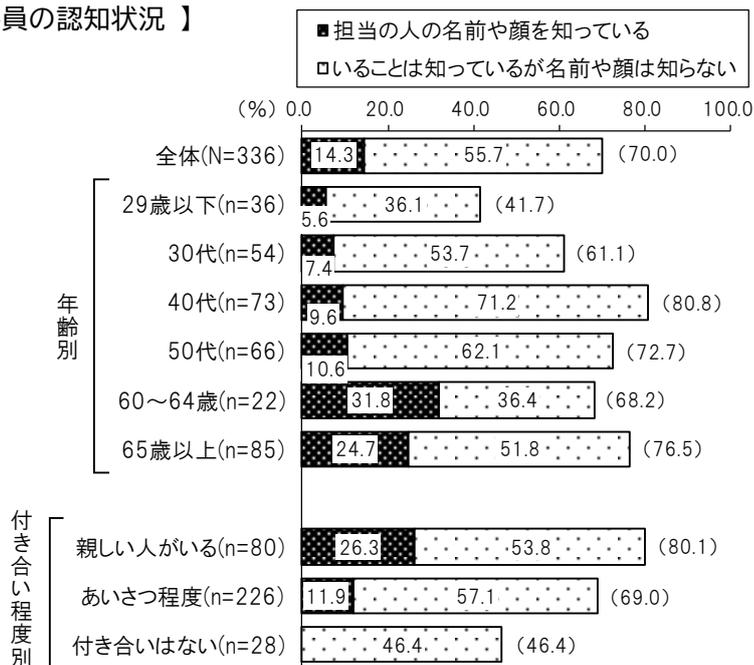
- 綾川町社会福祉協議会について、名称のみ知っている人を含めると8割近くになりますが、活動内容まで知っている人は1割程度となっています。年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど、認知率が高くなっています。

【綾川町社会福祉協議会の認知状況】



- 民生委員・児童委員の認知率は7割を占めており、年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど認知率も高い傾向にあります。一方、若い年齢層や近所との付き合いが薄い人では、名前や顔を知っている割合が低い傾向にあります。

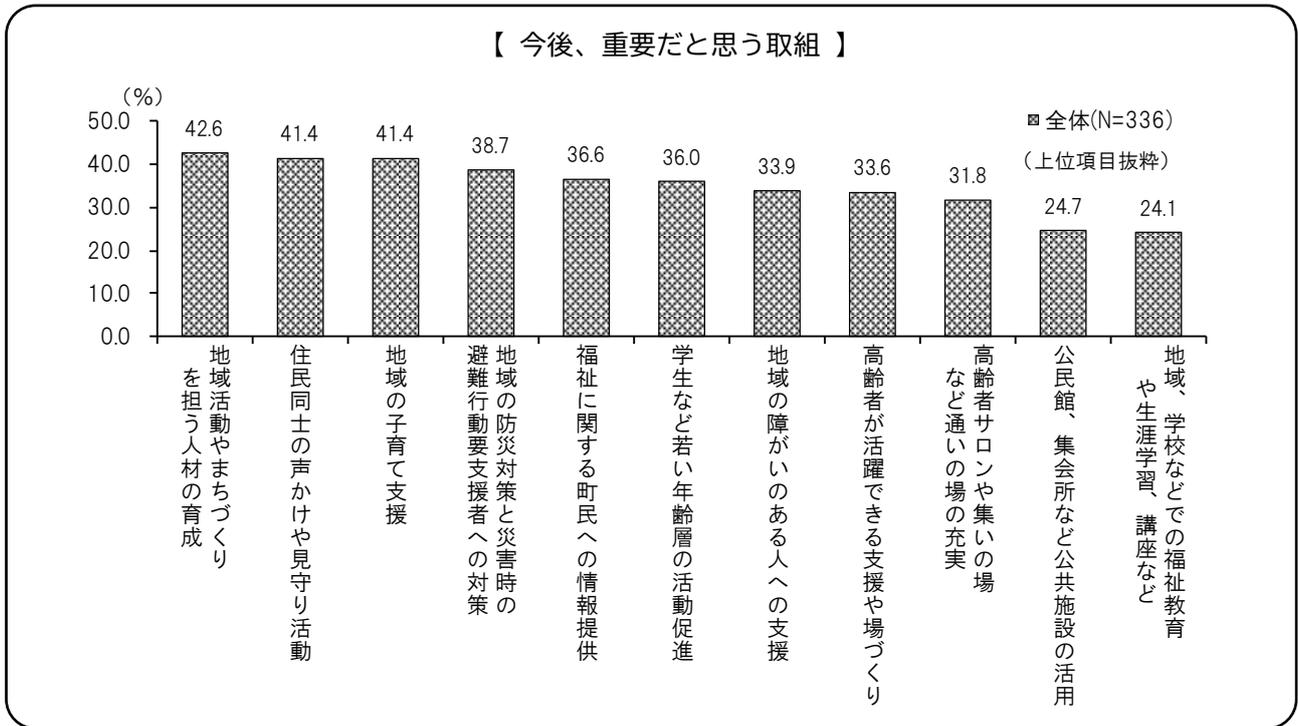
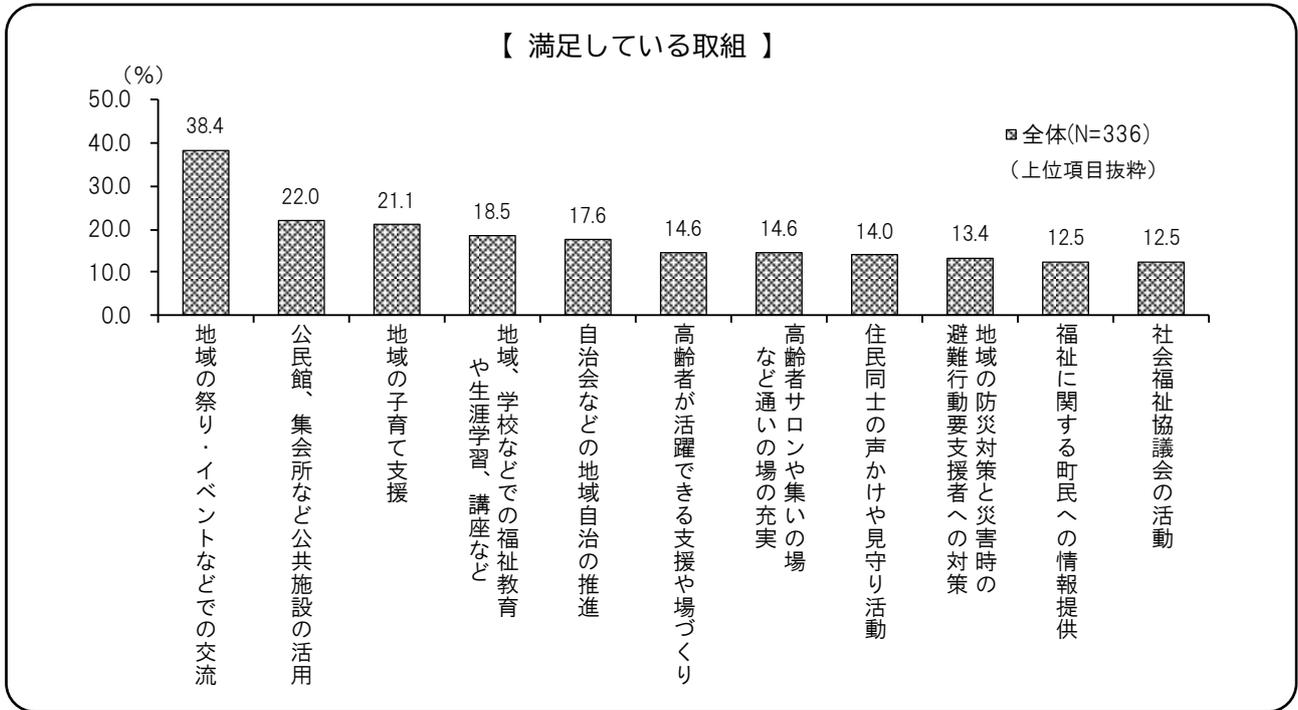
【民生委員・児童委員の認知状況】



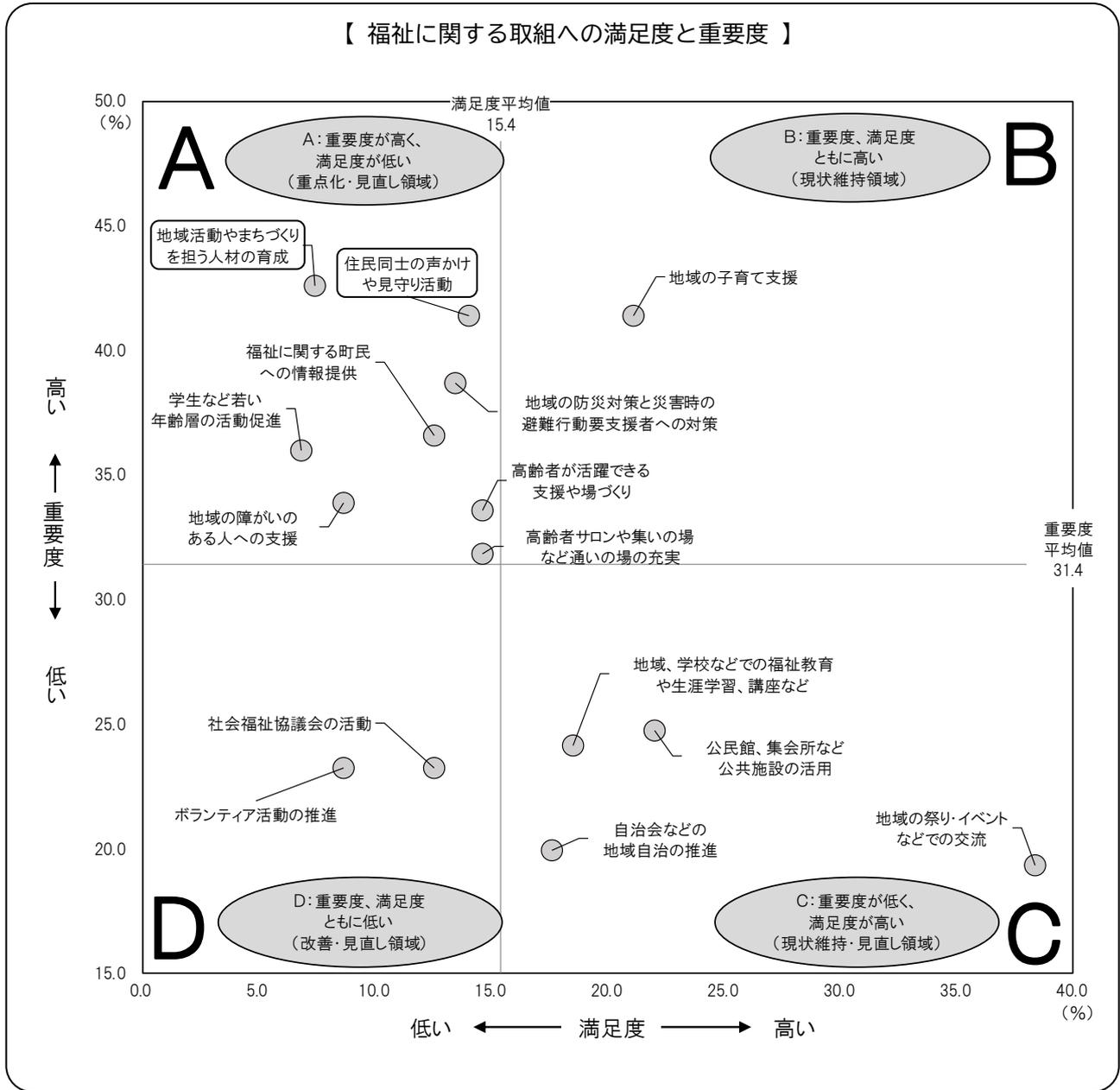
3 綾川町の福祉施策について

(1) 重要度と満足度

- ・ 満足している取組としては「地域の祭り・イベントなどでの交流」「公民館、集会所など公共施設の活用」「地域の子育て支援」などが上位に回答されています。
- ・ 今後、重要だと思ふ取組については「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「住民同士の声かけや見守り活動」「地域の防災対策と災害時の避難行動要支援者への対策」などが上位に回答されています。

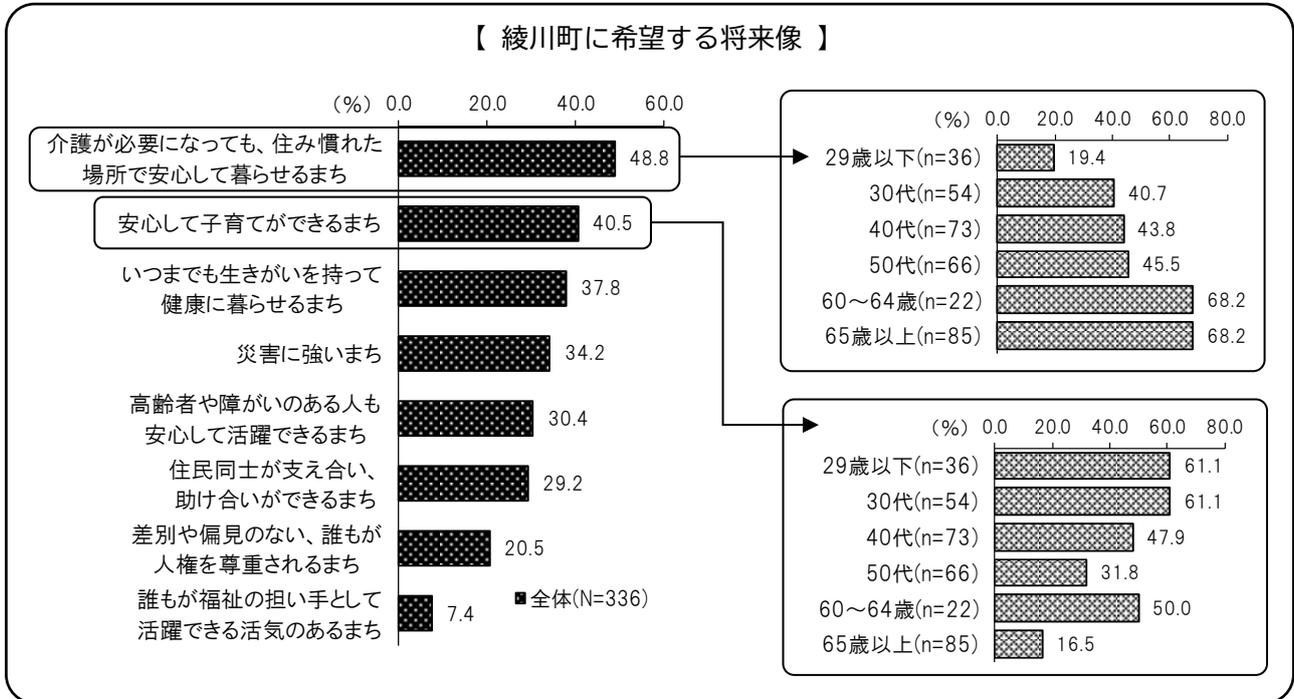


- 綾川町の福祉に関する取組について、現状の満足度と重要度の両面から、重点的に取り組むべき施策をみると「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「住民同士の声かけや見守り活動」など、人材育成の強化や地域で見守ることができる体制づくりが求められています。



(2) 綾川町に希望する将来像

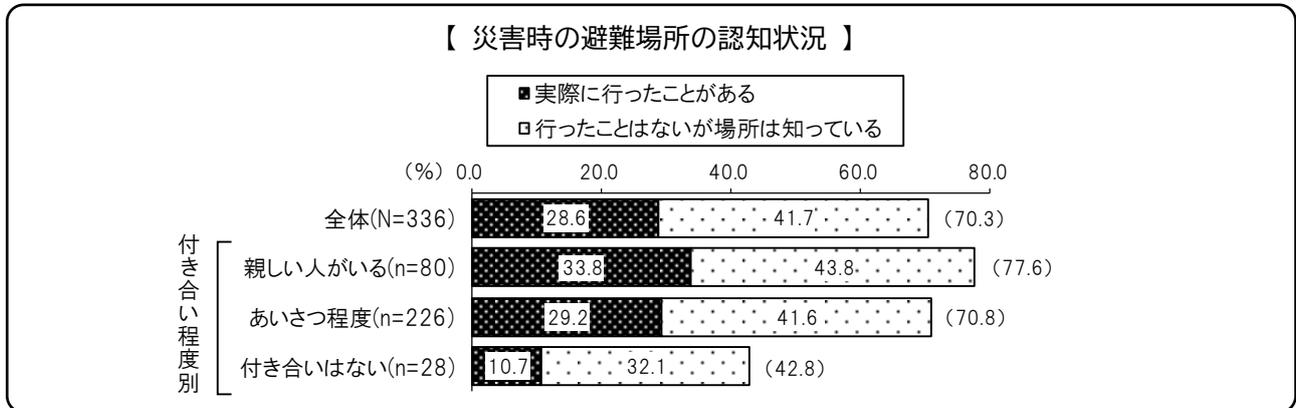
- 綾川町に希望する将来像については、年齢が上がるほど「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまち」、30代以下の若い年齢層で「安心して子育てができるまち」などの割合がそれぞれ高くなっています。



4 安全・安心な暮らしについて

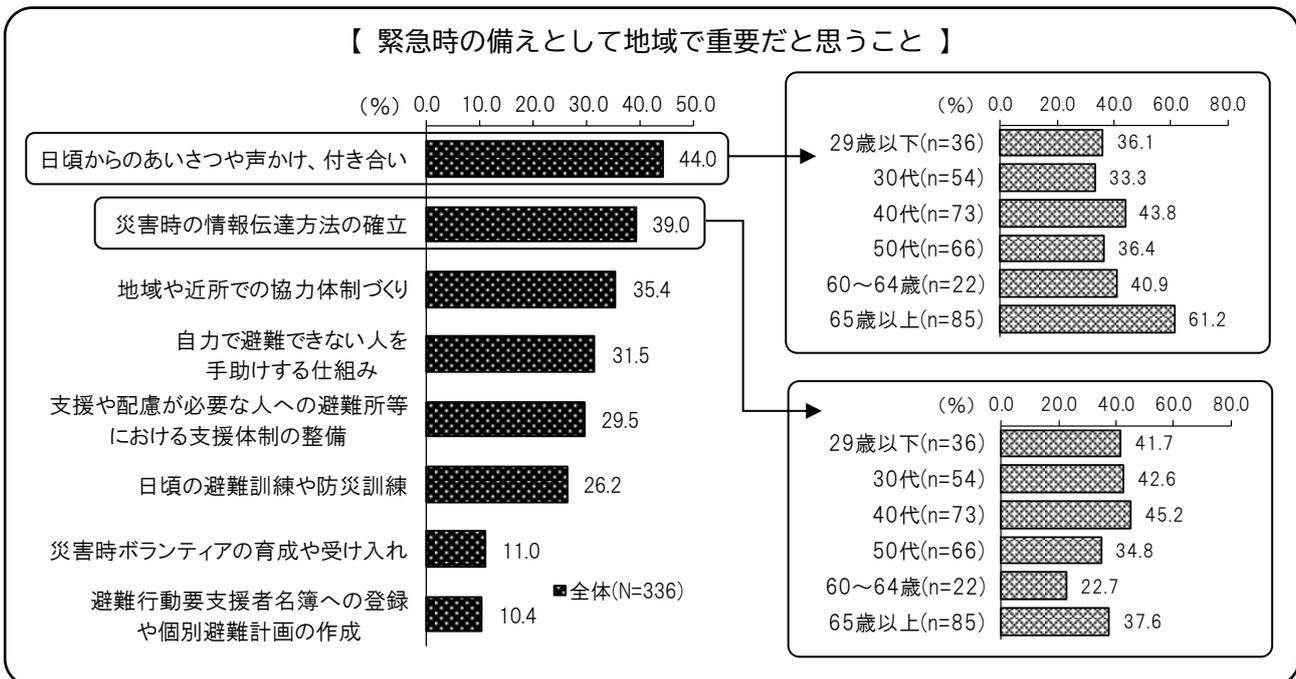
(1) 災害時の避難場所について

- ・ 災害時の避難場所について7割が認知していますが、近所との付き合いが薄い人は避難場所の認知率が低く、付き合いが親密な人との差が顕著となっています。



(2) 災害時の備えについて

- ・ 災害など緊急時の備えとしては、65歳以上で日頃からのあいさつや声かけを重視する割合が高く、40代以下では情報伝達方法の確立などが重視されています。



【8】数値目標の達成状況

項目	策定時	目標値	実績値
	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度
① 綾川町に「とても愛着を感じている」割合	42.7%	60.0%以上	42.6%
② 綾川町は、高齢者や障害のある人などにとって住みやすいと思う割合 (そう思う+ややそう思う)	65.8%	80.0%以上	45.5%
③ 年間のボランティア参加率	59.3%	80.0%以上	65.8%
④ 近所付き合いをほとんどしていない人の割合	6.0%	2.0%以下	8.3%
⑤ 自分の地域は地域活動が活発であると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	46.9%	60.0%以上	51.5%
⑥ 自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	33.6%	60.0%以上	41.1%
⑦ 自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	30.3%	60.0%以上	37.8%
⑧ 自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	55.6%	80.0%以上	52.3%

【9】本町の主な課題

公的資料等統計データの分析や第3次計画における取組の点検内容、アンケート調査結果等から読み取れる地域福祉に関する本町の課題を整理しました。

1 地域福祉の意識づくり

- 町民一人ひとりに地域福祉に関心を持ってもらうために、地域の身近な問題を意識し、無理のない範囲で地域の活動や取組に参画してもらう機会の提供を充実していくことが重要です。そのため、本町の広報誌やホームページはもとより、若い年齢層に向けてSNS等のデジタルツールを活用するなど、世代に合わせた柔軟で効果的な情報の発信方法の検討が必要です。
- 教育や保育の場において、子どもの頃から地域福祉や人権尊重意識について学ぶ機会を充実する必要があるとともに、生涯学習の場などを活用した、幅広い年齢層に向けた、地域福祉に対する意識を醸成する取組が必要です。

2 支え合いのつながりづくり

- アンケート調査結果では、近所付き合いの親密さと綾川町への愛着度には強い相関がみられることから、幅広い年齢層や様々な考え方を持つ多様な人たちが、主体的に交流することができる場所や機会の充実を図ることが重要です。また、近所付き合いが希薄な人をはじめ、これまで参加経験がない人も含めて、幅広く地域の活動について周知し、気軽に参加できる機会を充実することが必要です。そのため、福祉活動を推進するNPO法人や関係団体によるネットワークづくりが必要です。

3 福祉の担い手の確保

- アンケート調査結果では、若い世代は、地域活動やボランティア活動にあまり参加していない現状があるものの、今後の参加については、町民の過半数、また、20～30代の6割以上が参加の意向を示しており、積極性がうかがえます。特に若い年齢層や未参加の人など、誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の企画や雰囲気づくり、環境づくりが必要です。
- アンケート調査結果では「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」が、本町における重要な課題として最も多く回答されています。地域福祉の基礎ともいえる地域活動を存続させるために、次世代の人材の発掘と育成に向けた取組の強化が必要です。そのため、元気な高齢者の活躍の促進など、多様な考え方に基づく人材の確保が必要です。

4 より身近で包括的な相談支援体制づくり

- アンケート調査結果では、孤立を「常を感じている」人と「ときどき感じている」人は、合計で約2割みられます。町民の様々な悩みや困りごとを、気軽に相談することができる相談窓口の充実が必要であるとともに、関係機関と連携した、多様なニーズに応じて適切な福祉サービスへとつなぐ支援が必要です。また、本町が推進している「重層的支援体制整備事業」の推進により、相談者が来るのを待つだけではなく、アウトリーチ※の考え方に基づくアプローチ方法なども検討し、早期に支援につなぐ体制づくりを推進する必要があります。
- 地域の身近な問題や子育ての悩みなど、地域住民の立場で相談に応じる民生委員・児童委員の活動内容について、その周知や取組についての情報発信の充実が必要です。

※ 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなぐプロセスのこと。

5 安全で安心な生活環境づくり

- アンケート調査結果より、隣近所との付き合いの親密さは、防災意識や災害時の避難行動に影響する要因の一つであることがうかがえます。日常的に隣近所との関係を深める取組を進め、災害等緊急時に、より実行力のある「互助」の充実につないでいくことが必要です。また、地域における避難困難者の把握と防災支援体制づくりを進めるとともに、世代による情報入手手段の違いに応じた情報伝達や共有の仕組みを整備することが必要です。
- アンケート調査結果では、将来の綾川町に対して「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくり」が求められています。今後、高齢化は継続的な進行が見込まれることから、それに伴う高齢者の一人暮らし世帯や認知症になる人の増加などを見据え、対象となる人の早期発見をはじめ、権利擁護に関する総合的な取組の推進が必要です。そのため、成年後見制度等の内容について、分かりやすい情報提供や周知をはじめ、綾川町社会福祉協議会と連携し、制度の適切な利用の促進が必要です。
- 防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境づくりが求められています。「再犯防止推進計画」はその一環として、罪や非行を犯した人に対する更生支援を図るための重要な取組であり、今後の適切な運用が必要です。

【1】基本理念と基本目標

本町では、第3次地域福祉計画において「個人として尊重され、安心して自立した生活を送れるまち」という基本理念に基づき、様々な地域課題について、地域住民同士の支え合いや助け合い活動の推進により、住み慣れた地域での安心して暮らしたの実現を目指してきました。

本町における福祉や健康に関する分野別の計画は、この考え方に基づいて様々な施策が実行されています。

この度、本計画の策定に向けて実施したアンケート調査等の現状分析結果からは、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小傾向などを背景とする地域活動の担い手の不足、地域におけるつながりの希薄化や孤立を感じている人の増加など、様々な問題が明らかになりました。また、地域だけでは解決できない複雑化、複合化した課題を抱える人が増加傾向にあることも分かってきました。

このような地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、町民同士が相互に助け合う「互助」だけでなく、町民や地域の関係団体等と行政が連携しながら、地域福祉を推進していく必要があります。

本計画においては、第3次計画の基本理念を継承しながら、町民と行政が協働し、お互いに力を合わせる関係性を構築しながら、縦割りではない包括的な支援体制の構築を推進します。また、地域住民をはじめ多様な主体がつながり、力を発揮することができる「地域共生社会」の実現を目指して、様々な取組を推進します。

● 本計画の基本理念 ●

誰もが個人として尊重され、 ともにつながり 支え合う 地域共生のまち

この基本理念に基づき、町民の人権や地域福祉に対する関心を高め、理解を促進するとともに、属性や世代を超えた人と人とのつながりづくりを推進し、気にかけてあう関係性や地域の絆を深め、誰もが個人として尊重され、活躍でき、安心感を持って暮らすことができる地域共生のまちづくりを推進します。

本計画では、この「基本理念」の実現に向けて、国や県の動き、本町における社会的背景の変化や新たな課題等を踏まえ、改めて地域福祉に関する5項目の「基本目標」を定めます。「基本目標」に基づいて「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。また、本計画では、綾川町社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、町民の意思と参加を尊重しながら地域福祉を推進します。

【 地域共生社会とは 】



農業経営高校出前講座



地域の茶話会



カフェ昭和 毎月第2・第4土曜日午前 有志で開催（昭和公民館）

【2】施策の体系

【基本目標1】地域で支え合う意識づくり

- 基本施策1 福祉の意識を高める啓発の推進
- 基本施策2 福祉の心を育てる学びの場の充実

【基本目標2】地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり

- 基本施策1 支え合いの関係づくり
- 基本施策2 地域における交流の場づくり

【基本目標3】地域福祉の担い手づくり

- 基本施策1 地域活動やボランティアへの参加の促進
- 基本施策2 保健福祉の担い手の育成

【基本目標4】困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり

- 基本施策1 誰一人取り残さない相談支援の充実
- 基本施策2 多様な福祉サービスの展開
- 基本施策3 権利擁護の推進

【基本目標5】住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- 基本施策1 地域で支え合う防災対策
- 基本施策2 安全・安心な人にやさしいまちづくり

第5章 地域福祉施策の展開

基本目標1 地域で支え合う意識づくり

【基本施策1】福祉の意識を高める啓発の推進

地域福祉を推進するためには、町民一人ひとりが、地域との関わりを持てる仕組みを知ることが必要です。町民の地域福祉に対する関心や意識を高めるため、町の広報誌やホームページ、SNS等多様な手段を活用し、幅広い年齢層に情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく、入手しやすい情報の発信に努めます。

取組名	取組内容	担当課
(1)町民への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の広報誌やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用し、本計画及び地域福祉の考え方や地域共生社会の意義等について町民に周知を図るとともに、意識啓発を推進します。 ○ 特に若い年齢層に向けては、SNS等インターネットを活用した情報提供を充実するなど、幅広い年齢層への啓発を推進します。 	総務課 健康福祉課 生涯学習課
(2)地域福祉情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する活動についての講座やセミナー、研修会等を開催するとともに、広く町民の参加を促進します。 	健康福祉課 生涯学習課
(3)人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の広報誌への「人権同和教育だより」の連載をはじめ「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」に基づく人権教育の実施など、人権啓発活動を推進します。 	住民生活課 生涯学習課

綾川町社会福祉協議会による取組[※]

- 「福祉大会」を開催し、福祉に関する啓発活動を推進します。
- 「高齢者学級」や祭りなど、地域の催事の場において、介護や防災に関する福祉教育を開催し、福祉に対する意識を高める場の在り方について、地域住民と共に検討を進めます。

※ 本計画では「綾川町社会福祉協議会による取組」を「綾川町地域福祉活動計画」として位置付けます。
 注：取組名に記載している番号は、庁内整理用の番号を示す。（以下同様）

【基本施策2】福祉の心を育てる学びの場の充実

教育や保育の場において、児童・生徒に対する地域福祉及び人権尊重意識の醸成に努めます。

生涯学習の場などを活用し、町民の誰もが参加しやすい福祉に関する学びの場を充実することにより、地域福祉に対する意識を醸成するとともに、多様性を認め合う人権意識を醸成します。

取組名	取組内容	担当課
(4)児童・生徒への人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校において、人権教室や人権の花活動を実施し、人権や人権擁護についての知識を分かりやすく学べる機会の確保に努めます。 ○ 子ども一人ひとりの人権を尊重する保育を実践し、子どもの自尊感情を育むとともに、こども園職員への研修機会の充実を図り、資質の向上に努めます。 	住民生活課 子育て支援課 学校教育課
(5)人権の尊重と多様性を認め合う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や地域、職域などあらゆる場や機会を捉えて、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、LGBTQ※など様々な人権課題について、幅広い年齢層に対して正しい理解の促進に努め、人権意識の醸成を図ります。 	住民生活課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
(6)児童・生徒への福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用した、福祉施設の訪問や福祉作文の募集など、福祉に関する多様な体験活動を通して、児童・生徒に対して福祉への理解と関心を高め、行動するための力を育みます。 	学校教育課
(7)地域における学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、地域で福祉や人権等について、誰もが参加しやすい学ぶ機会を充実し、広く町民と地域の福祉課題を共有し、解決に向けて積極的に取り組む意識づくりを推進します。 	住民生活課 健康福祉課

※ 次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。L（レズビアン）：女性の同性愛者、G（ゲイ）：男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）：両性愛者、T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人、Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校や放課後児童クラブ等での活動を通して、地域住民との協働により、介護や防災における福祉の在り方を含む、福祉への関心と理解を深める教育を推進します。

基本目標2 地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり

【基本施策1】支え合いの関係づくり

日頃から隣近所で声をかけ合い、地域で困りごとを抱える人に気付き、早期の対応を図ることができるよう、地域全体による見守り活動を促進します。また、多様な関係機関と連携し、支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、地域における支え合いの関係づくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
(8)支え合いの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域で、高齢者や障害のある人、子育て家庭や生活に困窮している人などが抱える様々な悩みや不安を把握し、その解決に向けて、地域住民同士が語り合い、支え合い、見守りができる地域住民による伴走支援^{※1}を推進します。 	健康福祉課
(9)まちかどほっと歓事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、地域住民やほっと歓協力員、民生委員・児童委員及び関係する協力機関と連携し、一人暮らしの高齢者や高齢世帯等への声かけ、見守り活動を促進します。 ○ 「1人ぼっちを0に」を合い言葉に、高齢者以外の方も含めた声かけ、見守り活動の体制づくりについて検討します。 	健康福祉課
(10)企業等による社会貢献活動との協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほっと歓協力機関の登録や見守り協定の締結等を通して、社会福祉法人による地域における公益的な取組をはじめ、企業の社会貢献活動と協働した取組を推進します。 ○ 民間活力を生かした「買物弱者支援事業E-Wa^{※2}」の継続に加え、E-Wa拠点までの送迎や買い物代行など、住み慣れた地域で互いを支え合う生活支援についても検討します。 	健康福祉課 経済課
(11)寄付や共同募金等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税の新規返礼品を開拓するとともに、綾川町出身の町外在住者への情報発信を充実するとともに、企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を努めます。 ○ 自治会を通して、赤十字活動への寄付を受け付けるとともに、被災地支援のための募金活動を実施します。 	総務課 健康福祉課

※1 従来の問題を解決するための支援にとどまらず、相手に寄り添いながら、その人との関係によって支援する方法を共に考え、適切な情報や知識を提供することで理解を促進し、自ら選択できるよう支援するとともに、つながり続けることで孤立を防ぐ支援のこと。

※2 綾川町商工会とイオン綾川店が連携して誕生した「移動スーパー」のこと。AEON（イオン）の「イ」、綾川町と綾川町商工会の「ワ」から「E-Wa」（イーワ）と名付けられた。

取組名	取組内容	担当課
(12)地域福祉のネットワークづくり	○ 重層的支援体制整備事業を推進し、医療や福祉だけでなく、様々な分野の関係機関が行政と協働して、それぞれの得意分野や活動を生かしてネットワークをつくり、地域における町民のニーズの把握や課題の解決に努めるとともに、お互いに支え合う地域づくりに努めます。	全課
(13)地域包括ケアシステムの充実	○ 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。 ○ 高齢者だけでなく、障害のある人や生活困窮者等全ての町民に対応できる「地域包括ケアシステム」についても検討します。	健康福祉課

綾川町社会福祉協議会による取組

- 綾川町と連携し「まちかどほっと歓事業」を推進するとともに、協議体を開催し、地域の実情に応じたきめ細かな支援に努めます。
- 共同募金の使途を明確化し、町の広報誌やホームページ等を活用したPR活動を実施するとともに、若い世代をはじめ、幅広い世代に興味、関心が持てるよう、学校募金の推進や新たな職域募金、法人募金先の開拓に努めます。
- 地区担当制によるつながるんジャーを配置し、重層的支援体制整備事業に基づき生活支援体制整備事業や生活困窮者等のための地域づくり事業を一体的に進め、活動の機会や生活支援を必要とする高齢者等と地域の人や居場所、支援等をつなぐ取組を推進します。



つながるくん

ほくは、綾川町社会福祉協議会の仲間、
「つながるくん」！
綾川町の平和を守る正義のヒーロー！
子どもからお年寄りまで、綾川町に住む
全ての方が、安心して暮らせるよう、
社協の地区担当職員と一緒に、
「つながるんジャー事業」を展開しています！
胸の赤い羽根共同募金の羽と綾川の「A」で、
町民の思いを受けとめ、みんなとつながりながら、
問題を解決します！

【基本施策2】地域における交流の場づくり

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、地域との関わりが持てるよう、様々な交流の機会と場の充実を図り、地域住民の主体的な活動を促進します。

地域の資源を活用し、誰もが気軽に集える交流の機会や拠点を充実し、地域で「顔の見える関係づくり」を促進します。

取組名	取組内容	担当課
(14)世代間で交流する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な福祉活動に参加できるよう、生涯学習やイベントの場などを活用し、世代間で交流する機会づくりに努めます。 ○ 綾川町社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、要介護高齢者や障害のある人、子育て家庭等に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛け、つながりづくりや社会参加を促進します。 	全課
(15)地域運営組織の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な地域づくりを目指し、地域運営組織において、地域住民や町、企業等が連携して地域課題の解決に向けて取り組みます。 	総務課 生涯学習課
(16)地域のつながりづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体の活性化を図るため、地区公民館を活動場所として提供します。 ○ まちかどほっと歓事業における地区別会議の開催や「ほっとか連とこ100歳体操」の推進を通して、地域のつながりづくりを推進するとともに、介護予防の取組の効果や意義について地域住民への周知に努めます。 ○ 地域福祉活動を行う団体や組織が、より活発に活動できるよう、既存施設の有効活用も含め、活動拠点の整備を支援します。 	生涯学習課 健康福祉課 総務課
(17)居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が子どもの居場所づくりに取り組むなど、認知症や障害のある人も、それぞれが持っている力を発揮できるような居場所づくりを推進します。 ○ こども園における地域への園庭の開放や子ども食堂の活動への支援など、地域に根ざした、気軽に利用できる居場所づくりに取り組みます。 	健康福祉課 子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
(18)開かれた学校づくりの推進	○ スクールアドバイザーの積極的な活用や地域の人と触れ合う機会の導入など、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、グラウンドや体育館などの学校施設を開放し、地域住民との交流を促進します。	学校教育課 生涯学習課
(19)共生型サロンの設置促進	○ 高齢者だけでなく、障害のある人、子どもなど福祉的支援が必要な地域住民が、社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得ながら、集い、ゆっくりと時間を過ごし、多様な活動に参加できる共生型サロンの設置を促進します。	健康福祉課
(20)移動手段の確保	○ 関係団体等と協力し、デマンドタクシー※の周知及び利用の促進に努め、高齢者や障害のある人の外出する機会の充実を図ります。 ○ 高齢や重度の障害等により、日常生活において移動が困難な町民に対して、タクシー利用料金の一部を補助し、外出機会の創出を図るとともに、制度の周知及び利用の促進に努めます。	総務課 健康福祉課
(21)役割や生きがいがづくりの促進	○ 多様な生活支援やパソコンによる作業など、高齢者のニーズに合わせた活躍の場について検討し、活躍できる人材の確保に努めます。 ○ 町の広報誌やホームページ等で、レクリエーション農園の利用者を募集し、周知に努めるとともに利用を促進します。	健康福祉課 経済課 シルバー人材センター

※ 利用者の自宅まで迎えに行き、町内の一定の地域を定額で運行するタクシー利用サービスのこと。

綾川町社会福祉協議会による取組

- 関係機関とのネットワークを構築し、地域の情報を把握するとともに、地域活動の活性化に向けて、住民主体の活動や地域活性化協議会の後方支援活動を行います。
- 共生型のいきいきサロンなど、高齢者や障害のある人、子どもなど、誰もが集まれる居場所づくりに取り組むとともに、移動が困難な人に対する移動手段の在り方について検討します。



いきいきサロン（大成）



ほっとか連とこ100歳体操（上の坊クラブ）

基本目標3 地域福祉の担い手づくり

【基本施策1】地域活動やボランティアへの参加の促進

身近に地域との関わりを持つことができる機会として、町民の誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の普及をはじめ、参加へのきっかけづくりを推進します。また、綾川町社会福祉協議会と連携し、幅広い世代への、ボランティア活動へ参加する意識の向上や参加の促進を図ります。

取組名	取組内容	担当課
(22)地域で活動する団体等への支援	○ 自治会や老人クラブ、社会福祉協議会など、地域で活動する団体をはじめ、地域における町民主体の地域福祉活動に対して、組織の運営や活動を支援し、活動の活性化を図ります。	総務課 住民生活課 健康福祉課 生涯学習課
(23)地域活動等への参加促進	○ 綾川町社会福祉協議会や自治会等と連携し、地域で行われる様々な地域活動について情報の収集に努め、町民への周知を図るとともに、幅広い年齢層や職種からの町民の参加を促進します。	総務課 住民生活課 健康福祉課
(24) ボランティアの育成と活動へ支援	○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の提案や情報の提供に努めるとともに、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及に努めます。 ○ 介護予防サポーターを養成し、お話しボランティアや介護予防、認知症についての啓発活動など、介護予防サポーターが活躍できる体制づくりを推進します。 ○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、介護支援ボランティアや子ども食堂などの子育てへの支援、市民後見人等の権利擁護支援など、幅広い年齢層に、様々な場面におけるボランティア活動への参加を促進します。	健康福祉課 子育て支援課
(25) 高齢者や障害のある人の就労・社会参加の促進	○ 社会参加を希望する高齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、働く意欲のある高齢者への就労の場の提供に努めます。 ○ 障害のある人に対して、相談支援事業所と連携し、本人に合った職場の選択をはじめ、就労の定着を支援するとともに、ハローワークとの雇用対策協定に基づき、出張相談や就労支援制度の周知に努め、障害のある人の就労を促進します。	健康福祉課 経済課 シルバー人材センター

取組名	取組内容	担当課
(26)生涯学習講座等の充実	○ 幅広い年齢層を対象とした生涯学習、文化、芸術、スポーツなどの講座等の開催をはじめ、町内で活躍する関係団体等の活動を支援します。	生涯学習課

綾川町社会福祉協議会による取組

- いきいきサロン等の通いの場の運営や定期的な声かけ、見守りをはじめ、高齢者や障害のある人、子育て家庭の生活を支える支援について、ボランティアの活躍の場の充実を検討します。
- 社協だよりや町の広報誌、ホームページなど多様な媒体をはじめ、様々な機会を活用し、災害時の避難場所の周知などに努めるとともに、自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における見守りネットワークの構築を支援します。
- 行政やハローワーク、関係機関との連携を強化し、ひきこもりなど、多様化、複雑化する様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の提供を推進します。
- 障害のある人の居場所づくりをはじめ、創作活動や生産活動、地域との交流、障害者支援施設における交流の機会を提供するとともに、困りごとの相談に応じるなど、就労や社会参加を促進します。



食生活改善推進委員会
親子の食育事業



山田地区活性化協議会
高山航空公園環境整備活動



介護予防サポーター
転倒予防班出前講座



妙円寺サポータークラブ
夏休み宿題サポート

【 基本施策2 】 保健福祉の担い手の育成

保健、福祉に関する、知識や理解を深める機会の充実や人材育成に向けた取組を推進するとともに、地域で福祉活動を行うリーダーや担い手の育成に努めます。また、地域住民の経験と能力を地域福祉の活動に生かすため、福祉の担い手の育成と発掘に努めます。

取組名	取組内容	担当課
(27)福祉の担い手の育成と発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが福祉の担い手となれるよう、講座や研修の開催を通して、福祉への理解を深め、地域福祉活動の中心的な役割を担う、自治会等におけるリーダーや活動団体の育成を図ります。 	総務課 住民生活課 健康福祉課 生涯学習課
(28)介護人材の確保と定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材の技術力の向上のため、初任者研修への助成や研修の開催等により、介護保険サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を図ります。 ○ 多文化共生事業等との連携について検討し、外国人技能実習生の地域定着を目指します。 	総務課 住民生活課 健康福祉課
(29)専門的な福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の幅広い年齢層の地区組織や小・中学校、小売業や金融機関等の職域、通いの場などで認知症サポーターの養成を行います。 ○ 地域で町民の健康づくりや食育を推進する食生活改善推進員等の確保に努めます。 ○ 町の職員をはじめ、町民に幅広くゲートキーパー養成講座への参加を促進し、自殺予防に取り組める人材の育成を図ります。 ○ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。 	健康福祉課 子育て支援課



つくしんぼ（滝宮公民館 第3土曜午前）



介護支援ボランティア
ゴミ出しサポート

基本目標4 困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり

【基本施策1】誰一人取り残さない相談支援の充実

高齢者福祉や介護、障害のある人の福祉、子育て支援、生活に困窮している人、その他居住や就労に困難や課題を抱える人など、複雑化、複合化した地域の生活課題に対して、市内の分野横断的な連携の強化を図ります。

取組名	取組内容	担当課
(30)包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町の「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、相談を包括的に受け止め、関係各課及び関係機関が連携を強化し、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズへの対応に努めます。 ○ 早期発見のために、高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業や様々なプラットフォームを生かし、地域住民や関係機関と協働した、支援体制づくりを推進します。 	全課
(31)制度の狭間にいる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもりやDV、セルフネグレクト（自暴自棄）の方など、必要な支援が届いていない人には、信頼関係の構築を目指し、寄り添い、つながり続ける伴走型支援を行います。 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
(32)地域共生社会の実現を目指した地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の集まりや事業、団体や企業などに働き掛け、生きづらさを感じ社会から孤立している人が、社会とのつながりを回復できるための支援を推進します。 	健康福祉課
(33)ひきこもり支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌やホームページ、ちらし等でひきこもり相談窓口を周知し、本人や家族、関係者が相談しやすい体制を整備します。 ○ ひきこもりプラットフォーム※を展開し、既存の相談機関や学校等が連携し、児童・生徒が将来、社会とつながることができるよう、切れ目のない支援に取り組みます。 ○ ひきこもりの人の支援ニーズに対応しながら、社会とつながるまでの段階的支援に取り組みます。 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
(34)自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画と一体的に策定している「綾川町自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策として、地域における自殺予防を推進するため、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない綾川町の実現を目指し、生きる支援を推進します。 	健康福祉課

※ ひきこもり状態を脱して社会参加に向けた支援を一体的に行う、県、町、関係機関が連携した支援ネットワークのこと。

綾川町社会福祉協議会による取組

- 綾川町社会福祉協議会職員の相談支援技術の向上を図るとともに、町内の多様な支援者や関係機関との連携を強化し、地域住民の生活課題の解決に努めます。
- 生活保護に至る前段階のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援事業」を推進し、生活に困窮している人の自立を支援します。
- 相談窓口について周知に努めるとともに、アウトリーチ*等の活動で浮かび上がった対象者との関係を構築し、適切な支援につなぎます。

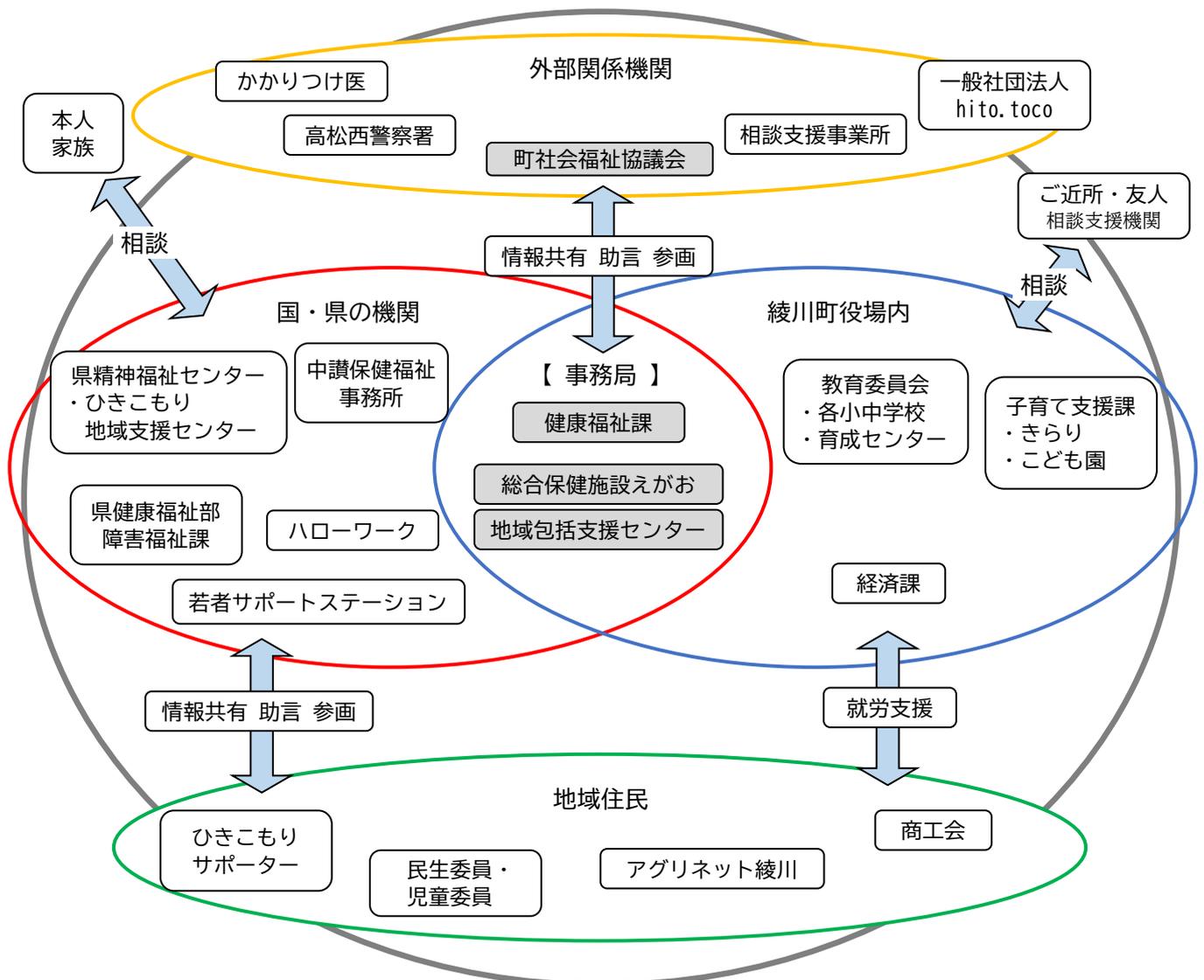
※ 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

【綾川町ひきこもり等支援プラットフォーム】

[目的]

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけではなく、他の家族も巻き込み家庭全体に大きな影響を与えます。この問題は、本人や家族だけでは解決することが難しく、状況を改善するためには、家族全体を支えることが重要です。

綾川町では、ひきこもりの本人や家族のニーズを把握し、その家族を支えるために綾川町の市町村プラットフォームを設置し、ひきこもり状態を脱して社会参加に向けた支援を一体的に行います。



【 基本施策2 】 多様な福祉サービスの展開

高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活に困窮している人など、誰もが地域で安心して生活できるよう、本町で策定している各種福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状況や支援ニーズに応じて、適切なサービス支援につなぎます。

取組名	取組内容	担当課
(35)福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 綾川町社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、介護や障害福祉、子育て支援などの福祉サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援や福祉サービスの在り方について検討します。 ○ 本町の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者基本計画 障害福祉計画 障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、福祉分野の個別計画に基づき、多様な福祉サービス等の提供に努めます。 	健康福祉課 子育て支援課
(36)福祉サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な人が、自ら希望する福祉サービスを選択し、利用できるよう、町の広報誌やホームページ等、様々な媒体を活用して福祉に関する制度やサービスの内容、申請方法等の情報を分かりやすく発信します。 	健康福祉課
(37)障害のある人への就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所と連携し、自分に合った職場の選択や職場の中での困りごとの相談ができるなど、就労の定着を支援するとともに、障害のある人の一般就労の促進に努めます。 ○ ハローワークとの雇用対策協定に基づき、出張相談や就労支援制度に関する広報等による制度の周知に努めます。 	健康福祉課 経済課
(38)ひとり親家庭の就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中讃保健福祉事務所やハローワークと連携し、ひとり親家庭の相談に応じるとともに、出張ハローワークを設け、就労を支援します。 	子育て支援課 経済課
(39)若者への就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かがわ若者サポートステーション」による出張相談会の実施や重層的支援体制整備事業における参加支援事業と連携し、働くことに不安を持つ若者が、自信をもって就労できるよう支援します。 	健康福祉課 経済課

取組名	取組内容	担当課
(40)生活に困窮している人への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 綾川町社会福祉協議会や福祉事務所と連携し、生活に困難を抱える人の自立の支援に向けた体制の充実を図ります。 	健康福祉課
(41)住まいの確保及び生活の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に困窮している人や高齢者、障害のある人、子育て家庭等、配慮を必要とする人の住まいの確保や生活の安定、自立に向け、関係機関と連携し、公営住宅に関する情報提供等を行います。 ○ 住まいの老朽化や虐待等で住居を確保する必要がある人に、関係機関と連携し、高齢者や障害のある人への福祉サービスの情報提供や生活保護による住居の確保を支援します。 ○ 保証人がいなくても入居できる住居情報の発信に努めます。 	健康福祉課 建設課

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワークや福祉事務所、香川県社会福祉協議会の福祉人材センターと連携し、生活保護者など生活に困窮している人への就労を支援します。 ○ 香川県社会福祉協議会の福祉人材センターと連携し、介護助手等の生涯現役で就労できる場の提供や体験活動を行います。 ○ 日常生活自立支援事業等により、家計管理ができず生活に困窮している人を支援します。 ○ 法テラス等と連携し、債務整理の相談や権利擁護支援等に対応します。 ○ 県社会福祉協議会と連携し、家計相談や生活困窮家庭を対象とする学習支援を行い、自立を支援します。

【 基本施策3 】 権利擁護の推進

子どもや障害のある人、高齢者の一人暮らしや認知症の人など、関係機関と連携し、総合的な権利擁護事業を推進するとともに、暴力や虐待の未然防止、適切な対応に努めます。

取組名	取組内容	担当課
(42)虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障害のある人、子どもに対する虐待等を防止するための啓発活動を推進します。 ○ 警察や医療機関、子ども女性相談センター等、関係機関との連携により、虐待事案に対しては適切な対応に努め、家庭の状況や個別の生活課題に寄り添い、きめ細かな対応に努めます。 ○ 綾川町要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、啓発グッズの配布や啓発活動など、児童虐待防止等の取組を充実します。 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
(43)家庭問題に関する児童・生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校やいじめなど、様々な問題を抱えている児童・生徒に対して、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、少年育成センター等関係機関と連携して情報を共有し、問題の解決を図ります。 ○ 子育て支援施設等に、不登校の児童や保護者が安心して過ごせる居場所を設けるとともに、登校へ向けた支援に取り組めます。 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
(44)判断能力が不十分な人の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画と一体的に策定している「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、町の広報誌やホームページ等を活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、利用の促進を図ります。 	総務課 住民生活課 健康福祉課

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症状や障害等により、福祉サービスの選択や金銭管理などが困難な人を対象に、地域において自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」に基づき、福祉サービスの利用等について支援するとともに、複雑化、多様化する支援内容への対応に努めます。 ○ 講演会の開催やパンフレットの配布により、権利擁護支援に関心を持つ人を増やし、日常生活自立支援事業や成年後見制度の支援員、市民後見人の確保に努めます。

基本目標5 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

【基本施策1】地域で支え合う防災対策

地域における自主防災組織の整備の促進をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
(45)地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の広報誌やホームページ、SNSなど多様な媒体をはじめ、町民が集う場など、様々な機会を活用し、災害時の避難場所等の周知に努めます。 ○ 災害時に地域ぐるみで迅速、的確に対応できるよう、防災講話や防災訓練等を実施し、地域の自主防災組織活動の充実に努めます。 ○ 高齢者声かけ・見守りほっと歓事業や地域の通いの場づくりを推進し、日頃からの声かけや見守り、つながりづくりの大切さについて周知に努めます。 	総務課 健康福祉課
(46)災害時の支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「綾川町地域防災計画」に基づき、町防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート等多様な媒体を活用して、速やかに防災情報を伝達するとともに、防災情報の入手手段の普及、入手方法の充実に努めます。 ○ 「避難行動要支援者台帳」に基づき、民生委員やほっと歓協力員、自治会等と連携し、災害時の避難支援が適切に行えるよう、個別避難計画の作成を促進します。 	総務課 健康福祉課
(47)情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時や日常的な情報発信手段として、防災行政無線や町のホームページを運用するとともに、SNSでも情報を発信します。 ○ 情報格差が生じないよう、関係機関と連携し、防災行政無線で提供する情報内容の充実やSNS等の利用を促進するとともに、情報通信基盤の普及に努めます。 ○ 災害等に備えて、予備電源やデータのバックアップなど、リスクマネジメントに努めます。 	総務課



いきいきサロン（マリオン畑田）
サロンで企画した消火訓練の様子

【基本施策2】安全・安心な人にやさしいまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設等の整備を促進するとともに、道路や交通安全施設の整備など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
(48)生活環境の利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設や道路、公園等のバリアフリー化について、高齢者や障害のある人の利用状況を的確に把握し、計画的な整備に努めます。 ○ 新規の施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に基づいた検討を進めます。 ○ 自宅での暮らしの継続を希望している高齢者や障害のある人等が、交通手段や買い物等、日常生活の利便性を確保できる仕組みづくりを検討します。 	関係各課
(49)交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関については、関係機関と連携し、路線の維持や確保、利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実等について要請していきます。また、障害のある人が安心して外出できるよう、音響式信号機など交通安全施設の整備を関係機関に要請していきます。 	総務課
(50)防犯対策の推進と地域の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、地域住民同士が日常生活で声かけや見守り活動を行う活動を支援し、地域における防犯意識の高揚に努めます。 ○ 警察署や自治会、関係機関と連携し、暴力追放や防犯活動を展開し、犯罪の防止や犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。 ○ 高齢者等の消費者被害を未然に防ぐため、町や地域包括支援センター、綾川町社会福祉協議会が身近な窓口として相談に対応します。 ○ 県消費生活センターや警察等の関係機関と連携し、広報誌やパンフレットなど様々な媒体や機会を活用し、情報を発信するとともに、相談体制の充実を図ります。 	総務課 健康福祉課 経済課
(51)再犯防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「綾川町再犯防止推進計画」を、本計画と一体的に策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。 	住民生活課

【1】計画策定の趣旨と位置付け

近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がおらず、また、制度の狭間で孤立して「生きづらさ」を感じている人が増えています。家族構成の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。

日本の社会保障制度は、歴史的にも高齢者、障害者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果をみてきましたが、複雑化、複合化した課題への対応という点で課題を抱えています。このような課題を抱えた世帯は、地域の中で孤立するだけでなく、社会の制度にもうまくつながらず、状況の悪化や解決の糸口が見出せないまま、更に孤立を深め、生活が成り立たなくなることもあります。こうした中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）などを通じて、「地域共生社会の構築」を次の時代の大きな目標に設定しています。「地域共生社会の構築」は、個人の尊厳と多様性が尊重され、多様な背景や生活様式を持つ住民が地域の中で共存していくための取組です。

また「生きづらさ」を感じている住民を支える専門職や支援団体もまた、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援しづらさ」を感じている場合もあります。こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を感じている人の生活を支援していこうとする取組が「重層的支援体制整備事業」です。

本編を「社会福祉法」の規定に基づく「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画の事業と連携し、複雑化、複合化した地域住民の課題への対応を図ることとします。

【2】計画の期間

「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」の対象期間は「第4次 綾川町地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職や地域が連携し、情報の共有や役割分担によって支援を行うことで、それぞれの負担を軽減し、地域の支援力の限界点を引き上げ、支援が必要な方に、効果的に支援していくための事業といえます。そうした支援の限界点を引き上げ「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、その先の地域共生社会の実現を目指す取組です。



【4】重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

本町では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するために、必要な支援を一体的に実施する体制整備を進めます。

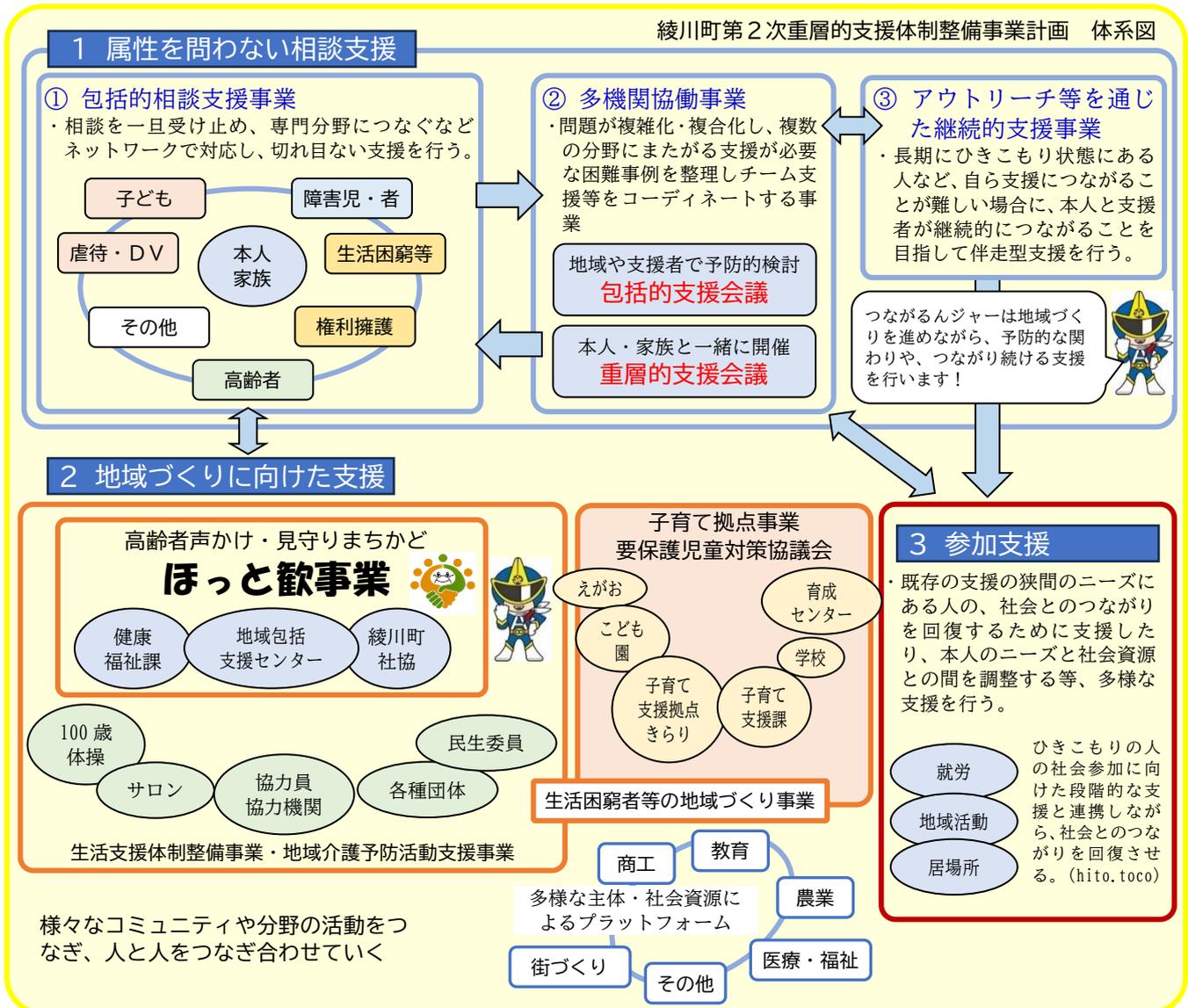
従来は、高齢者や障害のある人、子どもや生活困窮者対策として、各事業が別々に実施されてきました。重層的支援体制整備事業では各事業の垣根を超えて、支援ニーズに対応しやすくするため、包括的支援会議等を設置し、連携や共同しやすい体制を整えます。また、生きづらさを感じている人が参加できる居場所づくりや活躍の場の創設等についても、地域住民と協働して取り組むことができる体制づくりを進めます。

【重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業】

対象	事業名	内容	担当課
子ども	利用者支援事業	子育て支援コーディネーター等による相談、要保護児童対策地域協議会、妊婦等包括相談支援事業	子育て支援課 健康福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て広場等	子育て支援課
障害のある人	地域活動支援センター機能強化事業	障害の委託相談支援事業所による障害のある人の相談支援等	健康福祉課 委託事業所
高齢者	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）	100歳体操、いきいきサロン等の通いの場、介護予防サポーター、介護支援ボランティア活動等	健康福祉課 綾川町社会福祉協議会
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営等	
	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題をマッチング等で解消し暮らしを支える	
生活困窮者	生活困窮者等の地域づくり事業	地域での見守り等の仕組みづくり	健康福祉課 綾川町社会福祉協議会
	福祉事務所未設置町村による相談事業	生活困窮者の相談支援、生活困窮者自立支援制度を活用した支援等	

【5】施策の展開

重層的支援体制整備事業は、既存の相談窓口で困りごとを包括的に受け止め、支援機関につなぐだけでなく、連携や役割分担を行いながら、専門職等による「属性を問わない相談支援」を行います。また、支援対象者が活躍できる、地域共生社会の実現を目指して「地域づくりに向けた支援」「参加支援」を一体的に実施し、孤独・孤立対策等にも対応します。



1 属性を問わない相談支援

属性を問わない相談支援では「① 包括的相談支援事業」「② 多機関協働事業」「③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

【 ① 包括的相談支援事業 】(52)

- 困りごとを抱える方の相談内容を受け止め、アセスメントを行い、必要な支援関係機関につなぐ支援

包括的相談支援事業は、相談を一旦受け止め、専門分野につなぐなど、ネットワークで対応し、切れ目ない支援を行う事業となります。より円滑な支援体制を構築するために、既存の相談窓口のうち、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課、綾川町社会福祉協議会に包括化推進員を配置し、包括的相談支援事業を推進します。

包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握や各相談機関等での実施すべき支援の基本的な方向性を検討し、プランの作成や相談支援機関等との連絡、調整や生活支援コーディネーターなどの多職種とも協働し、チームアプローチによる包括的な支援を行います。また、各相談支援機関のスタッフに対する指導や助言を行います。

その他の役割として、包括的相談支援体制について各担当者の認識を共有するために、重層的支援体制整備事業打合せ会に参加し、ケースの情報共有や「多機関協働事業」による包括的支援会議の開催の必要性等について検討します。この打合せ会では、孤立している人が声かけや見守り等で社会とつながり、地域で役割や居場所を持つことができるための「地域づくりに向けた支援」や「参加支援」についても検討します。

【 包括化推進員の配置機関 】

配置機関		内容
健康福祉課	本庁	生活保護、障害者、障害児福祉、高齢者福祉、女性相談、ひきこもり等相談窓口
	えがお	母子保健、成人保健、精神保健、ひきこもり等相談窓口
	地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口（介護予防、権利擁護等）
子育て支援課		18歳までの子どもの相談窓口
教育委員会		小・中学生の教育・不登校等の相談窓口
綾川町社会福祉協議会		生活困窮者、障害児・者、高齢者、ひきこもり、権利擁護、地域福祉等に関する相談窓口

【 ② 多機関協働事業 】 (53)

○ 複雑化、複合化した課題を解きほぐし、支援関係機関をつなぎ直す支援

多機関協働事業は、問題が複雑化、複合化し、複数の分野にまたがる支援が必要な困難事例の課題を整理し、チーム支援等をコーディネートする事業となります。

各相談支援機関で受け止めた相談は、それぞれの会議等を活用し支援の方向性を検討します。(会議①参照) そのうち、問題が複雑化、複合化し、課題を解きほぐす必要があるケースについては、多機関協働事業を担当する健康福祉課に相談します。

健康福祉課では、各相談支援機関からの情報を整理し、必要に応じて包括的支援会議や重層的支援会議を開催します。(会議②参照)

包括的支援会議を経て、課題を整理し、支援目標を統一化した上で、知恵を出し合い、役割分担等を行い、地域や支援機関と連携しながら継続的な支援に取り組みます。

課題が複雑化、複合化しているため、すぐに解決するケースはほとんどないことを共有しながら、様々なプラットフォームの活用や包括的なネットワークを形成し、支援者が疲弊しないように、チームとして包括的に切れ目のない支援につなぎます。

会議① 各相談支援機関で個別支援を検討する会議

会議名	主な対象	主な内容
要対協実務者会議 個別ケース検討会議	子ども	要支援、要保護児童への対応等について、支援関係機関が情報共有や支援の方向性等を協議する会議
地域ケア会議 (自立支援・個別)	高齢者	セルフネグレクト（自暴自棄）の人を含め、高齢者本人が望む暮らしの実現を目指し、医療、介護、生活支援等について検討し、住み慣れた地域での生活を支えるための会議
中核機関個別ケース会議	権利擁護支援が必要な人	本人の権利を守るために、後見の必要性や受任調整、申立方法等の検討をする会議
支援調整会議	生活困窮者	生活困窮者自立支援事業を利用する人への支援の方向性等を検討する会議 支援実施主体の福祉事務所が開催する。

会議② 多機関協働事業として開催する会議

会議名	主な対象	主な内容
包括的支援会議	限定しない (同意なし)	「社会福祉法」第 106 条の 6 の規定により、構成員に対する守秘義務を設けた会議 情報共有や課題の整理、支援方針を決定し、地域における必要な支援体制の検討を行う。
重層的支援会議	限定しない (同意あり)	本人の同意に基づき実施する会議 内容は、包括的支援会議と同様 支援に対する評価等も実施する。

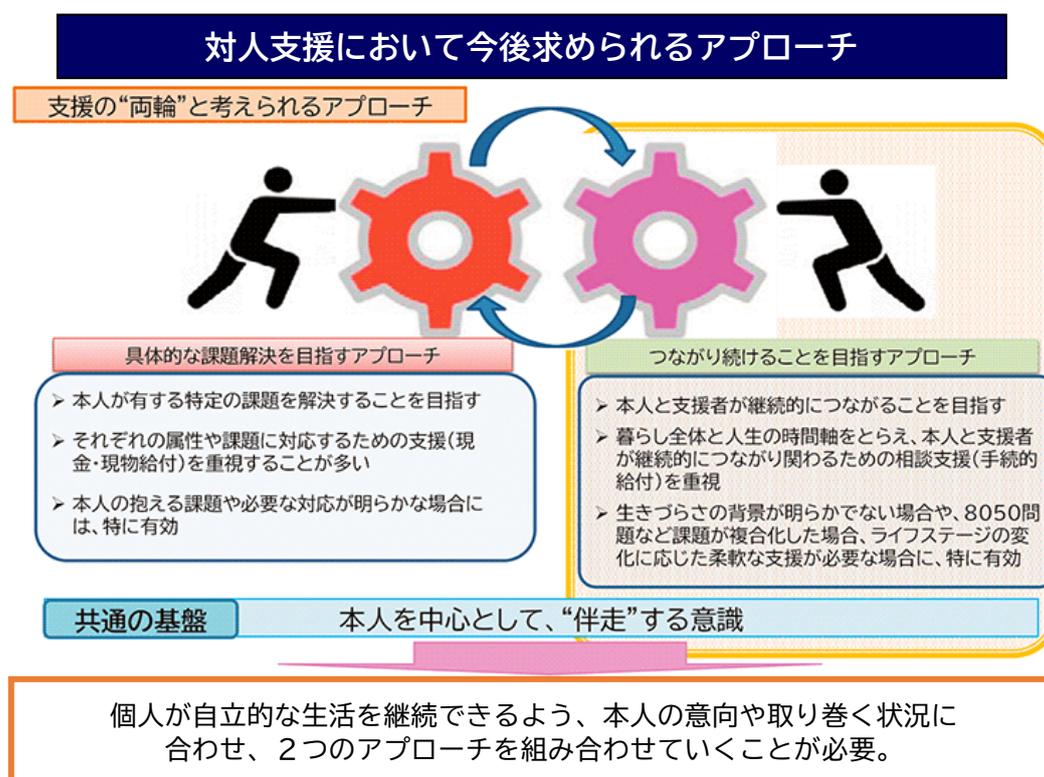
【 ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 】 (54)

○ 支援が届いていない人に寄り添い、伴走しながら、つながり続ける支援

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、既存の事業や制度等につないで課題を解決する、従来のアプローチだけでは解決できない問題に対応するために、必要な支援となります。生活困窮者等が抱える課題は、複雑化、複合化している場合が多く、ひきこもり状態や地域社会からの孤立などの問題が背景にあり、生きる意欲を喪失し、セルフネグレクト（自暴自棄）状態にあることや、困り感を認識できず、支援関係機関による支援がマッチせず、必要な支援が届かないことがあります。

このようなケースには、従来、支援関係機関が行ってきた課題解決を目指す支援（解決型支援）に加え、訪問等を通じて、本人やその世帯の言葉を聞き、寄り添い、つながり続けることを目指す支援（伴走型支援）が必要となります。

本町では、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を綾川町社会福祉協議会に委託し、既存の「つながるんジャー事業（地域担当制）」を生かし、課題解決を目指すアプローチだけでなく、アセスメントにより課題を解きほぐしながら、支援が届いていない方に寄り添い伴走しながら、つながり続ける伴走型支援体制を整備します。



資料：厚生労働省

2 地域づくりに向けた支援 (55)

- 地域における活動の活性化等を通じた多様な地域活動が生まれやすい環境整備
- 本人等と地域、社会とがつながるための支援

重層的支援体制整備事業では、支援者による「伴走型支援」だけではなく、人や地域がつながり合う「伴走支援」との両輪で進めるものとなります。

地域による「伴走支援」は、地域やコミュニティにおいて、お互いを気に掛け支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことが期待されます。

本町では「高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業」を基盤に、本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるために、地域において、対象者のニーズに応じて多様な経路でつながり、参加することができる環境の整備を進めます。

こうした考え方を踏まえ、地域づくり事業においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かし、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズとのマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

【 各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組 】

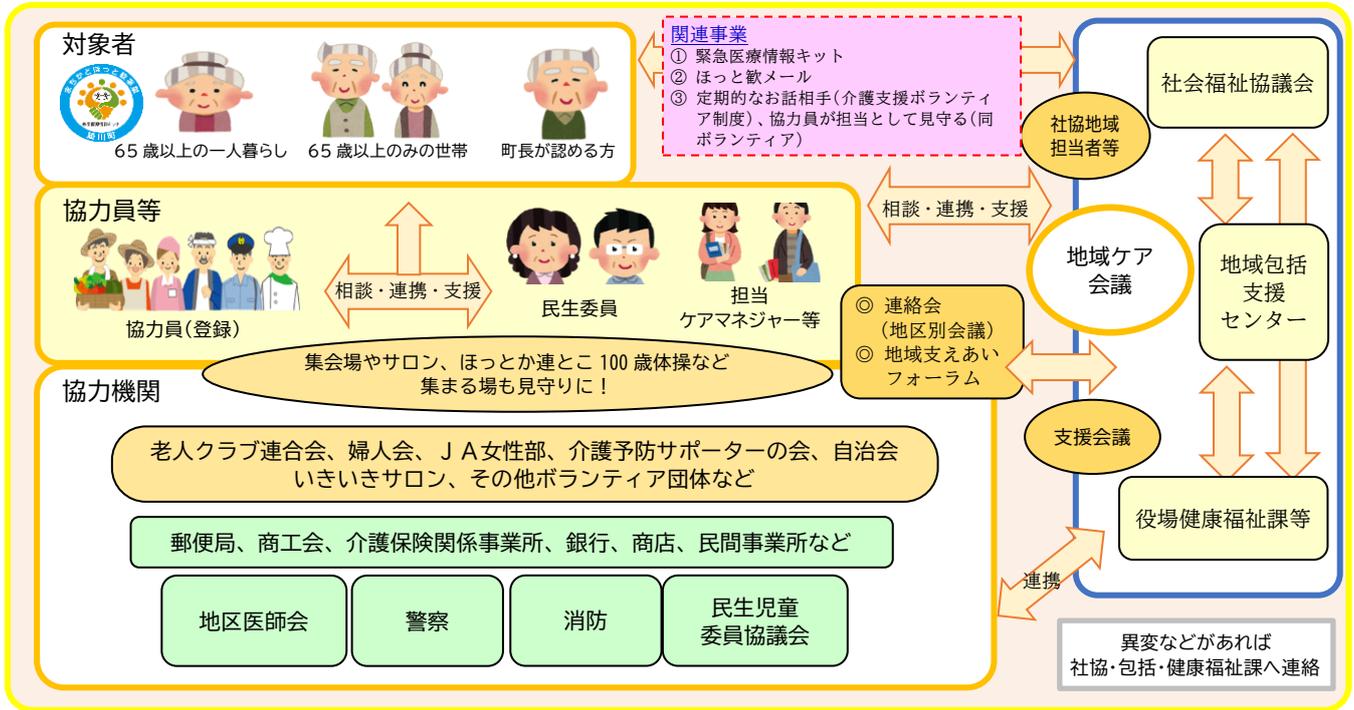
対象	事業名	内容	運営	実施主体
子ども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを開設 未就園児やその保護者の居場所不安の解消や仲間づくりができる。	直営	きらりにじしいのき 南原児童館
	利用者支援事業	子ども家庭総合支援拠点として 子育て支援コーディネーターを配置 要保護児童対応や不登校児等の居場所を開設	直営	きらり
障害のある人	地域活動支援センター機能強化事業	医療、福祉及び地域の社会基盤との連携を強化するための調整、障害に対する理解を促進するための啓発等を実施する。	委託	ライフサポートセンター、中讃地域生活支援センター 地域生活支援センターわかたけ

対象	事業名		内容	運営	実施主体
高齢者	地域介護予防活動支援事業	ほっとか連とこ 100歳体操	フレイル予防のための住民主体の通いの場づくり 65歳以上の方が5人以上集まり重りを使った体操を実施	直営	地域包括支援センター
		介護予防サポーター活動	介護予防サポーター養成講座「まなびあい講座」を開催 介護支援ボランティアの活動を継続し介護予防につなぐ。	直営	地域包括支援センター
		いきいきサロン	ボランティアによる食事の提供やレクリエーション等が楽しめる通いの場 社協がサロン運営の後方支援を行う。	委託	綾川町社会福祉協議会
	生活支援体制整備事業		「高齢者声かけ・見守りほっと歓事業」を基盤に、社協の地区担当職員を生活支援コーディネーターとして配置し、住民主体の通いの場の開設や継続の後方支援、また、見守り等の生活支援のマッチング等を行う。	委託	綾川町社会福祉協議会
生活困窮者	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		生活困窮者等のニーズや生活課題を把握、地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援、情報発信、子ども食堂や共生型サロンなど、課題を複雑化させないための地域コミュニティの場の形成や行政や地域住民、地域づくりの担い手がつながるプラットフォームを展開する。	委託	綾川町社会福祉協議会

【 多様な主体・社会資源等によるプラットフォーム 】



綾川町高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業イメージ図



綾川町消防団



E-Wa (室田集会所)



昭和婦人会



綾歌地区医師会・綾川町介護予防サポーター

3 参加支援事業 (56)

- 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- 既存の取組では対応できない狭間ニーズにも対応し、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復するよう支援する。

参加支援では、本人やその世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援体制を整備するため、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

既存の事業では対応できない、いわゆる制度の狭間の支援ニーズに対応するため、地域づくり事業で把握した既存の社会資源等に働き掛けを行い、支援メニューの拡充を図りながら、本人が社会とのつながりを回復させ、社会の中で役割や生きがいを持つことができるための支援を行います。

【 実施体制 】

機関名	事業における主な取組内容	運営	担当課
一般社団法人 hito.toco	ひきこもり相談支援事業や就労を切り口とした若者サポートステーション事業等と連携しながら、社会参加に至るまでの段階的な支援を行い、既存の社会資源等に働き掛け、メニューづくりやマッチングを行う。	委託	健康福祉課
綾川町 社会福祉協議会	つながるんジャーが実施する地域づくり事業等で把握した社会資源や支援メニュー等をhito.toco や町と連携しながら、狭間の支援ニーズを持つ方の参加支援を応援する。	委託	健康福祉課

第7章 綾川町成年後見制度利用促進基本計画

【1】計画策定の趣旨と位置付け

認知症状や知的障害、精神障害等があることにより、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うことは「地域共生社会」の実現に向けた重要な取組の一つです。

「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人の日常生活や財産の管理等を、社会全体で支え合うための制度です。高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、令和4（2022）年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度の利用促進等について施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定では、市町村に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定が求められており、さらに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本町においても、町民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本編を「成年後見制度利用促進法」の規定に基づく「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業と連携し、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

【2】計画の期間

「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」の対象期間は「第4次 綾川町地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】本町の現状と課題

1 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和5（2023）年では新規申立件数が7件、町長申立件数が1件となっています。また、令和5（2023）年度では後見の人数が60人、保佐の人数が18人となっています。

【成年後見制度の利用状況】

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
新規申立件数(件)	10	8	15	7	6	7
町長申立件数(件)	3	1	4	1	1	1

資料：成年後見関係事件の申立件数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
後見(人) ^{※1}	-	-	55	64	62	60
保佐(人) ^{※2}	-	-	12	15	16	18
補助(人) ^{※3}	-	-	3	4	4	2
任意後見(人) ^{※4}	-	-	0	0	0	0

注：「-」は数値不明

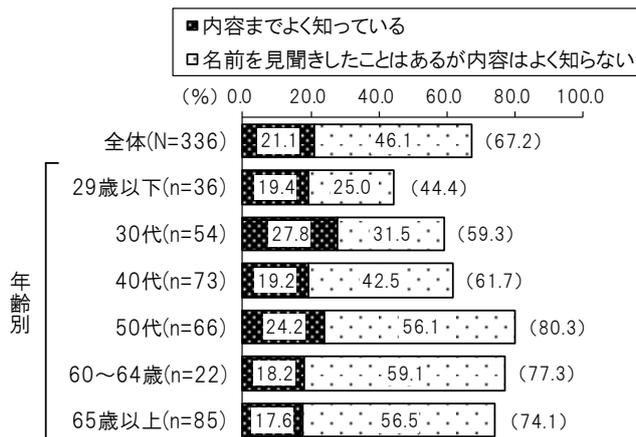
資料：高松家庭裁判所（各年度4月1日現在）

- ※1 成年後見制度の対象者区分（3類型）の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。
- ※2 3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。
- ※3 3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。
- ※4 将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要の判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

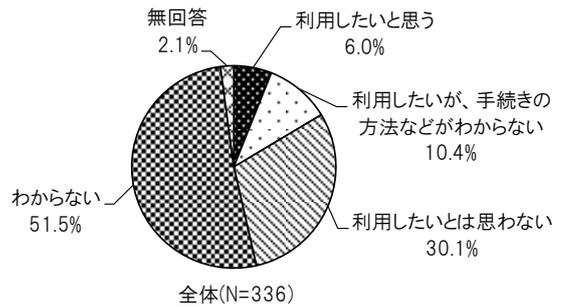
2 町民アンケート調査結果の概要

- ・ 成年後見制度を「内容までよく知っている」割合は約2割ですが、親に介護が必要になってくる50代以上で「見聞きしたことがある」割合が高くなっています。
- ・ 成年後見制度の利用意向については「わからない」が過半数を占めており、利用ニーズは1割台となっています。

【 成年後見制度の認知状況 】

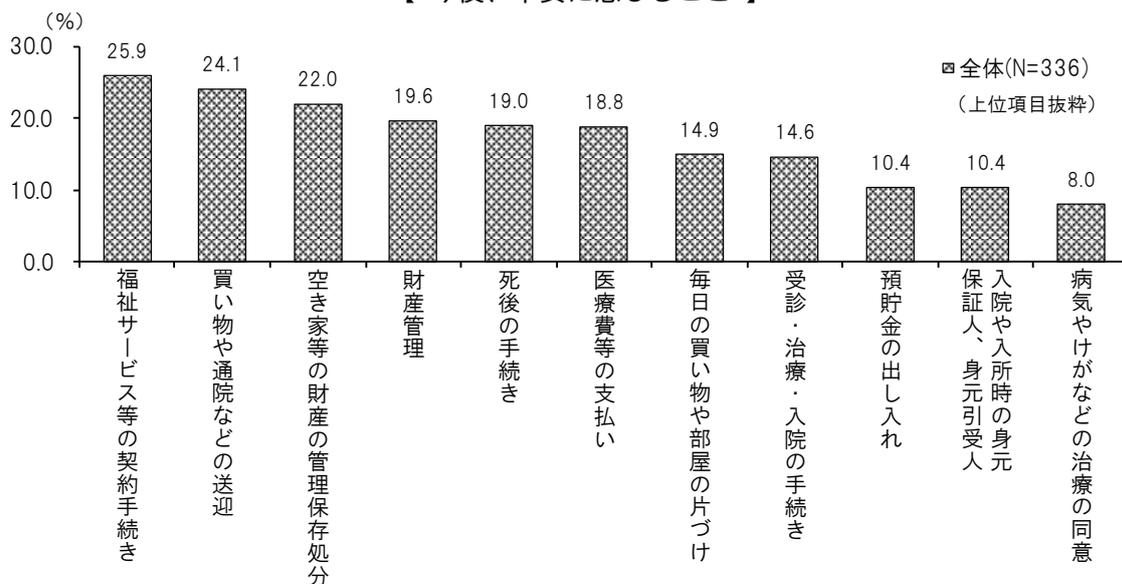


【 成年後見制度の利用意向 】



- ・ 今後の生活において、不安に感じることについては「福祉サービス等の契約手続き」が最も多く、次いで「買い物や通院などの送迎」「空き家等の財産の管理保存処分」「財産管理」の順となっています。

【 今後、不安に感じること 】



3 本町における権利擁護の取組状況

- 認知症や知的障害、精神障害がある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護については「綾川町中核機関設置に伴う事業計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、中核機関を立ち上げ、綾川町社会福祉協議会、健康福祉課、地域包括支援センターの3か所を窓口とした権利擁護に関する相談体制を整備するとともに、弁護士等専門職チームによる検討会等を開催しています。
- 香川県社会福祉協議会から委託を受け、綾川町社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施しています。
- 成年後見制度については、報酬の助成を行うとともに、綾川町社会福祉協議会が法人後見事業を実施しています。
- 権利擁護支援を担う市民後見人の養成方法の検討、日常生活自立支援事業の生活支援員の募集を行いました。

4 本町の課題

- どのような場合に成年後見制度の利用が必要となるのか、支援が必要となった場合は、どこに相談すればよいかといった、基本的な制度の内容を周知する広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 早期の段階から、法定後見（後見・保佐・補助）や任意後見といった種類の選択を含め、成年後見制度の利用について地域住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する必要があります。
- 国は、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めており、本町では中核機関を綾川町社会福祉協議会に委託し、健康福祉課と地域包括支援センターの3者で設置しました。今後、医療機関や福祉施設、金融機関等の関係団体との地域連携ネットワークを更に充実する必要があります。
- 市民後見人に関する養成講座の受講の促進など、担い手の確保に努めるとともに、今後、成年後見人が行えない死後事務や医療同意等についても、地域連携ネットワークの中で対応できる仕組みづくりを検討する必要があります。

【4】施策の体系

「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」は、次の施策体系に基づき推進します。

施策	施策の方向
施策1 町民への周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の広報・啓発活動の推進 ● 相談窓口の周知 ● 職員等を対象とした制度の理解促進
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 随時相談の開催 ● 相談会の開催 ● 専門職による個別ケース会
施策3 制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な人の早期発見 ● 本人・親族申立の支援 ● 費用の助成 ● 町長申立の実施 ● 後見人支援 ● 不正防止
施策4 地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● チームによる支援体制の整備 ● 地域連携ネットワークの整備
施策5 成年後見制度では支援できない支援について	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定支援の推進 ● 身寄りのない人の死後事務に関する取組

【5】施策の展開

○ 施策1 町民への周知と理解の促進

取組名	取組内容
(57)成年後見制度の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、綾川町社会福祉協議会、健康福祉課及び地域包括支援センターが連携し、町の広報やホームページ、社協だよりなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図ります。 ○ 事業を啓発するリーフレット等を作成し、各種団体や介護予防事業等で、制度の利用に関する周知及び啓発活動を推進します。
(58)相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の広報やホームページ、SNSなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。

取組名	取組内容
(59)市民後見人の養成	○ 綾川町社会福祉協議会では、町民を対象に講演会等を開催し、権利擁護支援の担い手の必要性についても周知し、近隣市町と連携し、市民後見人養成講座を開催するなど、権利擁護支援の担い手の確保に努めます。

○ 施策2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
(60)随時相談の開催	○ 綾川町健康福祉課、綾川町地域包括支援センター及び綾川町社会福祉協議会を窓口として、随時、町民からの相談を受け付けます。
(61)相談会の開催	○ 町民が、成年後見制度について、弁護士、社会福祉士、司法書士の専門職に相談できる場所として、年に3回程度「相談会」を開催するとともに、ケアマネジャー等の専門職が相談できる場としても活用を図ります。
(62)専門職による個別ケース会	○ 中核機関で受け付けたケースの後見制度の利用について、弁護士、社会福祉士、司法書士の専門職による個別ケース会を必要時に開催します。 ○ 個別ケース会では、後見の必要性の有無や町長申立の必要性の判断をはじめ、受任者調整※の検討などを行います。後見申立が必要なケースについては、対象の方に、必要性について説明するとともに、必要な情報を提供し、申立を支援します。

※ 個別ケースに応じた適切な後見人等の候補者を検討し、必要に応じて推薦を行うこと。

○ 施策3 制度の利用促進

取組名	取組内容
(63)支援が必要な人の早期発見	○ ケアマネジャーや相談支援専門員、医療機関等と連携し、財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。
(64)本人・親族申立の支援	○ 綾川町社会福祉協議会の職員が、申立に必要な情報を提供しながら町民からの申立を支援します。受任者調整が必要な場合については、個別ケース会（専門職）で調整を行います。
(65)費用の助成	○ 「綾川町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、生活保護の方など、成年後見人等の報酬を支払うことが困難であると町長が認めた場合、報酬の全部又は一部を町で助成します。

取組名	取組内容
(66)町長申立の実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がいない場合に、成年後見町長申立を実施します。
(67)後見人支援	○ 後見人が親族の場合や、町長申立により受任となった専門職の方など、支援が必要な本人を守るために必要な後方支援を行います。
(68)不正防止	○ 親族後見人に対する研修会の開催や相談支援を行うことで、不正の防止につながります。万一、不正が疑われた場合は、個別ケース会等で対応を協議します。

○ 施策4 地域連携ネットワークの整備

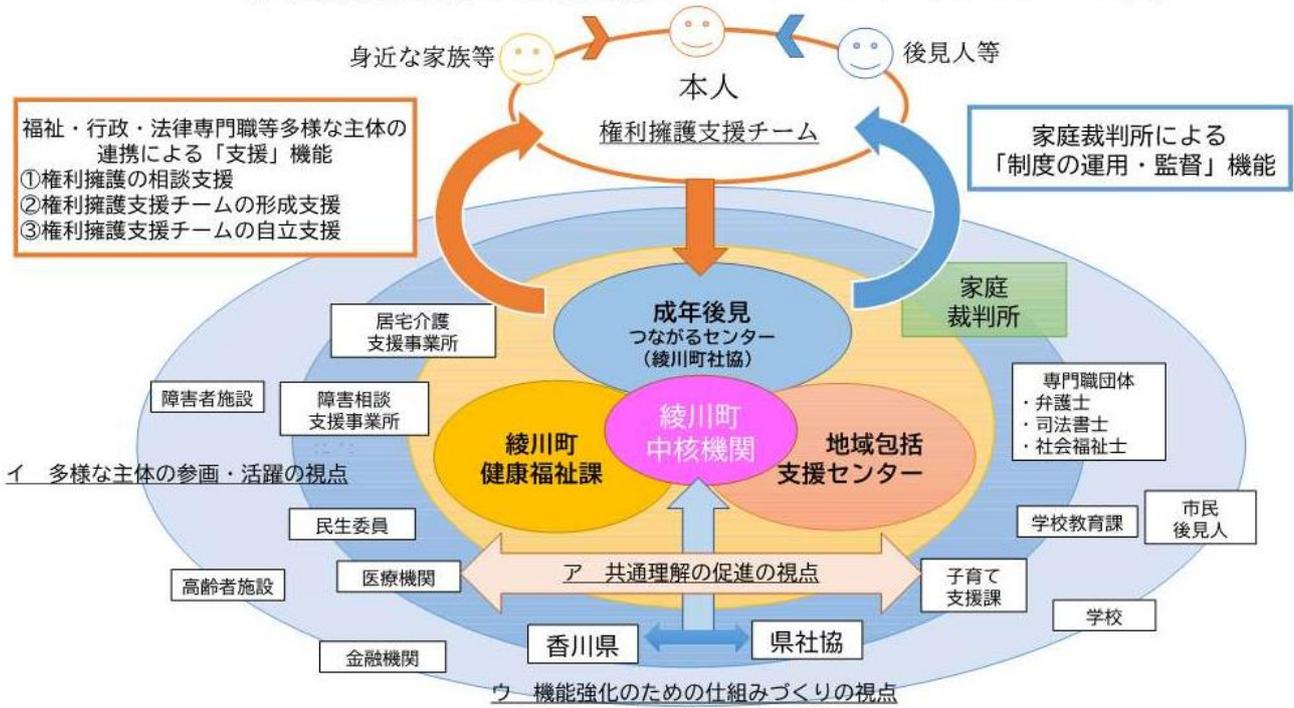
取組名	取組内容
(69)チームによる支援体制の整備	○ 福祉、行政、法律専門職等、多様な主体の連携による支援機能として、権利擁護支援チームを形成し、支援体制を強化します。
(70)地域連携ネットワークの整備	○ 中核機関が、専門職や医療機関、金融機関、民生委員・児童委員等と連携し、地域における制度の推進役として、地域連携ネットワークの構築を目指します。 ○ 権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議するために、中核機関検討委員会を開催します。

○ 施策5 成年後見制度では支援できない支援について

取組名	取組内容
(71)意思決定支援の推進	○ 本人の望む暮らしの実現のために、本人に寄り添いながら本人の価値観に合わせた意思決定を支援します。 ○ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）※を啓発し、人生の最期をどう迎えたいかを考えられるよう啓発します。
(72)身寄りのない人の死後事務に関する取組	○ 身寄りのない人の死後事務について、中核機関検討委員会での検討や研修会の開催などにより、権利擁護支援者の機能の強化を図り、課題を整理し、適切な支援に努めます。

※ 将来の心身の変化や生命に危険が迫った状態など、様々な変化に備え、本人が望む医療やケアをどのように行うべきか、家族や医療、ケアチームなど信頼できる人と話し合いを重ね、本人の人生観や価値観、希望に沿った意思決定を支援するプロセスのこと。人生会議ともいう。

綾川町成年後見中核機関 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりイメージ図



第8章 綾川町再犯防止推進計画

【1】計画策定の趣旨と位置付け

全国における刑法犯の認知件数は、令和5（2023）年で約70万件となっており、平成30（2018）年から令和3（2021）年にかけて減少傾向にあったものの、令和4（2022）年以降、増加で推移しています。

刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は、令和5（2023）年では約8万1,000人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は47.9%となっています。

再犯者率は、横ばいで推移しています。

罪を犯した人や非行をした人の多くは、刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっている人が多いことが、再犯の大きな要因であるとされています。

国においては「再犯防止推進法」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。

国においては、令和5（2023）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においても、国及び香川県の再犯防止推進計画やこれまでの本町や関係団体の取組における課題等を踏まえ、本章に更生支援の取組をまとめ「再犯防止推進法第8条第1項」の規定に基づく「綾川町再犯防止推進計画」として位置付け、犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを推進します。

【2】計画の期間

「綾川町再犯防止推進計画」の対象期間は「第4次 綾川町地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】計画の対象者

「綾川町再犯防止推進計画」の対象者は、第一義的には「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」であり、また、その家族や犯罪、非行をした人の立ち直りに関わる人、犯罪、非行をした人を取り巻く社会の全ての構成員とします。

【4】香川県の動向

香川県においては、令和3（2021）年3月に「香川県再犯防止推進計画」を策定し、県の実情に応じ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することにより、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで、県民の犯罪被害を防止し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととしています。

「香川県再犯防止推進計画」では次の施策体系に基づき、施策の展開を図っています。

基本方針（重点課題）	取組
1 就労・住居の確保のための取組	(1) 就労の確保 (2) 住居の確保
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 高齢者又は障害のある者への支援 (2) 薬物依存を有する者への支援
3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援	
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	(1) 民間協力者の活動の促進 (2) 広報・啓発活動の推進
6 国・市町・民間団体との連携強化	

【5】再犯防止施策を取り巻く本町の現状

1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国及び香川県では令和3（2021）年まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、増加傾向にあります。綾川町では増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年では、香川県で5,761件、綾川町で156件となっています。

【 刑法犯認知件数の推移 】

(単位：件)

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
全国	748,559	614,231	568,104	601,331	703,351	-6.0
香川県	4,962	4,543	3,801	4,173	5,761	16.1
綾川町	102	120	63	86	156	52.9

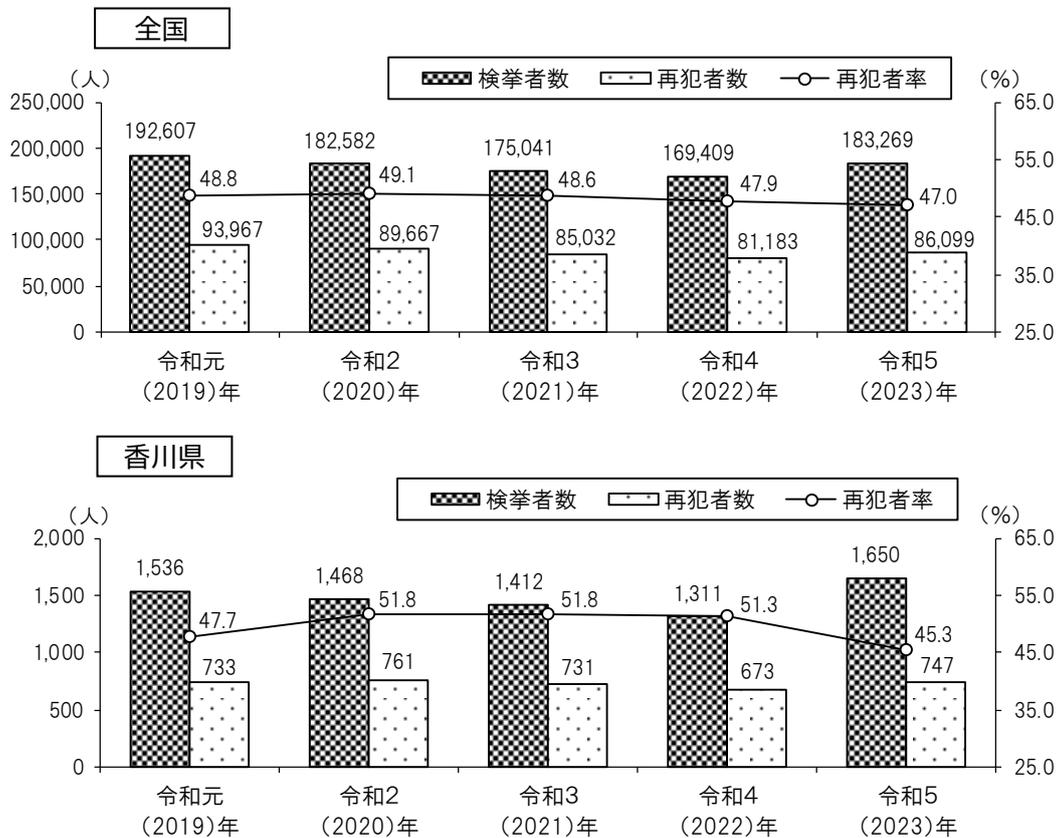
注：増減率は、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけての増減割合

資料：全国及び香川県は警察庁「刑法犯に関する統計資料」、綾川町は「少年白書」より作成

2 香川県における再犯の状況

全国及び香川県では、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にありましたが、令和5（2023）年は増加に転じています。また、再犯者率は全国、香川県共に5割程度で推移しています。

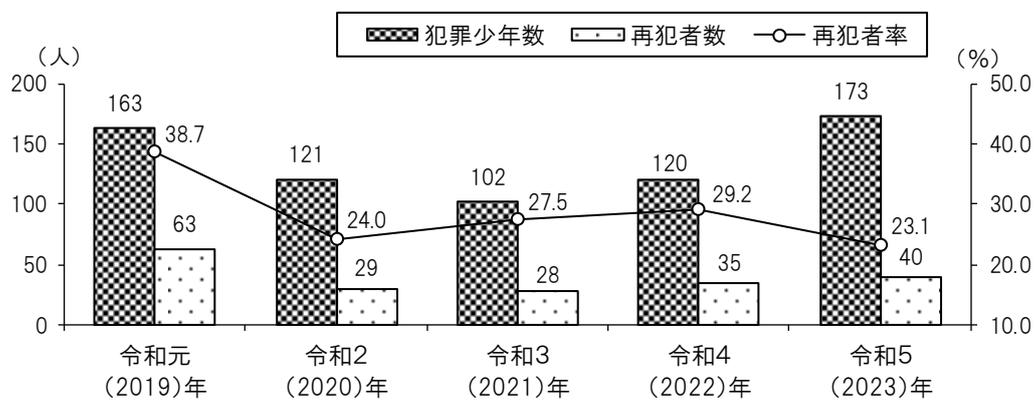
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：全国は「再犯防止推進白書」、香川県は「香川県再犯防止推進計画」より作成

香川県における犯罪少年（刑法）の再犯者数は、令和3（2021）年まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、増加傾向にあり、令和5（2023）年では再犯者率は23.1%となっています。

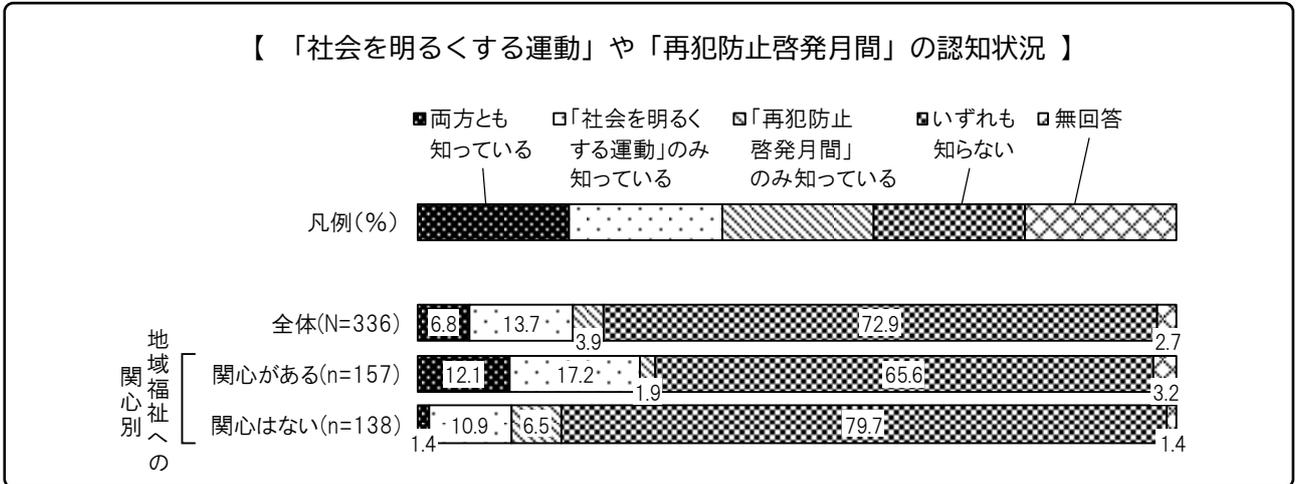
【 犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（香川県） 】



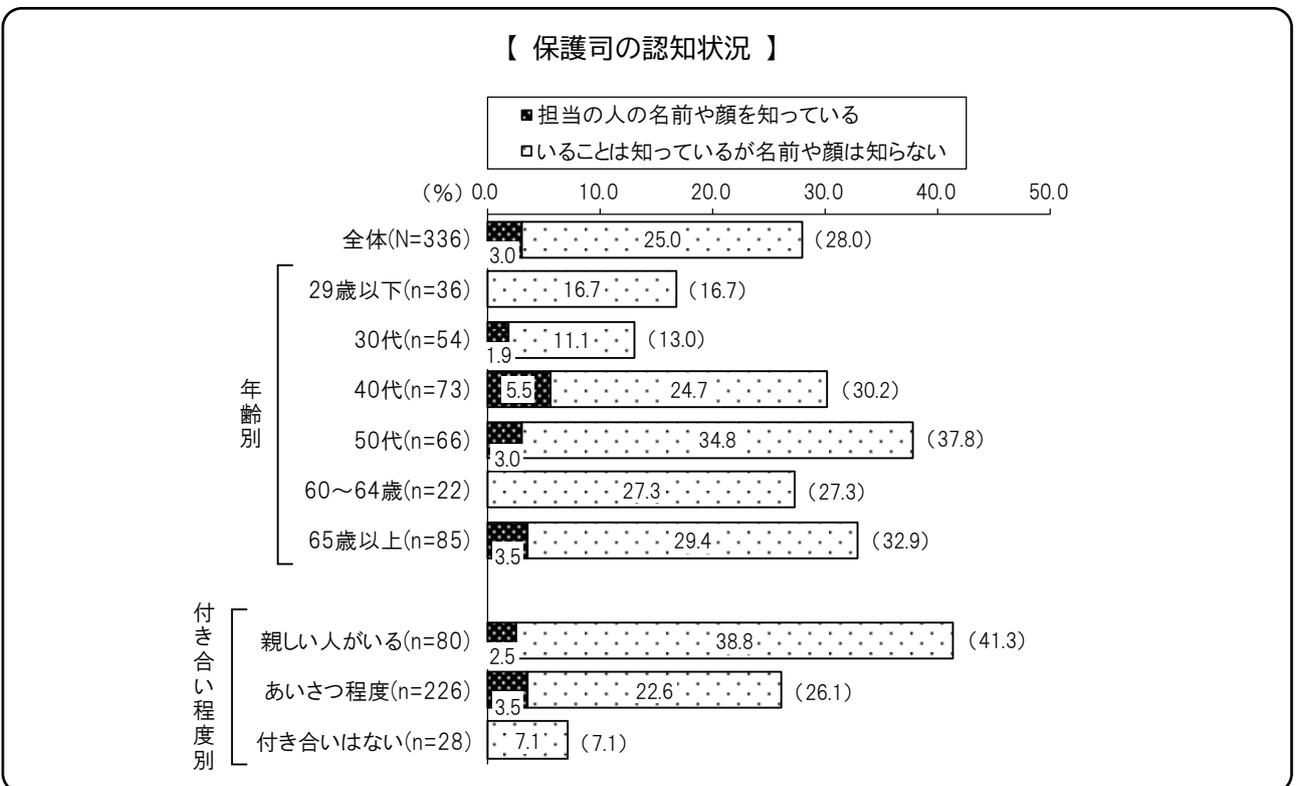
資料：香川県警察「主要統計」より作成

3 町民アンケート調査結果の概要

- ・ 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については、約7割が「いずれも知らない」と回答していますが、地域福祉に関心がある人で「両方とも知っている」割合が高くなっています。



- ・ 保護司を具体的に知っている人の割合は5%未満と低い状況ですが、近所付き合いが親密な人ほど保護司がいることを知っている割合が高くなっています。



【6】施策の体系

「綾川町再犯防止推進計画」は、次の施策体系に基づき推進します。

施策	施策の方向
施策1 町民への周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発活動の推進 ● 子どもの頃からの人権教育の推進
施策2 地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護司の活動への支援 ● 関係機関との連携 ● 生活支援と住まいの確保に向けた支援 ● 就労に向けた支援 ● 保健、医療、福祉サービスの利用の促進 ● 非行の防止対策の推進

【7】施策の展開

再犯の防止にあたっては、犯罪を未然に防止することはもとより、立ち直ろうとする人を社会の一員として受け入れ、円滑に社会復帰につないでいく必要があります。しかし、犯罪や非行をした人の中には、様々な生活課題を抱え、自力で更生することが困難な人が多いことも現状です。

本町では、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないように、国や県、関係機関と連携し、地域社会で生活する上での基盤を整え、孤立を防ぐ支援などを通して、町民が犯罪に巻き込まれることを防止し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

○ 施策1 町民への周知と理解の促進

取組名	取組内容	担当課
(73) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、この運動が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を含め、犯罪や非行のない安全、安心な地域社会を築こうとする全国的な運動であることについて、啓発活動を行います。 ○ 「再犯防止推進法」第6条第2項の規定では、7月を「再犯防止啓発月間」としており「社会を明るくする運動」に合わせて、再犯防止に関する広報、啓発活動を推進します。 	総務課 住民生活課

取組名	取組内容	担当課
(74)子どもの頃からの人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や家庭、地域や職域などあらゆる場や機会を捉えて、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、LGBTQなど様々な人権課題について、幅広い年齢層に対する正しい理解の促進に努め、人権意識の醸成を図ります。 ○ 児童・生徒が人権を考える機会として、人権作文を継続します。 ○ 児童虐待を受けた子どもが、個人として認められ、自己肯定感を高められるような支援を行います。 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

○ 施策2 地域連携ネットワークの整備

取組名	取組内容	担当課
(75)保護司の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司が、保護観察対象者と面接するための場所の提供や保護司同士の情報交換、懇親の場、また、保護司活動の拠点となる場の提供などについて、関係機関と連携して必要な支援を検討します。 	住民生活課
(76)関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高松保護観察所等が開催する研修会等に参加し、再犯防止の現状を把握するとともに、個別ケースの相談があった場合は、関係機関との連携を図ります。 	住民生活課 健康福祉課
(77)生活支援と住まいの確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等に対し、必要に応じて「生活困窮者自立支援事業」などの支援制度を紹介するなど、地域社会で生活する上で必要な支援を行います。 ○ 罪を犯したことにより、身元保証人の確保が困難であることや経済的理由等により、適切な定住先の確保が困難である場合「住居確保給付金（生活再建のための一時的な家賃相当額支給）」等の制度の活用を図ります。 ○ 香川県居住支援協議会に参画し、県が指定している居住支援法人等による、セーフティネット住宅の情報提供に努めます。 	健康福祉課 綾川町社会福祉協議会 建設課
(78)就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高松矯正管区矯正就労支援情報センター（コレワーク四国）」と連携し、刑務所出所者等の雇用を受け入れる事業者に対し、就労や雇用に関する情報提供を行うなど、就労を支援します。 	健康福祉課 経済課

取組名	取組内容	担当課
(79)保健、医療、福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等において、福祉的な支援が必要な人のために、関係機関と連携し、公的な福祉サービスを受けるために必要な調整や社会復帰に向けた支援など、地域生活への定着を支援します。 ○ 犯罪被害者やその家族が安心して生活できるよう、医療や福祉など各分野の関係機関と連携し、ニーズに応じた支援に取り組みます。 ○ 関係機関と連携して薬物の乱用防止を目的とした啓発活動に努めるとともに、薬物乱用による弊害に関する健康相談など、中讃保健福祉事務所等関係機関との連携を図ります。 	健康福祉課
(80)非行の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の小・中学校等と連携し、児童・生徒の状況に応じた相談支援の実施や啓発活動の充実などにより、非行の未然防止に努めます。 ○ 児童・生徒への啓発活動や青少年の健全育成を図るため、綾川町少年育成センターと連携し、家庭や地域の健全な環境づくりに努めます。 ○ 少年補導連絡会において、児童・生徒の非行事案や児童虐待事案、不登校事案等に関する情報共有と解決策等について協議します。 ○ 児童虐待事案については、虐待を受けた児童の関係者でケース会を開催し、包括的な支援ができるように、各関係機関との役割分担を明確にし、非行の防止に努めます。 ○ 保護観察対象となっている少年の再非行の防止や修学への支援に向けて、保護司や学校、関係機関との連携の強化を図ります。 	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課



社会を明るくする運動（苗の植え付け）

数値目標の設定

【 地域福祉計画 】

項目	策定時	目標値
	令和6 (2024) 年度	次期計画 策定時
① 綾川町に「とても愛着を感じている」割合	42.6%	50.0%以上
② 綾川町は、高齢者や障害のある人などにとって住みやすいと思う割合 (そう思う+ややそう思う)	45.5%	50.0%以上
③ 地域福祉への関心のある人の割合 (非常に関心がある+関心がある)	46.8%	50.0%以上
④ 年間のボランティア参加率	65.8%	70.0%以上
⑤ 近所付き合いをほとんどしていない人の割合	8.3%	5.0%以下
⑥ 自分の地域は地域活動が活発であると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	51.5%	60.0%以上
⑦ 自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	41.1%	50.0%以上
⑧ 自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	37.8%	50.0%以上
⑨ 自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	52.3%	60.0%以上
⑩ ひきこもり相談窓口を知っている人の割合	7.1%	30.0%以上
⑪ 社会福祉協議会の活動内容までよく知っている人の割合	11.9%	20.0%以上
⑫ 社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間を知っている人の割合	24.4%	30.0%以上

第2部 第2次 綾川町自殺対策計画

「生きる」を支える ほっと プラン

第1章 計画策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

国の自殺対策は「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）」の制定以降、社会的な問題として認識されるようになり、近年、全国での自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかし、現在は第5類に移行した「新型コロナウイルス感染症」の影響等を背景に、令和2（2020）年には、自殺者の総数は前年を上回り、特に女性や子どもの自殺者数が増加しました。令和4（2022）年からは、男性の自殺者数も増加に転じています。

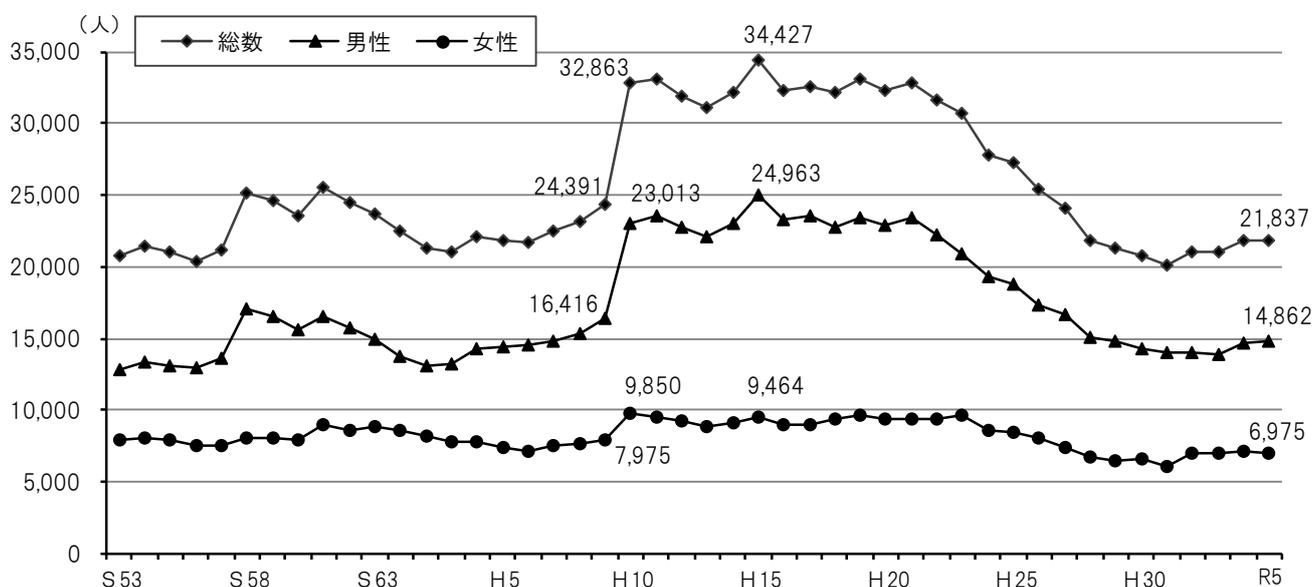
令和4（2022）年10月に閣議決定された、新「自殺総合対策大綱」においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念を継承し、6つの基本方針を掲げ、自殺対策を総合的に推進していくこととしています。

本町においては、平成31（2019）年3月に『「生きる」を支えるほっとプラン 綾川町自殺対策計画』（以下「前期計画」という。）を策定し、社会における「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通して「生きることの包括的な支援」に取り組んできました。

この度、前期計画の計画期間の満了及び「地域福祉計画」の見直しに伴い、新「自殺総合対策大綱」及び本町の現状等を踏まえ、自殺対策計画を見直します。

本計画は、本町における自殺対策の牽引役になるとともに「生きることの包括的な支援」の充実を図る指針として位置付けます。

【自殺者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省自殺対策推進室

【 新「自殺総合対策大綱」の概要 】

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きることの包括的な支援として推進する 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4 実践と啓発を両輪として推進する 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】
数値目標	令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱」（令和4（2022）年10月14日）より作成

【2】計画策定の目的

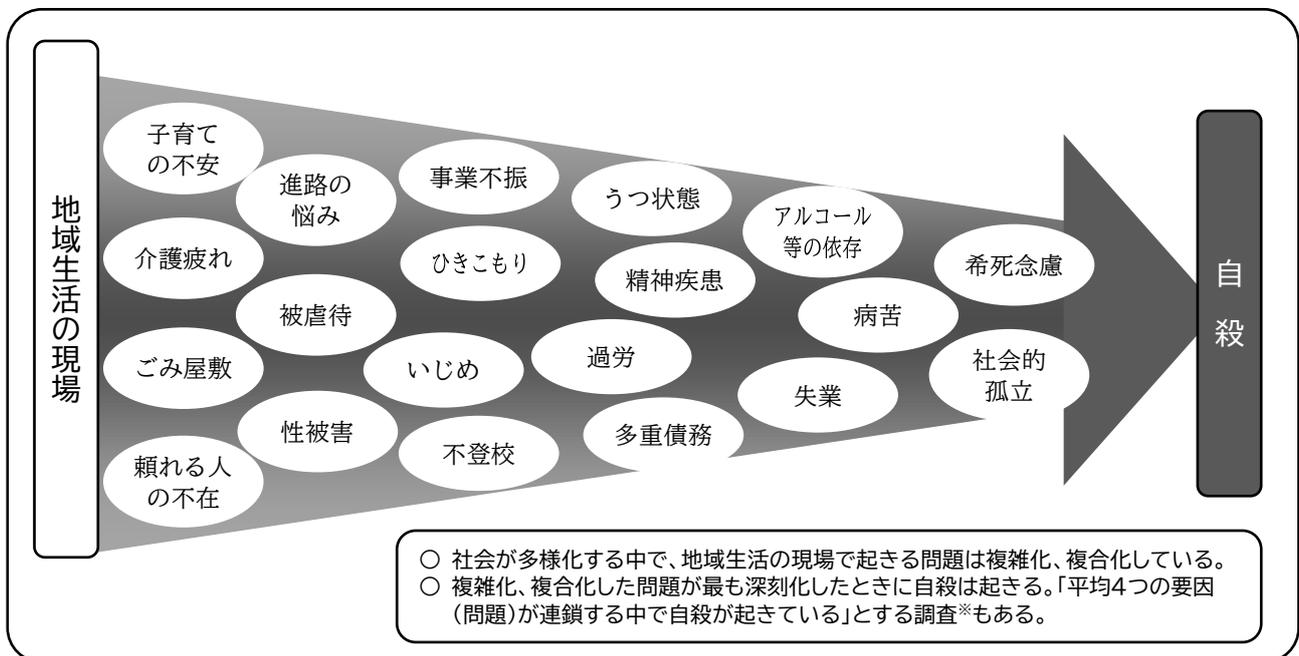
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」は全ての人の願いですが、依然として全国での自殺者数は2万人を超えています。自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みが原因で、精神的に追い詰められ、自殺に至る心理としては、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などが考えられます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることから、自殺対策は「自殺対策基本法」第2条の規定に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られるとともに「生きることの包括的な支援」として位置付け、推進する必要があります。

本計画は、町民が抱える自殺に至る複雑化、複合化した問題や課題への対応として「生きることの包括的な支援」を計画として取りまとめ、それを実践することで「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すことをその主な目的としています。

【自殺の危機要因イメージ】



※ 「自殺実態白書 2013 (NPO法人ライフリンク)」
資料：厚生労働省

【3】計画の策定方法と期間

1 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、地域福祉計画に関するアンケート調査等を通して、自殺に関わる実態や意見等を把握するとともに、学識経験者や各種団体、組織の代表者等によって構成される「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」における協議を通して、様々な立場から意見をいただきました。また、町民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

2 計画の期間

本計画の期間は「第4次 綾川町総合保健福祉計画」と同じ令和7（2025）年度から令和12（2030）年度です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

第2章 綾川町の現状と課題

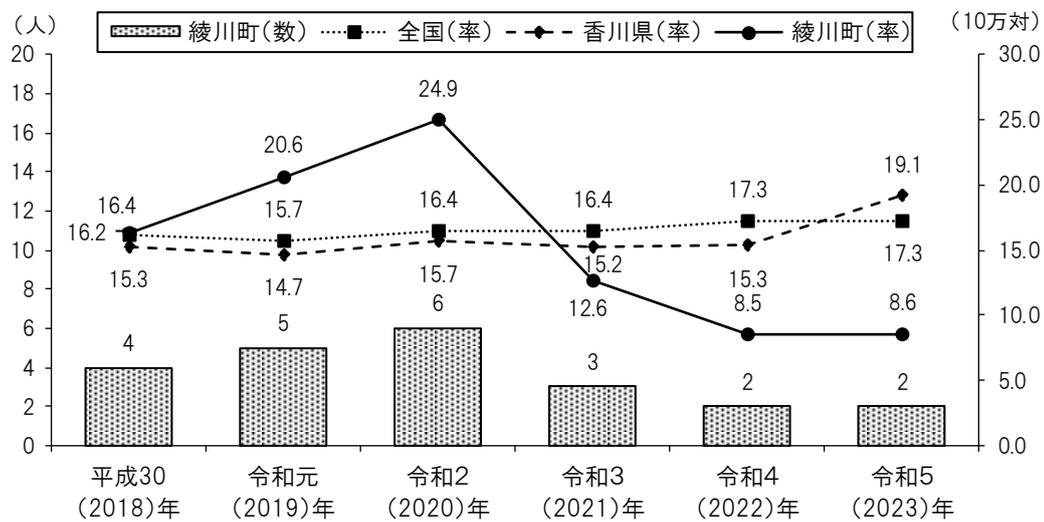
【1】本町の現状

1 自殺者数

平成30（2018）年から令和5（2023）年までの本町の自殺者数は、年間おおむね5人以下で推移していますが、自殺者がいない年はありませんでした。

本町の自殺死亡率は、全国や香川県と比べて人口規模が小さく自殺死亡数の増減で自殺死亡率は大きく変動しています。

【 自殺者数及び自殺死亡率の推移 】



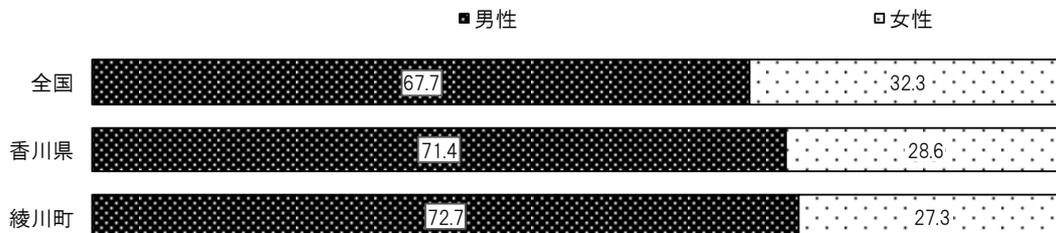
※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算した値のこと。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

2 自殺者の性別割合

本町の自殺者の性別割合をみると、男性：女性でおおむね7：3の割合となっており、男性の割合が高くなっています。

【 自殺者数の性別割合 】



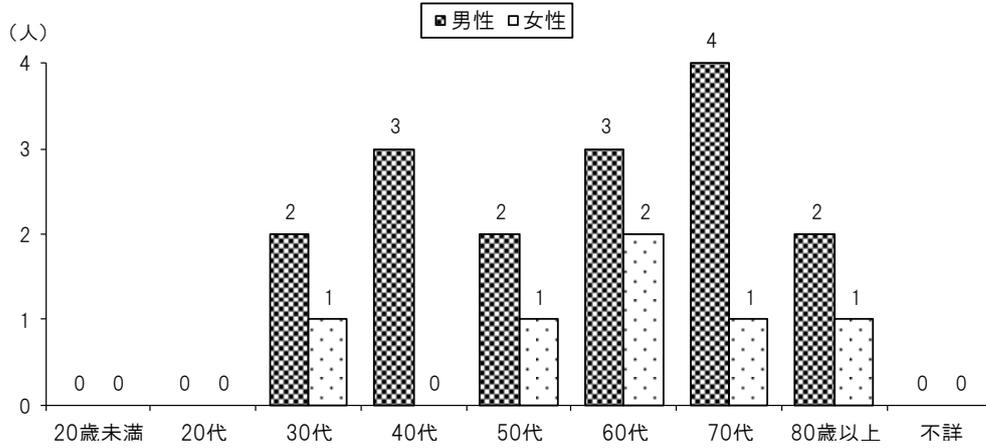
注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計

資料：厚生労働省自殺対策推進室

3 年齢別自殺者数

本町の年齢別自殺者数をみると、60歳以上で比較的多くなっており、特に男性は70代で多くなっています。

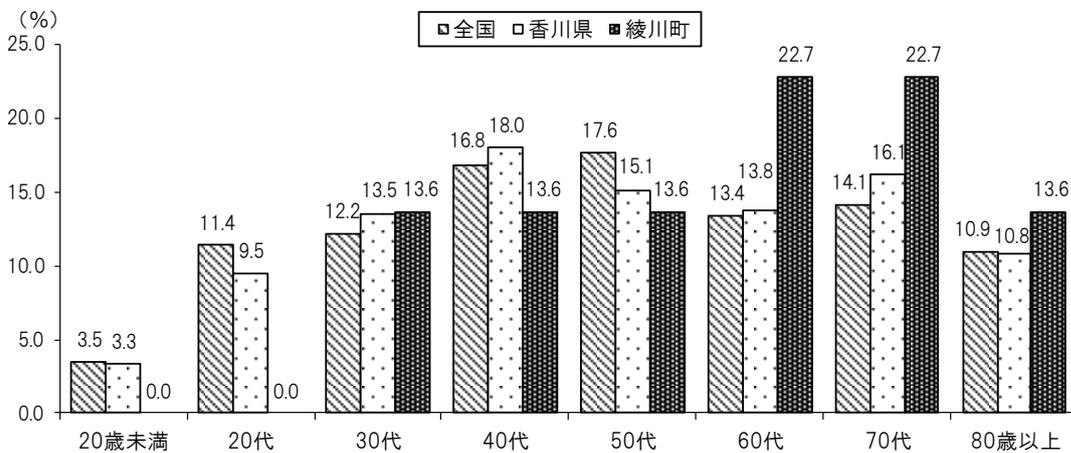
【年齢別の自殺者数】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

本町の自殺者数の年齢別構成比を全国、香川県と比較すると、60代以上で全国、香川県を上回っていることが特徴です。

【自殺者の年齢別構成比】

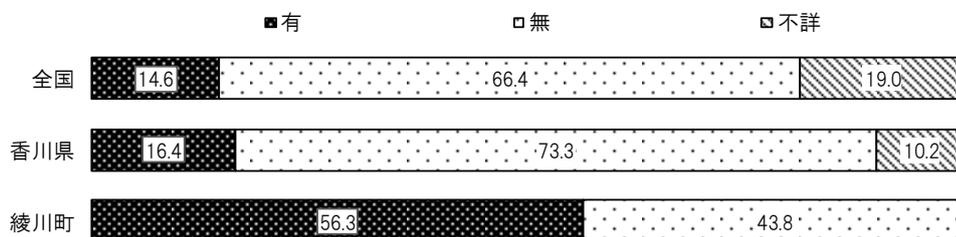


注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

4 同居人の有無

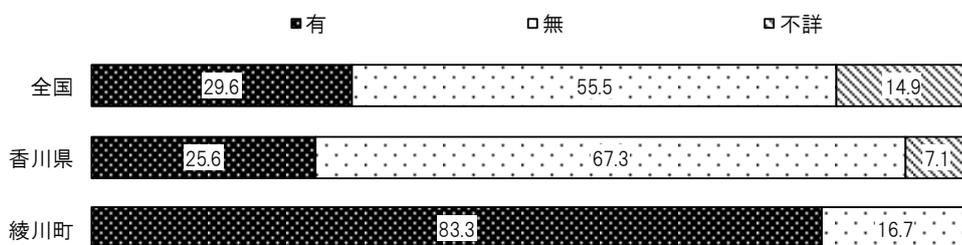
自殺者について同居人の有無別割合をみると「有」の割合は男性に比べ女性で高く、いずれも全国や香川県の割合を大きく上回っています。

【 同居人の有無（男性） 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

【 同居人の有無（女性） 】

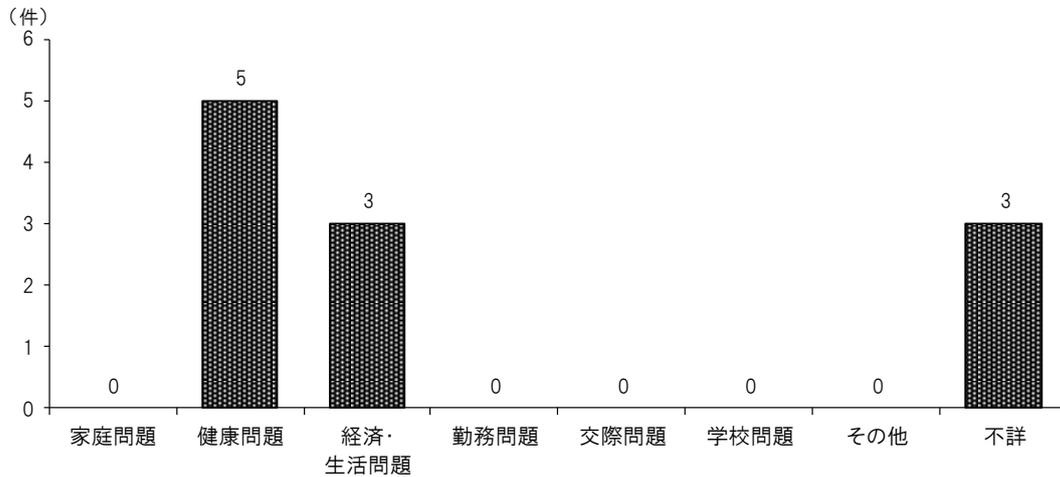


注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

5 原因、動機別件数

本町の自殺の原因、動機については、一人で複数の原因、動機を抱えている場合が多く、「不詳」も多くなっています。判明している件数でみると「健康問題」や「経済・生活問題」がみられます。

【原因・動機別自殺件数】



注1：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計

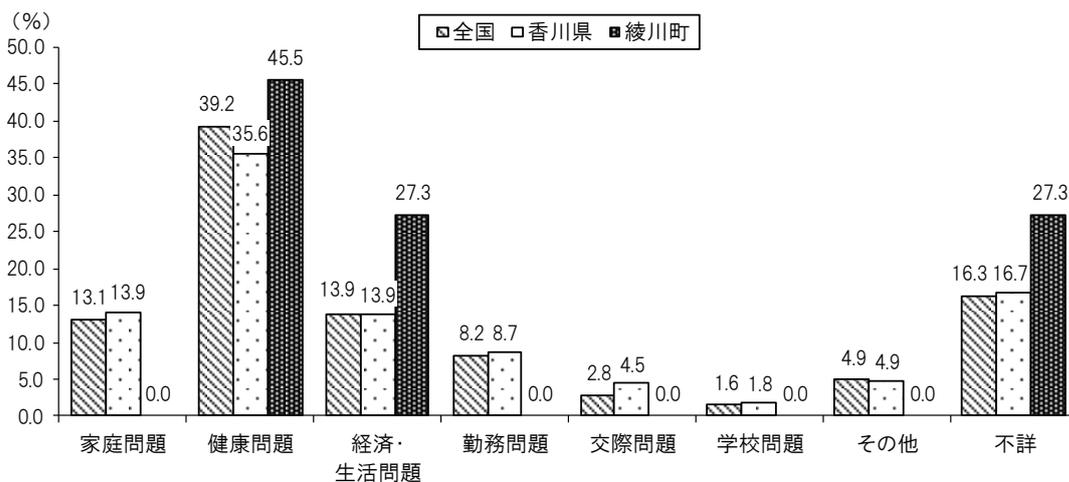
注2：一人で複数の原因・動機を抱えている場合や原因・動機が不明の場合などがあるため、自殺者数の合計と一致しない。

注3：健康問題とは、身体の健康と心の健康の問題を含めたもの。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

原因、動機別の割合を全国、香川県と比較すると、本町では全国や香川県と同様に「健康問題」が最も多くなっているものの、全国、香川県に比べ「経済・生活問題」が多いことが特徴的です。

【原因・動機別自殺割合】



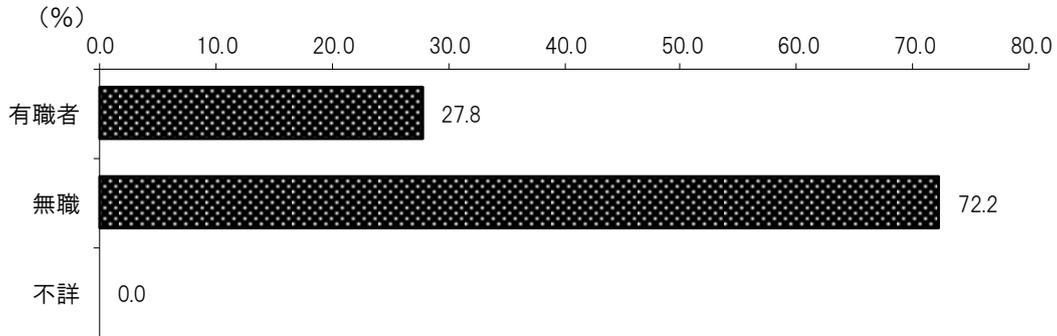
注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計

資料：厚生労働省自殺対策推進室

6 職業

本町の自殺者を職業別にみると、有職者が27.8%、無職が72.2%となっています。

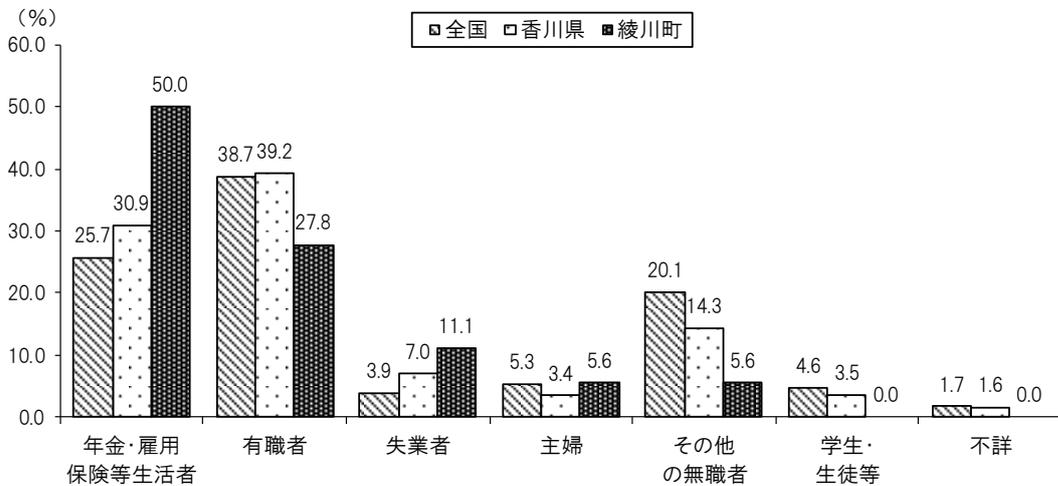
【 職業別の有職割合 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

職業別でみると、本町は「年金・雇用保険等生活者」で全国や香川県を大きく上回っている一方「有職者」は、全国や香川県を大きく下回っています。

【 職業別の自殺者割合 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

7 自殺未遂歴

本町の自殺未遂歴は11.1%で、香川県を下回っています。

【 自殺未遂歴 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計
資料：厚生労働省自殺対策推進室

8 自殺の特徴

「地域自殺実態プロファイル2024」によると、本町の自殺の特徴は次のとおりです。背景にある主な自殺の危機経路（自殺に至るまでの経路）は、いくつかの要因が重なっていることが多く、原因を一つの要因に特定することは困難ですが、仕事を起因としたものもみられます。

【 主な自殺の特徴 】

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路
男性 60歳以上無職同居	5人	27.8%	45.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
女性 60歳以上無職同居	3人	16.7%	17.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 40～59歳有職独居	2人	11.1%	182.6	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
男性 60歳以上無職独居	2人	11.1%	113.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性 40～59歳無職独居	1人	5.6%	542.6	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺

注1：令和元（2019）年～令和5（2023）年の合計

注2：自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に、いのち支える自殺対策推進センターで推計したもの。

資料：地域自殺実態プロファイル2024

【 60歳以上の自殺の内訳 】

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		いる	いない	いる	いない	いる	いない
男性	60代	1人	2人	8.3%	16.7%	13.1%	10.2%
	70代	2人	1人	16.7%	8.3%	14.8%	8.8%
	80歳以上	2人	0人	16.7%	0.0%	12.2%	5.4%
女性	60代	2人	0人	16.7%	0.0%	8.2%	2.9%
	70代	1人	0人	8.3%	0.0%	8.9%	4.4%
	80歳以上	1人	0人	8.3%	0.0%	6.8%	4.3%
合計		12人		100.0%		100.0%	

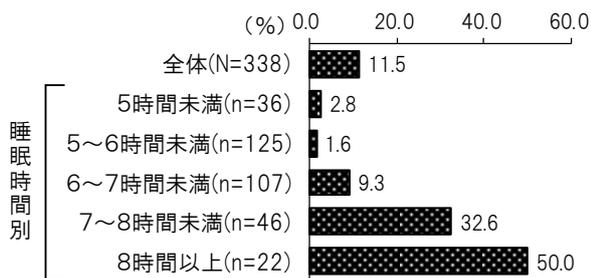
注：令和元（2019）年～令和5（2023）年の合計

資料：地域自殺実態プロファイル2024

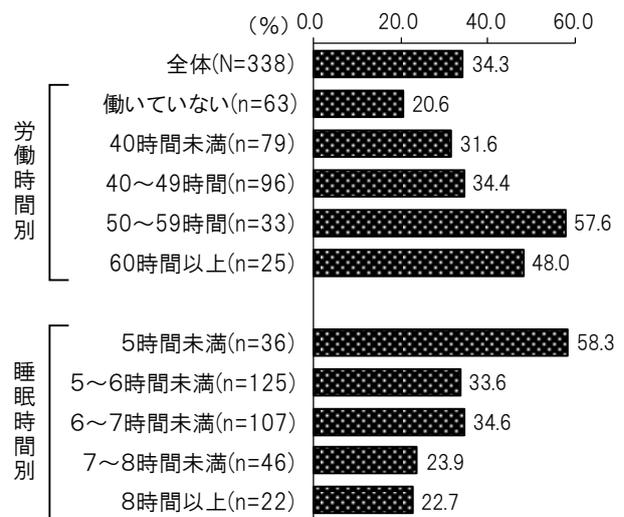
【2】アンケート調査結果の概要

- ・ 睡眠により疲れが「十分とれている」人は1割程度ですが、睡眠時間が8時間以上の人では半数が「十分とれている」と回答しています。一方、睡眠時間が6時間未満ではその割合は低くなっています。
- ・ およそ3人に1人がストレスが「ある」と回答しており、労働時間が50時間以上で、また、睡眠時間が5時間未満でストレスを感じる人が多くなっています。

【睡眠により疲れが「十分とれている」割合】

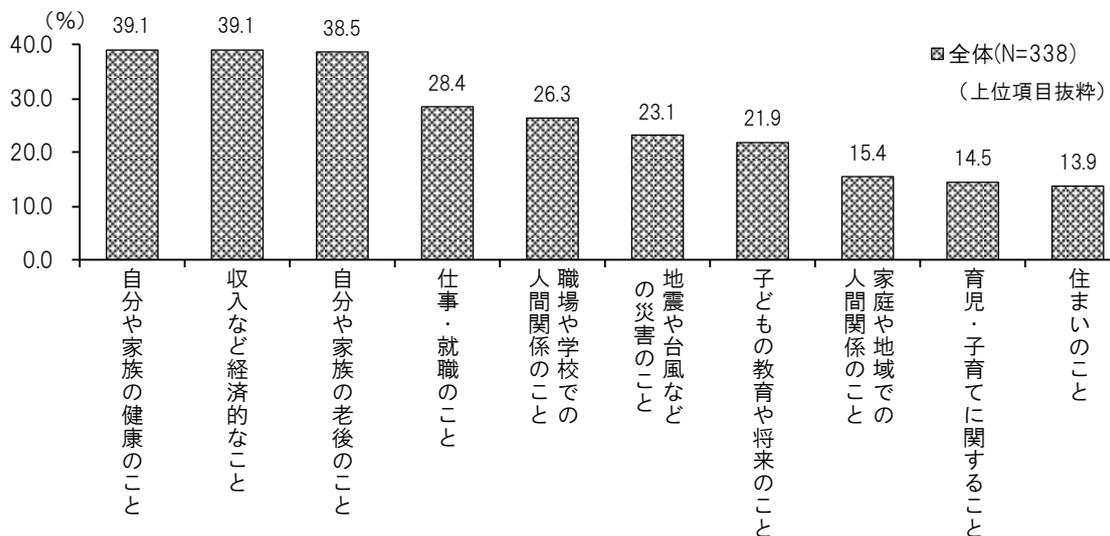


【ストレスが「ある」割合】

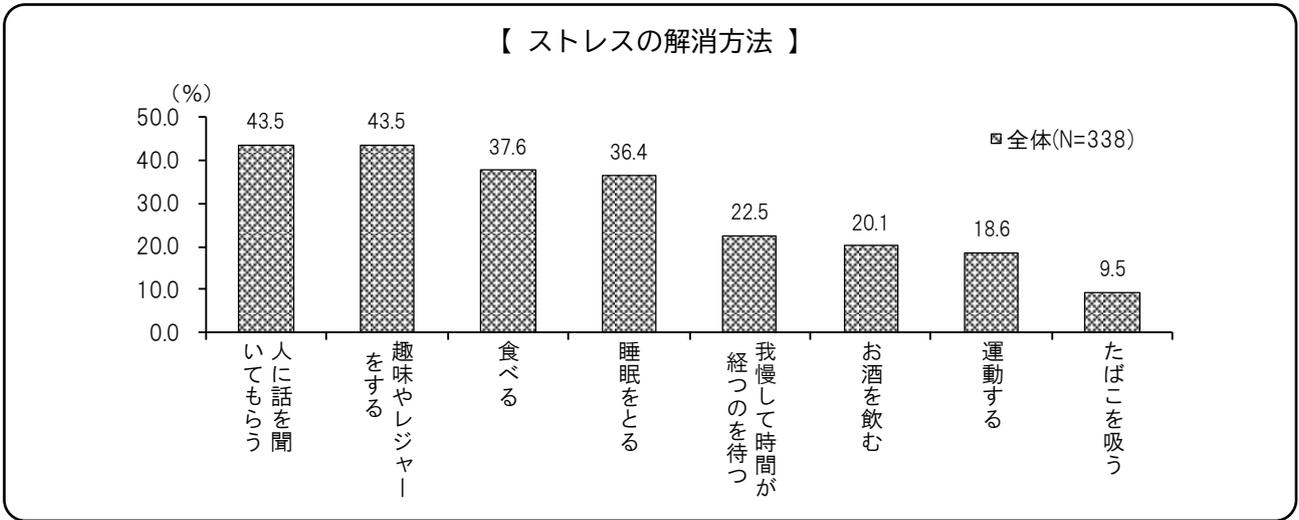


- ・ ストレスの内容として「自分や家族の健康のこと」「収入など経済的なこと」「自分や家族の老後のこと」が上位に回答されています。

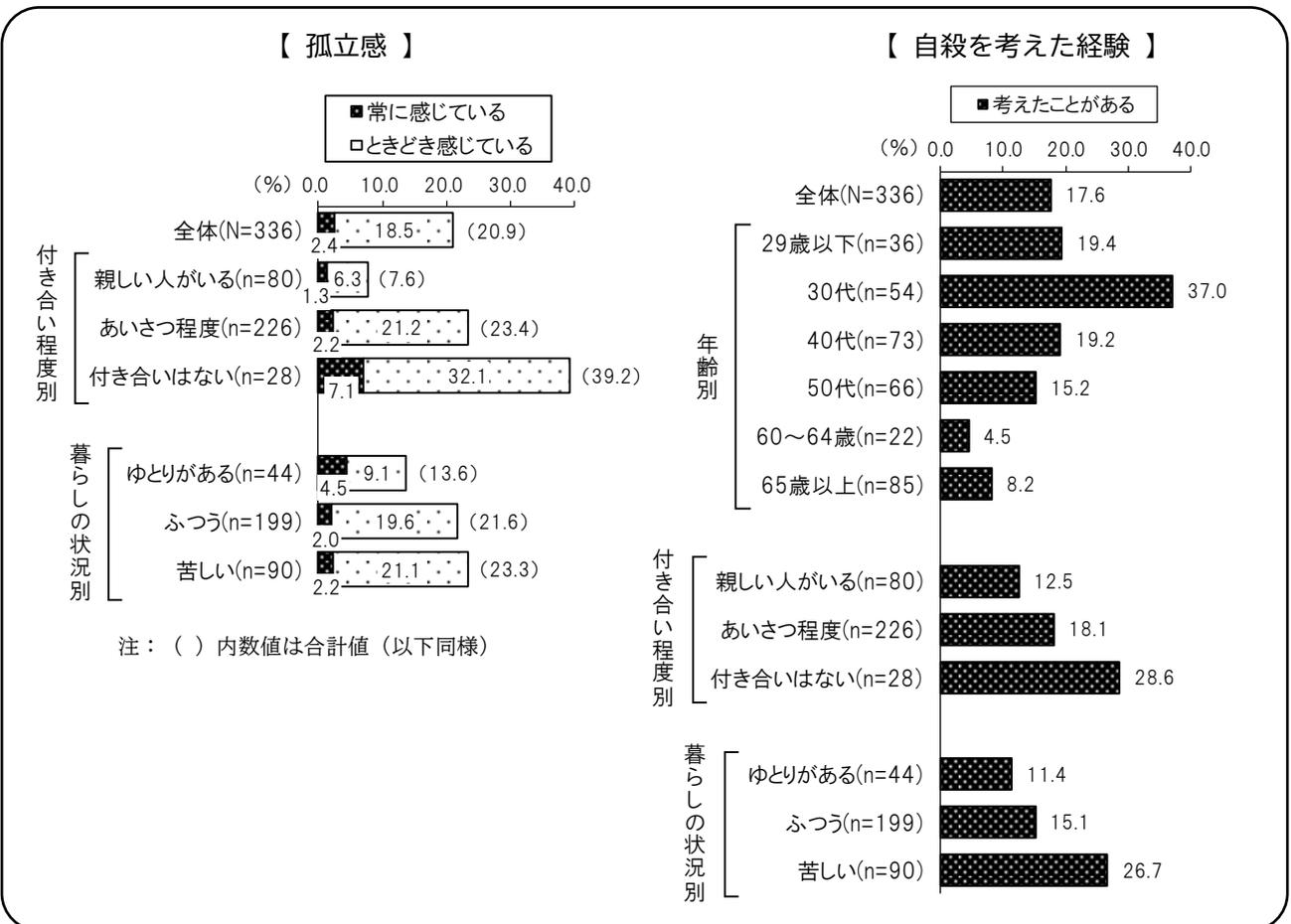
【ストレスの内容】



- ・ ストレスの解消方法については「人に話を聞いてもらう」「趣味やレジャーをする」「食べる」「睡眠をとる」の順に多くなっています。

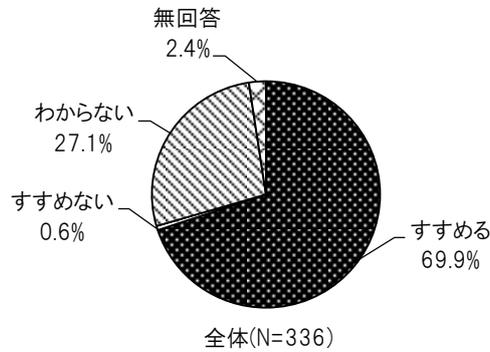


- ・ 孤立を感じる人は2割を占めており、付き合いがない人や暮らしが苦しい人ほどその割合が高くなっています。
- ・ 自殺を考えたことがある人の割合は2割未満ですが、30代で4割近くと多くなっています。また、付き合いがない人や暮らしが苦しい人ほどその割合が高くなっています。



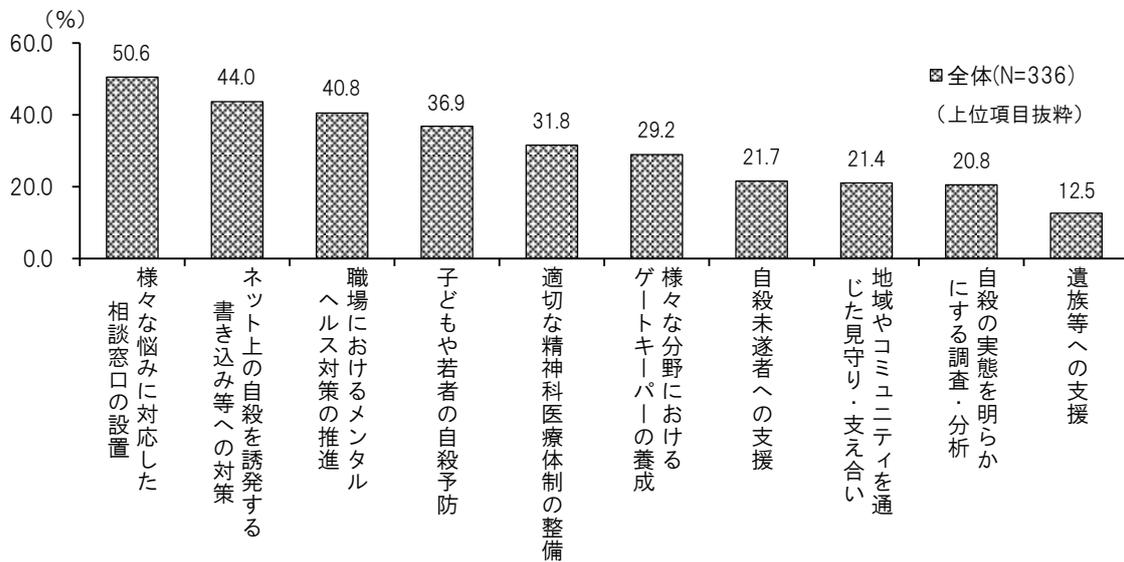
- うつ病のサインに気付いたときの専門機関への相談については、約7割が「すすめる」と回答していますが、3割近くが「わからない」と回答しています。

【 うつ病のサインに気付いたときの専門機関への相談について 】



- 自殺予防対策としては「相談窓口の設置」が最も多く、次いで「自殺を誘発する書き込み等への対策」「職場のメンタルヘルス対策」「子どもや若者の自殺予防」「精神科医療体制の整備」など、社会の幅広い分野における対策が求められています。

【 必要だと思う自殺予防対策 】



【3】数値目標の達成状況

項目	策定時	目標値	実績値
	平成 30 (2018) 年度	令和 7 (2025) 年度まで	令和 6 (2024) 年度
① 自殺死亡率の減少	平成 24～29 年 の自殺死亡率 24.1	令和元～5年 の自殺死亡率 19.28 以下	令和元～5年 の自殺死亡率 15.04
② ゲートキーパー養成研修会開催回数	平成 29 年度まで 2回	増加	8回※
③ ゲートキーパー養成研修の受講者数	平成 29 年度まで 74 人	増加	201 人※
④ 綾川町自殺対策推進協議会の開催	0回	開始	5回※
⑤ 綾川町自殺対策連携調整会議の開催	0回	開始	11 回
⑥ 日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消する ために人に話を聞いてもらう人の割合	59.8%	増加	43.5%
⑦ 日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消する ためにお酒を飲む人の割合	35.0%	減少	20.1%
⑧ 自殺は自分の弱さから起こると思う人の割合	31.1%	減少	27.4%
⑨ 自殺は防ぐことができる社会的な問題だと思 う人の割合	59.0%	増加	66.7%

※ 令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度末時点

【4】本町の課題

● 地域のつながりづくり

「地域自殺実態プロファイル2024」によると、本町の自殺の特徴として、高齢や生活困窮をはじめ、勤務、経営に関する人間関係に起因したものもみられます。

アンケート調査結果では、孤立を感じる人は2割を占め、近隣との付き合いがない人や暮らしが苦しい人ほどその割合が高い傾向にあります。近年、地域社会では人と人との関係の希薄化が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の行動制限により活動の場が減少したことで、地域住民が孤立し、孤独を感じざるを得ない状況が深刻化しました。現在、第5類に移行された後も、社会の変化に対応できず孤独を感じてしまう人もいます。

自殺予防は、地域住民を孤立させないことが重要であり、人と人とのつながりを実感できる地域づくりが必要です。

● 心の健康づくりの推進

アンケート調査結果では、自殺を考えたことがある人は、働き盛りである30代が最も多く、自殺を防ぐために必要な対策としては「職場でのメンタルヘルス対策の推進」が上位に回答されています。

働き盛り世代のメンタルヘルス対策など、職域における自殺対策の充実が求められるとともに、自殺の背景となり得る問題への早期の対応やうつ病対策など、メンタルヘルスへの理解の促進に向けた取組が必要です。

さらに、教育の場における、児童・生徒に対する心の健康づくりをはじめ、SOSの出し方、周りがそのサインに気付くための取組の推進など、きめ細かな対応が求められます。

● 各種支援制度の周知、情報提供の充実

インターネット、スマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、インターネット上のいじめや中傷、悪口、差別的な書き込み、自殺への誘引等の問題がみられます。また、LGBTQといった性的マイノリティ（性的少数者）や様々な性暴力等の人権問題、ヤングケアラーの問題等も顕在化し、自殺の要因は多様化、複雑化しています。

アンケート調査結果では、ストレスの解消法として「人に話を聞いてもらう」が最も多く回答されています。

差別や偏見等をなくす取組や情報モラルに関する啓発、深刻な生きづらさや孤立につながる新たな課題など、幅広い対策が必要です。

そのため、経済的支援制度の周知や生活支援の充実をはじめ、多様化、複雑化、複合化した悩みに応じることができるよう、困りごとを包括的に受け止め対応できる相談体制の充実が必要であるとともに、民生委員・児童委員、ゲートキーパーなど、見守りを推進する人材の育成、確保が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

【1】自殺対策における基本認識

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本町における自殺対策については、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

基本認識	<ul style="list-style-type: none">・ 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である・ 自殺はその多くが追い込まれた末の死である・ 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である・ 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い
------	---

【2】基本理念と基本目標

国の新「自殺総合対策大綱」では、その基本理念を前大綱に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

香川県では、こうした国の動きやこれまでの施策の進捗状況を踏まえ、地域住民、関係機関、民間団体等と連携し「誰も自殺に追い込まれることのない香川」の実現を目指しています。

本計画の上位計画となる「綾川町地域福祉計画」の基本理念として、「誰もが個人として尊重され、ともにつながり支え合う 地域共生のまち」を掲げており、この考え方を踏まえ「第2次 綾川町自殺対策計画『生きる』を支えるほっとプラン」における基本理念は、前期計画の基本理念を継承し「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念として、その実現に向けた自殺対策を推進します。

● 本計画の基本理念 ●

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

【3】基本方針

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本町では次の6項目を自殺対策における基本方針とします。

基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 生きることの包括的な支援として推進する2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる4 実践と啓発を両輪として推進する5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】
------	--

1 生きることの包括的な支援として推進する

失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因を減らす」取組に加え、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因を増やす」取組を推進します。また、双方の取組を通して自殺リスクを低下させ「生きることの包括的な支援」として重層的支援体制整備事業を推進することで自殺対策を推進します。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれることなく、地域で安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会、経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

このような取組を包括的に実施するために、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携して取り組みます。

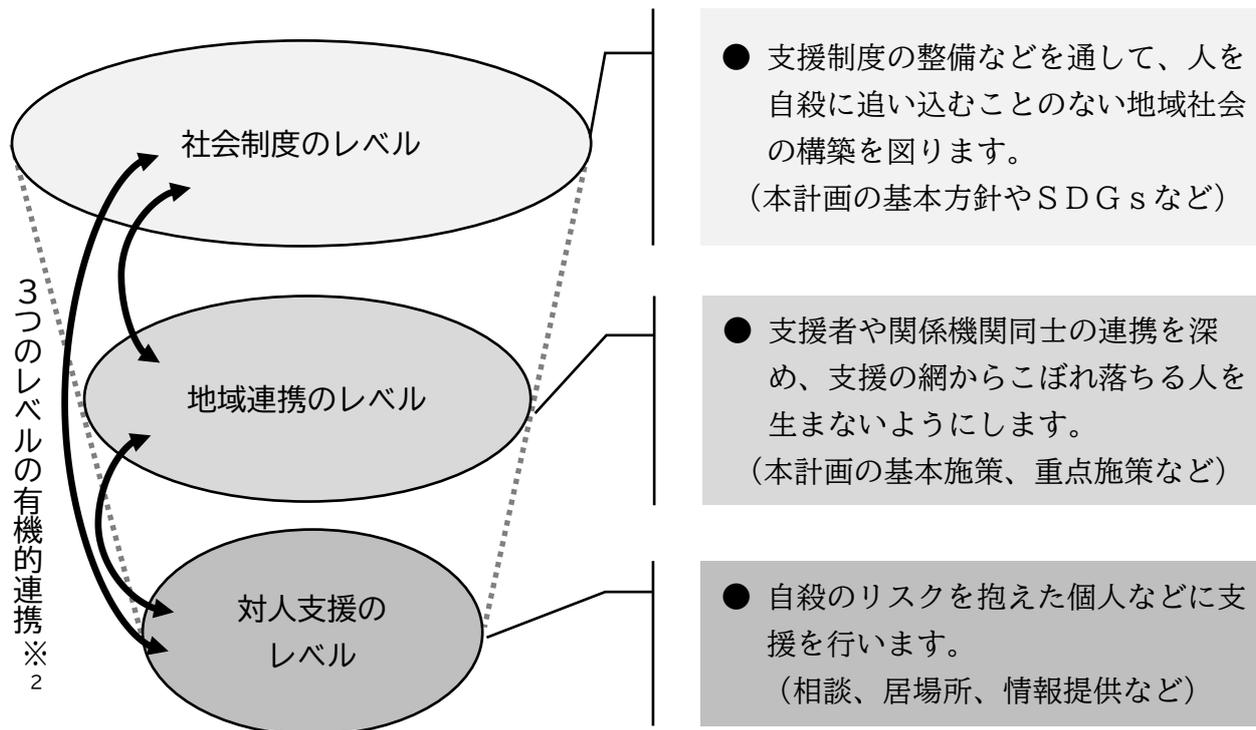
3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとされています。

自殺対策は、いのち支える自殺対策推進センターの「三階層自殺対策連動モデル」では、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下につながる、効果的な対策を講じるために、関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を総合的に推進します。

【 三階層自殺対策連動モデル※¹ 】



※¹ いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「三階層自殺対策連動モデル」に基づき作成

※² 有機的連携とは、異なる役割や立場の人々が緊密に連絡し、相互に作用することで、一つの目標を達成するために協力すること。

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は誰にでも起こり得る問題であることを啓発し、お互いに気に掛け合い、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを察知し、相談窓口をはじめ精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報や教育活動等に取り組めます。

5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、国や県、企業、関係機関、町民等と連携、協働し、一体となって対策を推進します。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策を推進していく中で、自殺又は自殺未遂をした人やその家族などの名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、人権やプライバシーを不当に侵害することのないように留意しながら自殺者及び親族等に対して適切な支援を行います。

【4】施策の体系

● 基本理念 ●

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

【基本目標1】啓発の推進と理解の促進

- 基本施策1 自殺予防に関する啓発活動の推進
- 基本施策2 学びの場の充実

【基本目標2】心の健康づくりと人材の育成

- 基本施策1 心の健康づくりの推進
- 基本施策2 支援者の育成と人材の確保

【基本目標3】自殺を予防する支援体制づくり

- 基本施策1 相談窓口の周知と相談体制の充実
- 基本施策2 多様化、複雑化する生活課題への対応
- 基本施策3 高齢者の社会参加・仲間づくりの促進
- 基本施策4 支援ネットワークの構築

第4章 施策の展開

基本目標1 啓発の推進と理解の促進

【基本施策1】 自殺予防に関する啓発活動の推進

相談機関等に関する情報の周知に努め、講演会等の開催により町民が自殺対策について理解を深めることができる機会の充実を図ります。行政と地域住民が共同で計画づくりに携わり、見直しを行うことで、広く地域全体に向けた啓発を充実します。

取組名	取組内容	担当課
(1) 自殺予防の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 本計画及び自殺予防週間等の周知に努め、自殺予防に関する町民の理解を促進します。○ 高齢者に関しては、ケアマネジャー等高齢者を支える関係者が集まる場で、普及に向けた啓発に努めるなど、町内の様々な集いの場や職域における啓発の機会を活用して、自殺予防の普及に努めます。	健康福祉課 総務課
(2) こころの健康講演会	<ul style="list-style-type: none">○ 大切な命と心の健康を守るため、地域住民が参加できる講演会を開催し、自殺予防につながります。○ 各地区公民館高齢者学級において、こころの健康につながる講話等の実施を推進します。	健康福祉課 生涯学習課
(3) 自殺の実態把握	<ul style="list-style-type: none">○ 国の政策及び「いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が作成する「自殺実態プロファイル」の活用など、本町の自殺の実態の分析、現状の把握に努め、施策への反映を検討します。	健康福祉課

注：取組名に記載している番号は、庁内整理用の番号を示す。（以下同様）

【基本施策2】 学びの場の充実

児童・生徒、保護者を対象とした支援、講演会のみならず、教育を行う職員の資質向上を図る取組を実施します。

児童・生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

取組名	取組内容	担当課
(4) 子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 楽しく子育てができるよう、こども園で子育て講演会を実施します。 ○ こども園、学校、子育て応援班等の講演会の中で、スマートフォンやメディアに頼ることなく、保護者が子どもと向き合い、楽しみながら子育てができるきっかけをつくりま 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
(5) 巡回相談等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言語聴覚士、作業療法士、早期支援コーディネーターによるこども園の巡回相談を実施します。 ○ 発達障害やその疑いがある児童に対し、医療機関、療育機関等の関係機関と連携し、継続した支援に努めます。 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
(6) 共感的人間関係の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共感的人間関係※¹の育成を目指すことで、児童・生徒の自己有用感※²を高めます。 	子育て支援課 学校教育課
(7) 教職員への研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策に関する教職員研修の機会を設け、教職員の自殺対策に関する意識の向上に努めます。 ○ スクールカウンセラーに対し、研修の機会を設け、複雑化、多様化する児童・生徒の悩みに適切に対応します。 	子育て支援課 学校教育課
(8) 自殺予防教育の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防教育を導入することの必要性について、小・中学校に働き掛け、校内の実施体制の構築を進めます。 	学校教育課

※1 「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気、「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる人間関係のこと。

※2 「自分が必要とされている」という実感を持つこと。

取組名	取組内容	担当課
(9)こども園・学校等における働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校において、体験活動の活用やS S T※による自己肯定感の向上を図る道徳教育をはじめ、心の健康づくり教室等の講座や講演会を開催し、心の健康の保持に向けた教育の充実を図ります。 ○ 児童・生徒が、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合の対処方法を身に付けるための「S O Sの出し方に関する教育」を推進します。 ○ 一人で悩みを抱え込まずに誰かに相談するよう、児童・生徒を対象とした心の健康づくり事業を実施するとともに、生きることの意味や命の大切さについて考えを深めるための事業を実施します。 	子育て支援課 学校教育課

※ 人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身に付ける訓練のこと。発達障害のある子どもに効果があると言われている。Social Skills Training (ソーシャルスキルトレーニング)

基本目標2 心の健康づくりと人材の育成

【基本施策1】心の健康づくりの推進

職場や地域、学校等において、信頼できる人間関係、危機回避能力等を高めていけるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、心の健康づくりに向けた学びの場を充実します。

取組名	取組内容	担当課
(10)相談支援体制の充実	○ 生きづらさを抱えている人や複雑化、複合化した生活課題を抱えている人に、関係機関と連携し、心の悩みに関する相談に応じ、伴走型の支援に努めるとともに、相談窓口の周知に努めます。	健康福祉課
(11)自殺対策の啓発	○ 町の広報誌やホームページ、住民健診の機会など、あらゆる手段を活用し、本町の自殺対策に関連する情報を、誰にでも分かりやすく発信し、自殺対策の普及に向けた啓発活動を推進します。 ○ 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせて、相談窓口の周知等をはじめ、自殺予防に関する様々な啓発活動を推進します。	総務課 健康福祉課
(12)ストレスチェックの実施	○ ストレスチェックや面談を通して心の問題に気づき、早期の相談へつなぎます。	総務課 各事業所
(13)こころの健康づくり	○ 講演会を通して、心の健康について普及に向けた啓発活動を推進します。 ○ 自死遺族に対しては、専門家が、心の落ち着きと平常心を取り戻す相談の対応に努めます。	総務課 健康福祉課
(14)母子保健事業、子育て支援事業での心のケアの推進	○ 子育て等に対して不安や負担を抱える保護者や障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、支援につなぎます。 ○ 子育て支援施設等において、保護者の悩みや相談に応じ、子どもの心の健全な発達に向けて、楽しく子育てができるよう支援します。	健康福祉課 子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
(15)児童・生徒への心のケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの居場所として、子育て支援施設に「すいっち」の部屋を設置しています。子どもに自由な時間を提供するとともに、保護者からの相談に応じ、ニーズを把握し、必要な支援に努めます。 ○ 各学校の担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師、保護者等が連携し、児童・生徒に配慮した心のケアに努めます。 	子育て支援課 学校教育課 健康福祉課

【 基本施策2 】 支援者の育成と人材の確保

自殺対策を支える人材の育成は、本町の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。町民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化します。

取組名	取組内容	担当課
(16)ゲートキーパー養成研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員や子育て応援班、介護予防サポーター、役場職員のメンタルヘルス研修会等を活用し、自殺予防への理解の促進を図ります。 ○ ゲートキーパーの役割を認識するための研修を実施し、人材の育成に努め、より効果的な周知方法や対象者を検討し、研修等への参加を促進します。 	総務課 健康福祉課
(17)講師派遣によるこころの健康講座	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康の保持や増進に関する健康教育の開催時に、自殺予防への理解やゲートキーパーの役割についての内容を盛り込み、人材の育成に努めます。 	健康福祉課



基本目標3 自殺を予防する支援体制づくり

【基本施策1】相談窓口の周知と相談体制の充実

多様化、複雑化する生活課題に適切に対応し、社会全体の自殺リスクを低下させるため、様々な分野において「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、併せて「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を推進します。

取組名	取組内容	担当課
(18)相談窓口の周知	○ 町の広報誌やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、誰もが相談しやすい窓口となるよう、体制の整備に努めます。	総務課 健康福祉課
(19)包括的な相談支援体制の充実	○ 本町の「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、困りごとを包括的に受け止め、関係機関と連携や役割分担を行いながら、誰一人取り残さない支援ニーズへの対応に努めます。	全課
(20)こころの健康相談の利用促進	○ 精神科医師や精神保健福祉士などによる「こころの健康相談」を実施し、悩みや不安の軽減に努めます。 ○ 「こころの健康相談」の相談業務を通して、心の健康の維持や利用の促進に努めます。	健康福祉課
(21)雇用対策関連事務	○ 職業相談、労働相談など、労働に関する各種相談体制の充実を図ります。	経済課
(22)長時間労働対策	○ 長時間勤務労働者への産業医等の面接、指導を行い、長時間労働に伴う健康障害を予防するとともに、早期発見に努めます。 ○ 商工会と連携し、相談の対応や相談窓口の紹介を通して、安心、安全な職場づくりについて情報提供に努めるとともに、多様な働き方推進セミナーを実施します。	総務課 健康福祉課 経済課 学校教育課

【基本施策2】多様化、複雑化する生活課題への対応

自殺に関わる多様化、複雑化する生活課題を抱える人に適切に対応し、自殺リスクの早期発見と早期対応のため、各分野における支援者の資質や対応力の向上をはじめ、ゲートキーパーなど、自殺対策を支える人材の確保に努めます。

取組名	取組内容	担当課
(23)滞納者相談	○ 保育料、水道料、給食費、町営住宅等の滞納があった場合は、生活状況を聞き取り、必要な場合は、支援につながります。	全課
(24)納税相談	○ 納税滞納者との十分な面談等を通して、生活状況を把握し、必要な人への分納対応や支援につながります。	税務課
(25)生活保護	○ 病気や事故、その他様々な事情による生活困窮者が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、中讃保健福祉事務所と連携しながら生活保護の相談や手続きを案内します。 ○ 生活保護につながった後も引き続き生活実態等の把握に努めます。	健康福祉課 全課
(26)生活困窮者自立支援事業	○ 福祉事務所未設置町村の相談支援事業を綾川町社会福祉協議会に委託し、生活困窮者自立支援事業につながる体制を整備します。 ○ 生活困窮者を把握した場合、中讃保健福祉事務所や綾川町社会福祉協議会と連携し、自立に向けて支援を行います。	健康福祉課 全課
(27)多様なニーズの人が社会とつながる支援	○ 本町の「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、多様なニーズの人が、地域や社会とつながるための働き掛けを行います。 ○ 専門職による「伴走型支援」に加え、地域による見守りや声かけなどの「伴走支援」の体制づくりを推進します。	健康福祉課 全課
(28)障害のある人などに対する支援	○ 障害者手帳の申請のときなど、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応に努めます。	健康福祉課
(29)ひきこもり対策の実施	○ ひきこもりプラットフォームを設置し、関係機関と連携して支援を進めます。 ○ ひきこもり相談窓口を明確化し、相談者に寄り添い、信頼関係を構築するなど、つながり続ける支援を展開します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課

取組名	取組内容	担当課
(30)ハイリスク妊産婦のアクセスメント・継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳の交付に際し、本人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応に努めます。 ○ 産婦健診で、産後うつが疑われる産婦や医療機関から連絡のあったハイリスク妊産婦に対し、訪問等で相談支援を実施します。 ○ 乳幼児健診時や乳児訪問ケース会に、児童家庭相談員が参加し、要支援者を把握し、必要な支援につなぎます。 	健康福祉課 子育て支援課 医療機関
(31)ハイリスク者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭総合支援拠点を中心に、関係機関との連携に努め、配慮が必要な子どもを適切な支援につなぎます。 ○ 要保護児童対策地域協議会との連携の強化を図り、支援対象児童などの情報提供に関わる保健、医療、教育等の連携を推進します。 	子育て支援課
(32)子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産後ケア事業、子育てホームヘルプ事業、地域子育て拠点事業などを実施し、産後も安心して子育てができる支援を推進します。 ○ 妊娠期から子育て期の不安や悩みを把握し、適切な支援につなぐとともに、産後うつ予防と早期発見に努めます。 	健康福祉課 子育て支援課
(33)児童・生徒の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校に配置したスクールカウンセラーにより、家族を自死で亡くした児童・生徒の心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーにより、生活の支援に努めます。 ○ 青少年の健全育成に関する相談及びカウンセリングを実施します。 	学校教育課 生涯学習課
(34)地域での見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員児童委員協議会や子ども会育成会による見守り活動を支援します。 	健康福祉課 生涯学習課
(35)DVに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVに関する相談者の中で、自殺リスクが高いと疑われる人に対して、必要な助言や適切な支援先につなぎます。 	健康福祉課 子育て支援課
(36)権利擁護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 綾川町社会福祉協議会に中核機関を置き、健康福祉課、地域包括支援センターの三者で、成年後見制度の利用等に関する相談に対応します。 ○ 相談者の中で自殺リスクが高い人に対して、専門職チームと連携し、支援に努めます。 	健康福祉課

取組名	取組内容	担当課
(37)経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 香川県ひとり親家庭リーフレット等を活用し、ひとり親家庭に対する様々な福祉サービスや制度の周知に努めます。 ○ 就学援助制度や奨学金の貸し付け、進学支援等、各種支援を通して、生活の安定や子どもの福祉の増進を図ります。 ○ 特別児童扶養手当の現況届や新規申請のときを子育ての悩みを抱えている人との接触の機会と捉え、適切な支援につなぎます。 ○ 障害のある子どもを養育、監護している世帯は経済的、身体的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があることから、当事者や家族等と対面する機会を活用することで、問題の早期発見や早期対応につなぎます。 	健康福祉課 子育て支援課 保険年金課 学校教育課
(38)男女共同参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配布するなど、相談窓口の周知に努めます。 	住民生活課
(39)人権に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権に関する相談窓口や電話での相談等、各種専門機関による相談に対応します。 	住民生活課

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、様々な理由で生活に困っている人の相談を受け、生活再建に向けた支援を実施します。 ○ アセスメントを実施し、住居確保給付金や就労準備支援事業、就労訓練事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等の必要な支援につなぎ自立支援を促します。 ○ 中讃保健福祉事務所と連携しながら、生活保護の相談や生活保護からの自立支援を促します。 ○ ひきこもり相談窓口として、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。 ○ おもいやりネットワーク事業やフードパントリー等を実施し、生活困窮者等との関係づくりを進めながら、必要な支援につなぎます。 ○ つながるんジャーがキャッチした地域の情報に基づき、アウトリーチ等を通じた継続的な支援により、支援が必要な人の自立を促進するために、つながり続ける支援を展開します。

【 基本施策3 】 高齢者の社会参加・仲間づくりの促進

地域における交流会や講座等を通して、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を生かして必要に応じて早期に支援へとつなぎ、相談等の対応や支援を行う取組を進めます。

取組名	取組内容	担当課
(40) 高齢者の生きがいづくり	○ 高齢者が知識や経験を生かし、いきいきと暮らすことができるよう、生涯学習講座等の公民館活動や老人クラブ等と連携し、介護予防の活動の場の提供をはじめ、多様な居場所づくりを促進します。	健康福祉課 生涯学習課
(41) 独居高齢者及び高齢世帯の支援	○ 高齢者が孤立しないように、「高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業」を推進し、高齢者を包括的に支援する体制を整備し、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。 ○ ほっとか連とこ100歳体操やいきいきサロン等の地域の中での通いの場づくりを推進し、生きがいづくりや社会参加を支援します。	健康福祉課
(42) 認知症総合支援事業	○ 認知症のある人やその家族など、誰もが気軽に交流できる集いの場を増やし、認知症の予防に努めます。 ○ 認知症地域支援推進員※が、認知症の人に対して、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、相談や支援を実施します。	健康福祉課 医師会委託
(43) 在宅医療・介護連携推進事業	○ 医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく続けることができるよう、在宅医療や介護を一体的に提供できる体制を構築します。	健康福祉課 医師会委託
(44) 介護保険制度	○ 在宅サービス、施設サービス、要介護・要支援認定の調査などを実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	健康福祉課 サービス事業所
(45) 介護者への対策	○ 介護のための安心広場を開催し、高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。	健康福祉課

綾川町社会福祉協議会による取組

- いきいきサロンは、共生型のサロンを目指し、誰一人取り残さないよう働き掛けを推進します。

※ 地域における認知症の人の医療と介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動をしています。

【基本施策4】支援ネットワークの構築

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策の連携に取り組みます。特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

取組名	取組内容	担当課
(46)関係機関とのネットワークの強化	○ 行政や関係団体、事業所等と連携し、情報共有や情報交換を行います。	関係各課
(47)綾川町自殺対策推進会議	○ 綾川町自殺対策計画策定委員に綾川町自殺対策推進員を委嘱し、計画の推進に向けて、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策等と連携し、支援体制の構築に努めます。	健康福祉課
(48)綾川町自殺対策連携調整会議の開催	○ 重層的支援体制整備事業における、多機関協働事業による包括的支援会議及び重層的支援会議を活用し、情報共有や地域での役割分担を行い、チームでの支援を推進します。	健康福祉課 関係各課

数値目標の設定

【 自殺対策推進計画 】

項目	策定時	目標値
	令和6 (2024) 年度	次期計画 策定時
① 自殺死亡率の減少	令和元～5年 の自殺死亡率 15.04	令和元～5年 の自殺死亡率 15.04 以下
② ゲートキーパー養成研修会開催回数	8回 [※]	増加
③ ゲートキーパー養成研修の受講者数	201人 [※]	増加
④ 綾川町自殺対策推進協議会の開催	5回 [※]	毎年1回以上
⑤ 綾川町自殺対策連携調整会議の開催	11回	継続
⑥ 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するために人に話を聞いてもらう人の割合	43.5%	増加
⑦ 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合	20.1%	減少
⑧ 自殺は自分の弱さから起こると思う人の割合	27.4%	減少
⑨ 自殺は防ぐことができる社会的な問題だと思う人の割合	66.7%	増加

※ 令和元（2019）年度～令和5（2023）年度末時点

第3部 計画の推進にあたって

【1】推進体制

1 計画の周知及び町民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と町民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、町の広報誌やホームページ等の活用をはじめ、イベントや集いの場など、町民が集まる様々な場を活用し、本計画が推進する取組についての周知に努め、地域福祉や自殺対策、権利擁護や再犯防止に対する町民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、関係団体や町民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や香川県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、町民や関係機関、関係団体等との連携を図ります。

3 綾川町総合保健福祉計画策定委員会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同委員会の意向を尊重します。

4 庁内の推進体制の充実

本計画は、町政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉やそれに関連する取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 PDCAサイクルによる進行管理 】

